



	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (大阪府富田林市議会) (第三八〇〇号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (大阪府和泉市議会) (第三八〇一号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (大阪府羽曳野市議会) (第三八〇三号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (大阪府藤井寺市議会) (第三八〇四号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (大阪府交野市議会) (第三八〇五号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (奈良県橿原市議会) (第三八〇六号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (奈良県宇陀市議会) (第三八〇七号)
	抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書 (福岡市議会) (第三八〇八号)
	品目横断的経営安定対策支援、輸入農産物閑税 引き下げ及び米国牛産肉輸入再開に関する意見 書(山形県酒田市議会) (第三八〇九号)
	平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する 要望意見書(北海道深川市議会) (第三八一〇号)
	平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する 要望意見書(北海道森町議会) (第三八一一号)
	平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する 要望意見書(北海道江差町議会) (第三八一二号)
	平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する 要望意見書(北海道八雲町議会) (第三八一二号)
	平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する 要望意見書(北海道幕別町議会) (第三八一四号)
	は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件	政府参考人出頭要求に関する件
公聴会開会承認要求に関する件	農業の担い手に対する経営安定のための交付金 の交付に関する法律案(内閣提出第四五号)
政府参考人出頭要求に関する件	砂糖の価格調整に関する法律案(内閣提出第四五号)
	農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律 案(内閣提出第四六号)
	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の 一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
	食料の国内生産及び安全性の確保等のための農 政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四 名提出、衆法第一一号)
	派遣委員からの報告聴取
○稲葉委員長	これより会議を開きます。
	内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のた めの交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調 整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機 構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需 給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する 法律案及び山田正彦君外四名提出、食料の国内生 産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関 する基本法案の各案を一括して議題といたします。
	この際、各案審査のため、去る十八日から十九 日までの二日間、宮崎県及び北海道に委員を派遣 いたしましたので、派遣委員からそれぞれ報告を 聽取いたします。第一班岡本芳郎君。
○岡本(芳)委員	第一班として宮崎県に派遣された委員を代表して、団長にかわり私からその概要 を御報告申し上げます。
	派遣委員は、稻葉大和委員長を団長として、黄 川田徹君、山田正彦君、西博義君、安次富修君、 伊藤忠彦君、小野次郎君、中川泰宏君、森山裕君 及び私、岡本芳郎であります。
	このほか、現地参加議員として、古川禎久君が 出席されました。
	会議は、昨十九日午前九時より帯広市内の北海 道ホテルにおいて開催し、意見陳述者の方々か ら、現在本委員会で審査中の四法案について意見 を聴取した後、これに対し各委員より質疑が行 われました。
	意見陳述者は、北海道農業会議副会長吉田義弘 君、全十勝地区農民連盟委員長山田富士雄君、全 國農協青年組織協議会副会長平和男君及び北海道 農民連盟書記長白川祥二君の四名であります。
	意見陳述者の陳述内容について、簡単にその要 旨を御報告申し上げます。
	まず、吉田義弘君からは、担い手の経営安定の 観点から生産条件格差是正対策について十分な支 援水準を確保すること、生産条件格差是正対策に 係る交付金について所得税の特例措置を検討する

こと、過去の生産実績に基づく支払いが農地の流動化を阻害することのないよう特段の措置を講ずること等の意見が述べられました。

製糖所及び実際に現地で畑作を<sup>シテ</sup>澤幸治氏の農場を視察いたしま  
以上が第二班の概要であります

次に、山田富士雄君からは、意欲ある扱い手の経営安定を図り、食料自給率の向上につなげるため、毎年の生産量、品質に基づく支払いに係る予算の充実を図ること、また、過去の生産実績に基づく支払いについて新規作付等に対する別途の支援策を講ずるとともに、条件不利地に対する一定の配慮を行うべきこと等の意見が述べられました。

会議の内容は速記により記録いたしましたので、詳細はそれにより御承知願いたいと存じます。速記録は本委員会議録に参考として掲載されますようお取り計らいをお願いいたします。

今回の会議の開催等に当たりましては、地元の関係者を初め多数の方々の御協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表する次第であります。

部長松本義幸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻葉委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

として過去最大作付面積に対する過去最大の単収を本会議で述べただけでありまして、現実的には、例えば魚介類にしましても、かつて一〇〇%以上あつたものが今五五%と、非常に自給率が下がってきている。

これは、一つは、資源がかなり減つてきているということがあつて、資源回復事業を徹底させるとか、あるいは、非常に輸入魚の価格が安いとい

次に 平和男君からは、認定農業者制度の運用改善を図り、真に意欲と能力のある担い手の育成に資する制度とすること、毎年の生産量、品質に基づく支払いについて生産者の努力が報われる制度設計とすること、採種農家に対する支援措置を講ずること、収入変動影響緩和対策について農業灾害補償制度との関係を整理すること等の意見が

以上  
御報告申上げます  
○稻葉委員長 以上で派遣委員からの報告は終わりました。  
お詫びいたします。  
ただいま報告がありました第一班及び第二班の  
現地における会議の記録は、本日の会議録に参照  
掲載することに御異議ありませんか。

○岡本(英)委員　自由民主党の岡本芳郎でござります。本日は、まず、民主党案について質問いたしましたいと思います。

うこともあります。国内で生産を取りやめていると  
いうこともありますから、だから、思い切った政  
策を展開することによってさらに魚介類の自給率  
を上げることができ、畜産物についても、これから  
十年たって、さらに二十年の間にはさらに自給率  
を十分上げることが可能であると。

最後に、白川洋二君からは、農業における食料の安定供給と多面的機能の二重の役割が發揮できる施策が求められており、特に、環境直接支払いの導入が急務であること、農地・水・環境保全局面上対策に係る支援単価を引き上げるとともに、地方公共団体からの助成を義務化しないこと等の意見が述べられました。

○稻葉委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

りますと、どうもすつきりこないところがあります。そこで、少々確認したいと思います。

特に、将来目標の六〇%に関しまして、民主党案では、三月十七日の本会議での民主党の岡本議員の発言では、過去最大の作付面積で過去最大の単収、合計で二一%の自給率となるから六〇%になるという説明がございました。また、四月十二日の委員会では、山田議員から、小麦、大豆、

まで自安でありますて、私ども、自給率五〇%をまず達成する、その次にあとの一〇%、六〇%の達成が目標であります。そういう意味で、決して、岡本議員の本会議での答弁と私どもの答弁と、そぞ食い違つてゐるものではございません。

○岡本(芳)委員 自給率を法律で書く以上、これは、五〇%の目標であれ六〇%の目標であれ、びしっとした積算が必要だと私は思います。十年後

次いで、各委員から、品目横断的經營安定対策の対象を一定の經營規模以上の農業者等に限定することに対する評価、食料自給率に対する考え方及びその向上のための方策、農業が有する多面的機能を評価する施策の必要性、食料自給率向上のため国産農産物消費に対する国民の理解を深める必要性、真に意欲と能力のある担い手の判断基準

各案につきまして、議長に対し、公聴会開会の承認要求を行うこととし、公聴会は来る五月十一日木曜日開会し、公述人の選定等は委員長に御任せ願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稻葉委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

菜種だけでなく、畜産物や魚介類を含めて六〇%を達成すると言つておられます。

発言の内容が大分食い違つておるのでないかと思ひますので、どちらが正しいのか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○山田議員 岡本委員の質問について答えさせていただきます。

の五〇、あるいは将来目標の六〇につきまして、どういう積算でやつたのか、まず教えていただきたいと思います。

準、食料自給率目標値の実需面から見た妥当性、品目横断的経営安定対策の導入が農地の流動化を阻害する可能性、農地・水・環境保全局向上対策の制度設計のあり方など多岐にわたる質疑が行われました。

○稻葉委員長 引き続き、お諮りいたします。  
各案審査のため、本日、政府参考人として農林  
水産省大臣官房総括審議官佐藤正典君、大臣官房  
統計部長小西孝藏君、総合食料局長岡島正明君、

私どもの法案において、岡本議員が、過去最大の作付面積に対して過去最大の単収でなければ〇%達成可能だ、そういう話をしております。確かにそういう意味では小麦だけで七百八十万トンとなつて、総需要の六百三十万トンを上回るん

関係、こういったものはどういうふうになつていいのか、私は具体的な数値が欲しいと思うんです。

消費・安全局長中川坦君、経営局長井出道雄君、

じゃないか、そういう御指摘があつたんぢやない

○篠原議員 お答えいたします。

一〇〇%完全なものというのはなかなかできにくいいんだろうと思いますけれども、岡本委員御指摘のとおり、法律に書く以上はきちんとしなければならないという指摘は、そのとおりござります。我々もそれなりに計算してあります。

五〇%の方で申し上げますと、今四〇%なわけですけれども、まず米でございますけれども、米は、余つたりしているということで、これは需要量に見合う生産を行うということで、面積でいきますと百三十から百四十万ヘクタール、この程度を想定しております。

小麦ですけれども、小麦以下は、目安というか、計算上可能である。どういうふうに考えたかといいますと、過去、我々はそれなりの自給率を達成していた。この二、三十年で急激に減ったわけです。過去の生産量というのは、潜在的な能力として日本農業もいまだ持ち続けているということを想定いたしまして、まず麦は、これは小麦だけではないですが、麦全体で四百十万吨もつくっていたことがあるわけです。それを小麦ですべてつくったらどうなるか。四百万トンぐらいになるわけです。五十万ヘクタール程度使えるのではないか。これには、今岡本委員の御指摘のとおりの部分があります。裏作で使うという耕地利用率の問題があります。

ただ、その場合も、小麦の場合ですと、関東平野以西は麦をつくって米ができる。しかし、北陸、福井とか石川とか新潟、あのあたりは無理です。だから、東北は当然無理です。ですけれども、西日本の田んぼはほとんど、麦をつくったあるいは菜種をつくった後、米ができる。

我々は、耕地利用率を高める、少ない農地を有効活用する、それが農地の維持にも向いているといふことで、二毛作を奨励するということを考えております。

大豆は五十二万トン、二十万ヘクタール、それ

から菜種は三十二万トン、六万ヘクタール、雑穀は四百四十万トンで九十万ヘクタールから百万ヘクタールということで、この程度は可能ではないがるという例で申し上げますと、ソバですけれども五万トンで七万ヘクタール、それから飼料作物は四百四十万トンで九十万ヘクタールから百万ヘクタールといふことで、この程度は可能ではないかということで計算いたしました。

これは生産の方の目安でございまして、需要の方になりますと、結構かけ離れる部分があるのでないかと正直のところ思つております。

例えば、麦四百万トンを現状で考えますと、そんなんに国産の小麦が使われているのかというと、使われておりません。今六百万トンぐらいの小麦がありますけれども、日本めん用とかいうのは国産の小麦がたくさん使われておりますけれども、パン用の小麦などは一%ぐらいしか国産は使われておりません。しかし、それも国産の小麦を使つていただく。あるいは、そのもと前のことを探してみると、それぞれの地域に合ったパン用の小麦を開発してというのを、それは農林水産省の研究所挙げて取り組んでいるはずですから、それを活用して、なるべく国産の小麦を使っていただくというようなことでやつていけばいいのではないかなと思つております。

御要望がございましたので、その数値をいずれこの委員会に提出したいと思っております。

○岡本(芳)委員 ぜひ、その積み上げの数字を教えていただきたいと思います。

ただ、今言われた中でも、昔は六百万ヘクタール以上の農地があつたんですね。今は四百七十

四、将来はもっと減るわけでございますが、そういう条件下での最大面積とか最大収量とかいうのは非常におかしいと思いますし、あるいは、西日本の方で、裏作で麦、そして表で米、これはちょっとと今無理なんですね。

今、西日本はほとんどが早場米です。四月、今ごろに大体田植えは終わつておるんですよ。そうしなければ米の時期がおくれるわけです。おくれ

たら台風でやられちゃうんです。そればかりか、米が終わつた後、冬の野菜が本番なんですね。野菜で金もうけして農家は成り立つておるんですよ。野菜をやるために、八月ぐらいにはもう刈り取つておかなければだめなんですね。

そういうことを考へると、そういうふうな小麦の面積を確保することは非常に厳しいのではないかなと思います。これは、また後ほど数字を見てから議論したいと思います。

次に、直接支払いの額、これも一兆円ということを法律で書くことになつておりますが、おおむね一兆円となつていますね。三月十七日の本会議では、篠原議員が、一兆円はきちんととした数字ではない、三兆円ある農林水産事業のうち一兆円を充てると言いました。さらに、四月五日の委員会では、菅議員が、一兆円で足りない場合、もつとふやすことも選択肢としていると。こういうふうに、言うたびごとに数字がいいかげんなわけですが、どう御答弁いただけますか。

○山田議員 実際に、実現するために少なくとも一兆円は必要であつて、そのための予算として一兆円を私どもは法案に明記したわけですが、例えば、我々のシステム米とか麦とか大豆、特に米の場合に、WTOでもしも関税が下げられた場合に、そういうものに対してそれだけのお金を入れなきやいけなくなつてくる、そういうことを考へると一兆円では足りなくなつてきます。

今の状況を前提として、一兆円、これを麦、大豆、菜種等々に割り振つていけば自給率を一〇%高めることは可能であり、そのための予算である、そう考えておりますが、今申し上げましたように、少なからずとも、今WTOのいろいろな会議もなされておりますが、そんな中で不安定な要素というのいろいろと考えられますので、そこまで、一兆円の金額も変わっていく、一兆円、もつとそれ以上に上げなきやいけなくなるということがあり得る、それが篠原議員の答弁であり、菅さ

んの答弁であり、その辺の金額が動いていく可能性があるということの答弁だ、そう考へていただければと思います。

○岡本(芳)委員 そういうことなら、法律でわざわざ一兆円と書くのは余りにも激し過ぎるんじゃないかと思いますね。これは、単なるアドバルーンかパフォーマンスみたいな感じにしか受け取れないと私は思います。

さらに、次の質問に入りますが、一兆円の財源につきまして、これも民主党さんの説明によりますと、農業土木事業予算一兆三千億円から五千億円、民主党が予定している地方への一括交付金など私は考へておかないでください。

そこで、菅議員が予定している地方への一括交付金一千六百億円しかないのであります。このお金でどうして、農業水利施設、先輩の農家の方々が當々として築かれてきた農業水利施設、こういうものが今更新時期に来ております、これも更新もできなくなります、水は届きません、それで農業はできるんでしようか。

さらに、きのう山田議員もお聞きになつたと思いますが、やはり圃場整備をして、それを契機に集団化する、それで効率を上げる、これがこれから必要なんですが、そういう予算もなくなつてしまします。これでは、農業の構造改革なんか、とてもじやないができないわけでございますが、その点、山田議員はどのようにお考えでございましょうか。

また、圃場整備の整備率は、前に山田議員は七〇%とおっしゃいましたけれども、現状の整備率は六〇%ということでござりますので、よろしくお願いします。

○山田議員 財源についての御質問でございますが、よく岡本委員も調べていただきたいと思いま

例えば、平成十七年度でそれども、農業用予算の公共事業、これは一兆三千億をちょっと切つ

何かございますか。

ているかと思います。その全体一兆三千億の中に、それは農業予算だけではなく、漁業予算、漁港予算とか林野予算とか、いろいろなものも含まれているかと思います。その中で、実際の農業土木に継続的な工事、補修工事とか、あるいは水利を通させるための工事、あるいは新規事業もあるかと思います。あるいは国営かんがい事業等も継続事業であります。

我々、精査すると、必要でない事業、そういうことも十分あり得る。そういうものを削除し、あるいは、本当に必要なもの、水利の、先ほど岡本委員が申しておりました、大事な農地を継続、維持し、そしてかつ、どうしても必要な新しい農地の造成等々そういうたるもの、それにだけ入れてけば、私どもは、その五千億の調達は十分可能であり、あるいは、もう一つ、転作奨励等々に含めておつた稻作の三千億等々ですね、それについては、私どもも、それを含めて、その五千億の中に入れることができるんじゃないかな、そういう検討もしておりますので、現実的な財源の措置には十分対応できると考えております。

○岡本(芳)委員 大分、今までの話と違うようですが、もう一回はつきり言つておきますが、七千六百億円のうち約六千億円というのが、かん排の予算ですから圃場整備、そして防災関係の予算なんですよ、六千億が。残り一千六百億円しかないわけですね。そういう点、本当にこれは、この農業土木事業と言われる予算を十分によく見ていただいて発言していただきたいと思います。

公共事業、悪い悪いといいましても、ちゃんとした効果を發揮したものしか今やつておりませんので、それは誤解のないようによろしくお願いいたしたいと思います。

民主党さんは以上で終わりたいと思いますが、何かございますか。

○山田議員 財源について、我々は政府ではありませんが、過去の予算等から見て、これは必要である事業、これはそうでないのではないかということがお聞きはしておりますが、その中で、実際に継続的な工事、補修工事とか、あるいは水利を通せるための工事、あるいは新規事業もあるかと思います。あるいは国営かんがい事業等も継続事業であります。

我々、精査すると、必要でない事業、そういうことも十分あり得る。そういうものを削除し、あるいは、本当に必要なもの、水利の、先ほど岡本委員が申しておりました、大事な農地を継続、維持し、そしてかつ、どうしても必要な新しい農地の造成等々そういうたるもの、それにだけ入れてけば、私どもは、その五千億の調達は十分可能であり、あるいは、もう一つ、転作奨励等々に含めておつた稻作の三千億等々ですね、それについては、私どもも、それを含めて、その五千億の中に入れができるんじゃないかな、そういう検討もしておりますので、現実的な財源の措置には十分対応できると考えております。

○岡本(芳)委員 大分、今までの話と違うようですが、もう一回はつきり言つておきますが、七千六百億円のうち約六千億円というのが、かん排の予算なんですよ、六千億が。残り一千六百億円しかないわけですね。そういう点、本当にこれは、この農業土木事業と言われる予算を十分によく見ていただいて発言していただきたいと思います。

○中川國務大臣 おはようございます。

今、岡本委員から御指摘ありましたように、今回の法案は、一つは産業政策としての品目別経営安定対策、もう一つは農地・水・環境のための政策という、車の両輪ということを何回も申し上げておりますが、これは、言うまでもなく基本法の中では、あくまでも生産サイドだけではなくて、国中で、各分野、もちろん国、自治体も含めて役割といふふはい。財源としては可能でございます。

○岡本(芳)委員 記録に残りますので、そのように理解させていただきます。

次に、農水大臣にお伺いしたいわけでございますが、今回、品目横断的対策とあわせて、農地・水・環境保全対策が新しく出てきておりますが、私は、この事業は本当にすばらしいと物すごく評価しておりますところでございます。

農家の運営は、いわゆる担い手だけでは続かない、やはりその集落全体での活動があつて初めて農村としての効果を發揮するわけでございません。そういう意味から、この事業は本当に必要な事業であると思いますが、内容だけに、これからの方々の予算折衝等においては非常に厳しいことが予想されます。ぜひ大臣に十分な力を発揮していただきたいと思うところでございます。

○中川國務大臣 おはようございます。

今、岡本委員から御指摘ありましたように、今回の法案は、一つは産業政策としての品目別経営安定対策、もう一つは農地・水・環境のための政策という、車の両輪ということを何回も申し上げておりますが、これは、言うまでもなく基本法の中では、あくまでも生産サイドだけではなくて、国中で、各分野、もちろん国、自治体も含めて役割といふふはい。財源としては可能でございます。

めます農地あるいは山といったものをみんなで守つてこうと。これは生産サイドにプラスにならることは言うまでもありませんけれども、産業政策としても環境に十分配慮をするとりわけ、農業におきましては、自然あるいは水、土地あるいは面的な整備というものが極めて大事であるというところでございます。

アンケートによりますと、きちんと水管理等をしていかなければ将来大変不安だという意見、あるいは、そのためには農業者以外の人たちとの協力が必要であるということが、圧倒的にそういう意見が多いわけでありますので、国民的なコンセンサスもあるというふうに考えております。

具体的な仕組みいたしましては、まず、集落

単位あるいは水系単位などで、地域の実情に応じて共同活動の範囲を決めていただきます。

次に、農業者のみならず、今大臣からお話をされましたように、地域住民等の多様な主体の参画も得た活動組織を設立する。

第三に、資源の適切な保全に加えまして、施設の長寿命化あるいは生態系の保全、景観保全といった環境保全活動などの活動計画を策定した上で、市町村と協定を締結する。

第四番目に、この協定に位置づけられた活動を行った場合に、活動区域の農振農用地区域の農地面積に応じて支援交付金を交付するということでございます。

さらに、営農活動への支援としまして、こうした地域において、相当程度のまとまりを持って化學肥料・化學合成農薬の大額な使用低減等を協定に位置づけて取り組んだ場合には、実施面積に応じて支援交付金が交付される、こういう仕組みになつております。

○岡本(芳)委員 この農地・水・環境保全向上対策、今お話をございましたが、地域の共同作業に對し支援するということになつております。ところが、今実施しております中山間地域等直接支払制度、これも、この交付金の半分は地域の共同作業に使うことになつております。これは両方が行くことになるわけございますが、その場合に、かなり現場で混乱を招くのではないかということが心配されます。両方とも大変重要な仕事でござりますので、そのような指導方針について局長さんの方から御意見を聞きたいと思います。

○山田政府参考人 お答え申します。

第一に、地域ぐるみで農地・農業用水等の適切な保全とあわせまして、施設の長寿命化や環境の保全にも取り組む共同活動と言つておりますが、これが一つ目でございます。

それから第二番目に、地域の中で、まとまって化肥肥料や化学合成農薬の使用を原則五割以上低減する先進的な営農活動、これが二つ目でございます。

これらを協定に位置づけまして、多様な主体の参画を得て、総合的、一体的に実施する活動に支

ておりましたが、これまでなく基本法の安定期策とともに、中山間地域においては、あくまでも生産サイドだけではなくて、国中で、あくまでも生産サイドだけではなくて、国中で、各分野、もちろん国、自治体も含めて役割といふふはい。財源としては可能でございます。

○中川國務大臣 おはようございます。

今先生からお話をありましたように、中山間地域においては、あくまでも生産サイドだけではなくて、国中で、あくまでも生産サイドだけではなくて、国中で、各分野、もちろん国、自治体も含めて役割といふふはい。財源としては可能でございます。

○山田政府参考人 お答え申します。

本来の考え方といたしましては、農地・水・環境保全向上対策は、地域を単位として、共同活動に充てるよう指導しているところでございます。

への支援を通じて、農地、農業用水等の社会共通資本という資源を将来にわたって適切に保全管理していくということですし、中山間等の直接支払い制度は、個々の農家に対して平地との農業生産条件の格差を補正するという考え方ですので、両政策のねらいといふのは異なるわけですが、先生、先ほどおっしゃいましたように、一部活動が重複することがございます。今回の施策の導入に当たりましては、これらの両政策が並立し得るようにしていく必要があるということでございますが、今申し上げました一部の重複につきまして、両政策の実施に当たつて考えていく必要があると、いうふうに考えております。

いすれにいたしましても、現在、十八年度にモデル事業を実施しておりますので、その状況も踏まえながら、この両方の施策が並立し得るよう、今後、調整も含めて検討していきたいというふうに考えております。

○岡本(芳)委員 ありがとうございました。

ただ、心配するのは、この事業も相当地方負担があると思います。今、地方財政が非常に厳しいわけでございまして、本対策を実施する上での地財対策を十分しっかりとやるように要望しております。

最後に、品目横断的経営安定対策について一つ質問いたします。

本対策は、何といっても、相手が米、麦、大豆、てん菜、でん粉用バレイショということになつておるわけでございますが、昨日の現地公聴会でもそうでありましたが、西日本の方は米以外はほとんどないんですね。そういう特殊なところ、これは、四国、九州、皆そうなのでございますが、そういうところは、果樹、野菜の複合経営で行つておるわけでございまして、そういうところでのこの事業、品目横断的の対策ということになりますと、所得特例というのによるしかないと思われますが、その要件なりあるいはメリット、どんなメリットがあるのかというのを、時間がなないので簡単に御説明願いたいと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

経営規模は小さくとも、有機栽培あるいは複合経営などによりまして相当水準の所得を確保されている場合については、基本的な要件の規模に達していないなくても対象にすることが適當だと考えておりません。これは、「国家の品格」という本所を得特例を設けているところでございます。

具体的には、市町村が定められております基本構想の目標所得、これの過半の農業所得を確保している、これは農業として確保していただければ、それは野菜であれ果樹であれ畜産であれ結構でございますけれども、その目標所得の過半の農業所得が確保されておりまして、かつ対象品目である米、麦、大豆からの収入あるいは所得、あるいは経営規模、経営面積でございますね、それが全体のおおむね三分の一以上であるという経営について、本対策の対象とできるといふふうに措置しているところでございます。

この対策は、いわゆるゲタとナラシでできているわけでございますが、麦、大豆等をつくつておられない地域におきましては、米に対するナラシがこの制度から対象になるということでござります。このナラシにつきましては、從来実施しております政策に比べまして政府の負担額が全体の四分の三になるとか、所要の制度改善を講じておりますので、米の価格安定に大きく寄与するものと考えております。

○岡本(芳)委員 時間が参りました。ありがとうございました。

○稻葉委員長 次に、大畠章宏君。

本対策は、民主党的な大畠章宏でございます。

私は、今回、政府の方から三法案が提出され、民衆の方からも一つの基本法が提出されておりますので、この四法案について質問をし、政府の基本的な考え方、あるいは民主党の基本的な考え方についてお伺いをさせていただきます。

質問に先立ちまして、私は一つある本の中でこのような文を目にしましたので、ちょっと御披露しながら、この基本的な考え方方が大事だなと思ひながらも、現在かなりの部分で農業も水産業も

非常に疲弊しているというこの現実をどうやって回復させるかということが大事だと思いますので、ちょっとこの本の一部を紹介させていただきたいです。これは、「國家の品格」という本のもう一つの書、「祖国とは國語」という本の中であります。

地球上の人間のほとんどは、利害得失ばかりを考えている。これは生存をかけた生物との本能でもあり、仕方ないことである。人間としてのスケールは、この本能からどれほど離れるかでは決まる。脳の九割を利害得失で占められるのは止むを得ないとして、残りの一割の内容でスケールが決まる。ここまで利害得失では救われない。

ここを美しい情緒で埋めるのである。日本の官僚は省庁の利益ばかりを考える、と言われてゐる。これをもつとも考慮した人がもつとも出世するからである。利害得失である。もし官僚の脳の一割に、もののあわれが濃厚にあれば、その判断は時に利害を離れることもあります。たとえば日本の農業を考える時、経済的には外國から安い農産物を自由に輸入することが最善としても、すぐにそう決断しないかも知れない。農業の疲弊は田園の疲弊であり、美しい自然の喪失である。もののあわれは、四季の変化にめぐまれた日本の繊細で美しい自然により育くまれるから、この情緒も衰退するだろう。世界に誇るこの情緒は日本文化の淵源であり、経済上の理由で大きく傷つけてよいものだろうか、と反問するに違いない。こう考えることができるだけで、経済一直線の人間に比べスケールの差は歴然である。時には美しい情緒を優先した判断を下すこともあるだろう。

きょう、ちょうど自民党的な梶山先生も理事であります、梶山静六先生は、愛郷無限という言葉を残されました。この愛郷無限という言葉は、

今日日本の政治の中でどれほど尊重されているのか。ほとんど愛郷無限なんという言葉はなくなつてしまつた、私はそう思うんです。ふるさとといふもの、あるいは農業、水産業のそういう環境の中で、日本人が大きく影響を受けながら今日を築いてきた、このことは私はもう一度考え直さなければならぬと考へています。

さて、そういうところで、きょう久しぶりに私は農林水産委員会で質問をさせていただきますので、いろいろと農業をやっている人とか水産業の人からアンケートをとらせていただきました。

このアンケートの内容は、幾つかあるんですが、一つは、外國産、外國から輸入される野菜等も、肉と同じように農業使用基準というものに準じた使用基準を確保してほしいというお話をすこ

が、あるいは、地産地消の拠点となる直売所を充実させてほしいとか、あるいは、若者に魅力ある農業の発展を期待したいので、そういう意味で努力をしてほしいとか、非常に切実な御意見もございました。

農業問題、農業の残留について、外国産農業の基準というのがよくわからないと。やはり、我々農家として、国民が食べるものは安心して食べられるものにするためにも、外國産の輸入農産物の農業残留の基準というものを明らかにしてほしいとか、地産地消という意味でも、直売所の整理とか後継者の問題についての御意見が大変多くございましたので、こういうこともちょっと御披瀝をさ

ます。

農業問題、農業の残留について、外国産農業の基準というのがよくわからないと。やはり、我々農家として、国民が食べるものは安心して食べられるものにするためにも、外國産の輸入農産物の農業残留の基準というものを明らかにしてほしいとか、地産地消という意味でも、直売所の整理とか後継者の問題についての御意見が大変多くございましたので、こういうこともちょっと御披瀝をさ

せていただきます。

さて、そういう中で今回質問をさせていただき  
ますが、まず、このことについては、政府の方と  
民主党の方から両方御意見をいただきたいんです  
が、いろいろと申し上げましたが、これまで、  
戦後六十年間の日本の農業政策において何が欠け

ていたんだと。平成十一年に食料・農業・農村基本法というものを制定しましたが、大臣、今、これまでの日本の六十年間を振り返ってみて、日本

の農業政策において欠けていたもの、あるいは、何が問題で今回さまざまな法改正ということに

なったのか、その基本的な御説話を中川さんと民主党の提出者にもお伺いしたいと思います。

とは、ある意味では、これは人間の悩みの根源だ  
ろうと思いますね。

か、国破れて山河ありとか、もう二千年も三千年も前から賢人たちはこういうことに悩んでずっと長い、今の我々にこころの非常に重い、言葉をうら

「リバイアサン」という本なんかもまさにそれを聞いて、今の人にとっては最も非常に重たい言葉であろう。また、近世ヨーロッパでも、ホップズの

うでいるわけでありますし、また、合理性だけでいいのかということになりますと、二百年ほど前のイギリスでの、マルサスとリカードとの人口と

食料、経済合理性との大論争みたいなものもありましたし、そういう中で、日本においても、御指摘のうつし、平家物語でもうかじら、うち

おのれのものであれ、平家物語でも、アラスカ語でも、あるいは本居宣長でも、先人たちがそういうものに悩んで、そして、いろいろな教訓を残してきている

わけで、「國家の品格」、私も大変いい本だなと思つておりますけれども、現在において問われている問題だろうというふうに思ひます。

日本は、農耕あるいは漁業を中心にしてやつて  
きた国家でありますけれども、何回か江戸時代以  
降ころいても几箇がちって、一番近いところでハ

ええ、平成五年には大凶作があつて、国民的パニックがあつたわけであります。そういう中で、我々は、特に明治以降は、農村部が大変疲弊をしてしまって、食糧がある一方で、春になると困る状態になつてゐました。

て、そして近代国家の中では、ある意味では、人材

といいましょうか、人間の供給源であると同時に、疲弊したときは最も最初に年寄りも苦しんでいくという、ある意味ではバッファーミたいな

側面があつたわけであります。したがつて、戦後、日本が復興のときには、ま

ず国民に対する食料の確保というものが国家の復興の最大の政策の一つであったわけでございまし

て、したがつて、肥料とか電力とかそういうのを  
のに傾斜生産をしていくという方策をとつたわけ  
であります。

そうしていく中で、都市と農村との格差があります

農業基本法というものが制定されたわけでありま  
すけれども、これは農業と工業、あるいは、特に

最近ではＩＴ関係は瞬時にして世界を駆けめぐるわけでありますけれども、生産活動とその効果に

おいて時間差がある。ITであれば一瞬、あるいは工業製品でも数カ月あるいは数日。ところが、

農業は基本的に一年に一回、日本の場合にはおおむね一年に一回、こういう時間差と生産性の差、そして、農村部の農業者と都市部のといふトコ

それから 農村部の農業者と都市部のそれ以外の  
二次産業、三次産業との間の所得格差、こういう  
ものを是正していくのが農業基本法の趣

旨であつたわけでありますけれども、それだけで  
は、ただ生産だけして後は知らないよということ

になりますと、前回もここ委員会で申し上げた  
んですが、米の過剰問題とか、あるいはまた、他  
方、必ずしも消費者の支持を得ないことによるこ

とも原因で、輸入品の方がいいのではないかといふような消費者の志向等もあつて、これだけでは

日本の食料政策、ひいては国民全体の政策にこたえることができないということがあつたわけであります。

ります。

などの中でも、国民全体で食料政策を考えていこうということが原点になりまして、一九八八年、一九九年、大変長時間この委員会でも御議論をいただい

てできたのが新しい基本法なわけです。こ

第一類第八号

決断をした背景と基本的な考え方、それから、民主党の提出者にも、直接所得補償制度というものを導入しようとする法律案になっていますが、その背景と基本的な考え方について、お二人からお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 先ほど申し上げましたように、一九八八年、一九九年に大転換をいたしまして、その法律が文字どおり基本法としてあって、五年に一遍基本計画を見直してということをございまして、ある意味では、その基本法の目的が前提にあるわけあります。

そういう中で、今御指摘のように、WTO等の国際情勢もございまして、いよいよこれから、やる気と能力のある農業者あるいは農業集団が文字どおり主体となつて、消費者に買ってもらえるような、喜んでもらえるような、あるいは食育に明記されておりますように、感謝されるような農産物をつくっていく。これは消費者サイドにとってもプラスになりますし、結果として農業側にとってももうかる。

私は、大いにもうけていただきたいということが今回の法案の裏側に当然セットとしてあるといふふうに思つていて、やる気と能力があつてこの施策を進めていたけれども、物は売れるけれどももうからないということでは、これは全く趣旨に反すると思つております。そういう意味で、消費者あつての生産者、生産者あつての消費者ということで、そういう形で支えていただけます。基本法にありますように、国内生産を基本としての、その基本の部分を担つていただけます。農地・水・環境対策はセットであるわけでありますけれども、そういう形で役割を果たしていただきたいという、ある意味では第二計画段階というか、いよいよ実行段階、生産サイドの方の実行段階に入つてきたとうふうに認識をしております。

○山田議員 先ほど話しましたように、我が國は、テレビや自動車を売つて経済成長を図り、農

産物を諸外国から買うという政策を続ける一方、では、イギリスやドイツやヨーロッパはどうして、どうやつたか。イギリスの農家に対して七〇%から超える、いわゆる支持価格制度、農産物に対してヨーロッパ、フランスにおいても、そういう一つた支持価格制度からデカッブリング、WTOの枠内で許される限りの所得補償、いわゆる直接支払いをしてきた。

日本は、直接支払いというものは全くというほどなされていなかつた。日本においては、中山間地域の所得補償、これが二百億ぐらいですから、直接的な直接支払いは農家所得の〇・二%ぐらいしかなかつたんじゃない。そこことで、これではどうしようもない。我々は、二年前から、直接支払いを必ずやらなければ、日本の農業、自給率は上がらないし、日本の農業そのものはつぶれてしまつ、そういうことからその主張をしてきたわけですが、政府は、構造改革に反するから直接支払いはしない、そう言ってきておったものの、今回、初めて品目横断的な直接支払いを導入してきました。

しかしながら、その内容は、全く私は期待できないものである。そういうことから、我々は、大胆な直接支払いを、そういう考え方のもとに今回、基本法として提出いたしました。

○大島委員 今、山田提出者もお話をついたように、どうも私は、日本の農業あるいは食料政策とかというと軽視されがちな状況にあつたんじながら、かといふふうですね。当然、アメリカでさえ直接所得補償制度というのを導入している中で、なぜ日本だけがやらなかつたのか。私は、非常にそちら辺は、フランスもそうですが、日本のこの点での政策というのは一步も二歩も十歩もおくれていた。しかし、今回、政府の方がとりえずそこに一歩踏み込んだ、山田提出者が言われるよう、不十分ではあるけれども一歩踏み込んだ

ということは評価したいと思うんです。

そこでもう一つ、私は、経済産業委員会を中心と活動してきましたので、そういう意味からも懸念しているのは、中国とインドの経済的な大発展ですね。非常に大きな成長を遂げていますが、中国とかインドとか、そういうアジア諸国の経済成長に伴つて食料事情も大きく世界的に変化するわけあります。

そういう意味では、これから、アジアあるいは世界の経済成長に伴つて日本の食料事情というのは一体どんなことになつてくるのか、そんなことを考へると、果たして今のような、大臣には恐縮であります、貧弱な日本の食料政策では、実は、戦争状態になつたときに、外国から食物が輸入されないときに、どんな対策をとるかと農林水産省がパンフレットをつくつてあるんですね。国民一人頭二千キロカロリーは保障しますという話なんですね。

しかし、あれはあれとして、非常のときに備えて考えておくことは重要だと思うんですが、果たして、アジアのこれから変貌、二〇三〇年ぐらいいを考えると、はるかに日本の経済力を凌駕して世界のトップに躍り出るんじやないかというような話まで出ておりますが、そんなときの日本の食料確保策というのはどうあるのか、あるいは、日本の自給率、政府の方は四五%とおっしゃつておられます、具体的にどうやつてその四五%とか五〇%というものを達成するのか。ここら辺について、政府、大臣と山田提出者にお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 大島委員とは、経済産業委員会でも随分議論をさせていただきましたけれども、去年、おととし、石油の値段がじりじり上がってまいりまして、随分議論というか、やりとりをさせていただきました。ついにきのう、WTIも、また北海もドバイも史上最高をつけたということでありまして、逼迫した状況の中で、今後二十五年、三十年の間に、需要の六割がインドを含めたアジア、その大宗がインドと中国になるわけでございまして、エネルギーも大変、食料も大変、そして、私が心配しておりますのは、もつと大変なのは水の問題だらう食料の根源であります水の需要、需給のアンバランスというものが大変だと思つておるわけでございますが、ここは農林水産委員会でございますので、日本の食料と世界との関係においては、御指摘のとおり、決して楽観できる状況はないというふうに思つております。

先ほどもお話をあつたように、今は買つことが方からもお話をあつたように、今は買つことができるという状況にあるわけであります。二百年前の理屈でいえばリカードの論理になるわけであります、マルサスは、いやいや、人口の増加といふのはそういうものじやないぞ、必ず食料危機が来るぞという指摘であります。歴史はそちらの方の、危機といふものを何回も経験しているわけであります。そういう中で、生産サイドの方の問題、あるいはまた、仮に生産サイドが生産できても、輸送の問題、地政学的リスクでありますとか、いろいろな問題があるわけであります。

そういうことで、端的に申し上げますけれども、どんどんどんどん人口がふえていく、あるいはまた、中国、インドのようく経済発展をしていくべき、水も、あるいは特に動物性たんぱくにおけるえさの問題においても、需要側には限界がある。文字どおり、算術的な増加が減少しかないわけですかとも、人口は幾何級数的にふえていくといふ根本的なミスマッチがあるわけであります。

そういう中で、日本としては、先ほども申し上げましたが、国内生産を基本としてといつても、何といつても、自給率の話が先ほどから出でておりますけれども、消費者に好まれるもの生産しなければならない。先ほど篠原提出者の方からも、パンはほとんどがこれはもう国産の小麦では限界があると云ふふうに認識がちです。そういう意味で、消費者に好まれるものができるだけプロ的な、やる気と能力のある農業者がつくることに

よつて、これは〇・一ポイントずつでもいいから上げていく。

そのために、今回の基本法に基づく経営安定対策あるいは中長期的な視野も含めた水管理対策等々の環境対策が両々相ましまして、消費者とともに自給率を上げていく努力、地産地消、食育その他も含めまして、子供のころからの食生活も含めまして、総合的にやつっていくことによって、我々は、それは五〇%、六〇%、あるいは、新聞報道でありますけれども、民主党の小沢党首は二〇〇%を目指すんだという報道に接しましたけれども、一〇〇%どころか、一二〇、一四〇と、フランスやアメリカのようになればいいんでしょう。

世界は人間の食餉人口からそれでいてからでは、  
さればそういう人たちに食料を、輸出というよりも  
は援助も含めてやりたいと思っておりますけれど  
も、この四〇という数字はいかにも低過ぎるわけ  
でありますので、私どもは、着実に目標を設定し  
て、毎年〇・一ポイントずつでも〇・五ポイント  
ずつでもいいから、上げる努力を国民全体でや  
っていくことが、大畠委員御指摘のように、万が一  
とか、あるいは世界の食料事情に貢献するという  
観点も含めて必要だということで、大変難しいと  
思いますけれども、努力をしていかなければなら  
ないというふうに思つております。

○山田議員 中川大臣もおっしゃいましたよ  
うに、世界の食料危機、特にアメリカで、この前相  
察に行つてしまひましたが、小麦の大生産地等々  
においては地下水がかなり下がつてきている。中國  
においては黄河の利水に失敗して、そして世界  
全体で日本の農地面積以上のものが毎年砂漠化し  
ていつっている。先般、一昨年ですか、オーストラ  
リアは干ばつで小麦の輸入国に転落した、一時的  
でありました。が、そういったことを考えますと、  
地球の温暖化、そういうことから、世界の食料  
危機は間近なんじゃないか、そういう感じすらい  
たします。

かつてドイツとかイギリスが一〇〇%近くまで上げるようにする具体的な政策を行った、かけ声だけではない。では、具体的にどうしたらいいかというと、やはりそれに対してお金を投すること。例えば、三、四年前ですが、麦と大豆、それに対して反当たり七万三千円ぐらいの奨励金を出したときに、十年の目標が、二年でその増産が達成できました。それ以後はそれをやめたようですが、そいつたお金を投ずれば実際に自給率を上げることができます。

日本の遊休農地だけで三十八万ヘクタールもあるわけです。それに対して、私どもは、もう農業の公共事業とかあるいは無駄なかんがい事業とかといったもの、道路とか港湾とか橋とか、そういういたものよりも、むしろ、麦を四百万トン増産するためには、あるいは大豆を五十万トン増産するために、収穫をもう一度三十万トンこの十年間で増産するために、毎年一兆円、具体的に直接支払いでをやっていく、そして必ず十年間で一〇%の自給率アップを達成する、それが今こそ必要である。

そういう意味で、私ども民主党は、かけ声だけでなく、具体的に食料自給率、増産のためのいわゆる基本法を今回提案させていただきました。

○大畠委員 ありがとうございました。

今、政府、提出者、大臣や山田さんからもお話をございましたが、日本の農業というのは、單に経済論理を優先してやればいいというものではない。これから世界の流れというもの、あるいは環境の変化というものを考えたときに、これはまさに安全保障の一環としてかなり力を入れないと、これから日本の未来を考えたときには乗り越えられないんじゃないかな、そんな危機感を感じますので、今、山田提出者からも、また中川大臣からもお話をありましたが、ぜひ力を入れてこの農業再生に向けて努力をしていただきたいということを要望しておきます。

次に、漁業問題について質問をさせていただきま

かつてドイツとかイギリスが一〇〇%近くまで上げるようにする具体的な政策を行つた、かけ声だけではない。では、具体的にどうしたらいいかと云ふと、やはりそれに対してお金を投ずること。例えば、三、四年前ですが、麦と大豆、それに対して反当たり七万三千円ぐらゐの奨励金を出したときに、十年の目標が、二年でその増産が達成できました。それ以後はそれをやめたようですが、そういうお金を探すれば実際に自給率を上げることができる。

日本の遊休農地だけで三十八万ヘクタールもあるわけです。それに対して、私どもは、もう農業の公共事業とかあるいは無駄なかんがい事業とかといったもの、道路とか港湾とか橋とか、そういうしたものよりも、むしろ、麦を四百万トン増産するためには、あるいは大豆を五十万トン増産するために、菜種をもう一度三十万トンこの十年間で増産するためには、毎年一兆円、具体的に直接支払いをやつしていく、そして必ず十年間で一〇〇%の自給率アップを達成する、それが今こそ必要である。

そういう意味で、私ども民主党は、かけ声だけでなく、具体的に食料自給率、増産のためのいわゆる基本法を今回提案させていただきました。

○大畠委員 ありがとうございました。

この漁業問題についてもアンケートをとらせていただきました。熱心な御意見もいろいろとございました。ここに、「一人の方から御意見をいただいているんですが、『全國の漁業就業者は年間約一万人の減少をし続け、水産物の自給率は五三%まで落ち込む反面、輸入水産物は繁榮し、その一方で水産業の衰退には一向に歯止めがかかるない水産業の現状を探るとき、獲る側だけの一面をみるだけではなく、大きな切り口で見るのもひとつ妥当性があるのではないかだろうか。』特に水産業に対しての國民からの支持基盤は極めて少なく、全國漁業者数二十三万人の弱小産業の状況に至つてしまつてゐる。「自由主義経済体制の中での水産業であるが、この様な觀点からすれば、輸入水産物が漁業經營に甚大な影響を与えていても関わらず、水産物以外に優るものも見当たらず、従つて輸入水産物が原油について量では第二位であることも」、輸入という意味での「第二位であることともうなずける。」「鉱物資源のない日本は、自動車産業を筆頭に輸出に頼らなければ国存亡の危機に至るわけであり、一方、グローバルWT.O体制の中での保護主義政策の強化等はできるはずもない。」もつと漁業の実態について目を向けていただきたいというのがこの方の一つの御意見でもございました。

て、漁協の中の活性化にも協力していただけないかという話もございます。それから、漁協の体力が落ちているため、今後、将来に對しては不安を持つっている。後継問題についても、後継ぎを自分の子供に継がせたいと思っているけれども、実際にには継がせられないという考えが多くなってきたり、それほど、漁業、魚をとっている、実際に作業をする者としては危機的意識を持つている。国はもう少し水産に目を向けてほしい、農業に比べて漁業に対する目的の向け方が少ないのではないかという御指摘もいただいております。

そこで、特にこのアンケート結果の中から二つの課題があるので、これについては政府の方にお伺いしますが、まずクラゲ対策。このクラゲ対策は本当に困っているというのです。クラゲ対策にもつと力を入れてほしい、みんなが競つてクラゲをとるような形のクラゲの利用方法は何か考えられないのか、こういうふうなお話が一つ。それから、オイルの値上がりがひどくて、三十円だったのが七十二、三円まで上がつちやつていてますから、倍以上に。したがつて、オイルを使つて魚をとると、漁獲の売価よりもオイルの値段の方が気になつてしまつて、途中でやめて引き揚げてくるというのが現状だと。

だから、このクラゲ対策とオイルの値上がり対策、これはもう何遍もこの委員会でも出ているかもしれません、改めてこれについてお伺いしたいと思います。

○小林政府参考人 二点御指摘いただきました。

まず、大型クラゲ対策であります。

クラゲ対策としましては、防除対策とかそれから原因究明、いろいろな課題がございますが、その中でも、今お話をありました、これを有効活用できなか、これも一つの課題でございまして、この点について、食品とかいろいろな加工原料素材として活用の道はないかという、こういった研究も進めております。

などと連携いたしまして、大型クラグを食品加工に利用する際の原料としての特性の解明とか、それからあと、化粧品、医薬品、こういった機能成分を活用する技術の開発、こういったものが一つの課題であります。

これまでの成績としまして、中華料理用に塩ケラゲという形で加工するわけですが、そういうものの製造技術の開発を今進めておりますし、それからコラーゲン、この機能性、こういうものをどういうふうに使うかというようなことを進めております。結局、クラゲの特徴から、これから課題になります。今、一つの問題は、大型クラゲの九五%が水分でありますが、これをどうやってコストを安く除去していくか、こういったことが一つのネックになつておりますし、それから、いろいろな意味でコスト軽減、新製品の開発をする際の課題がありますので、それも鋭意研究を進めたいと思っています。

また、このほか、鳥取県なんかで大型クラゲを農業用の肥料として使う、こういったような取り組みもございまして、さまざまな角度でいろいろなところで努力をいただいていることで、私どもも引き続き頑張っていきたいと思っているところであります。

先ほど大臣からもお答えがございましたように、また燃油の高騰状況で、私ども非常に頭を痛めておりますが、補正予算で、先ほどのクラゲ対策と燃油対策を含めて五十一億円の基金がございまして、まずこれをベースに今事業を進めているところであります。

一つは、漁協系統が燃油供給していますので、それを効率化して、できるだけコストダウンしたい。それから、漁業現場で漁業者の皆さんに省エネ型漁業に転換していつてもらう、そのための支援が中心になつておりますが、例えて言いますと、漁協系統のタンク、これは非常にあちらこちらに散らばつているところもありますので、

それを集約化するということでのコスト削減、こういった取り組みが出てきております。それから、漁業者グループにおきましても、例

えば共同探索船を使う、これは漁船漁業ですけれども、そういうたのものをこういうふうに効率化していくというふうな取り組みが出ております。それから、沿岸漁業にまつて、ガソリン

それから、沿岸漁業におきましても、エネルギー・エンジンの場合には、資源エネルギー庁の方の新エネルギー・産業技術総合開発機構がござりますが、そちらの補助がありまして、そこでツーサイ

クルエンジンをフォーサイクルに変えるとか、これは最近八十二件の応募があつたりしまして、こういう形でこういった対策を着実に進めていきた

いと  
思つて  
いるところで  
あります。  
○大畠委員 クラゲを食べろという話も今出まし  
たけれども、あの大量のクラゲはもうとてもじや

ないけれども食べ切れないわけでありまして、私は、一つのアイデアですよ、これはやはりお金を受け取る者と裏で集団内にこうなっちゃうや、ナ

も入して研究者を募って集中的にやらなきゃいけない。私もこの質問をするに当たつていろいろ聞いたら、五十一億円をそういうものに使っている

んだというけれども、本当にクラゲ対策で五十一億円かと言つたら、そうじやなくて、十五億円で再利用、本当に十五億円で再利用をやつてあるの

と言つたら、だんだんだんだ細つしていくわけで  
すね。

あれだけ報道もされているぐらい、直径一メートルぐらいのクラゲがふわふわふわして、魚

をとつたくて クラクをとつて いるのが魚をとつて いるのかわからぬ ぐらいになつて いますか ら、こう いうときは、大臣の懐の財布で五十億円

ぐらい投入するから、集中的に、東京大学だろうが水産庁だろうが、全部クレガに関する専門家は集まれ、そういうことで、半年でもいいですよ。

十人とか二十人、半年、クラゲだけを考える、クラゲの再利用を考えると。例えばダイエット食品なんというのは私は何かいいんじゃないかという感じもするんですよ。これは当てつぱうでありま

すが。

で、徹底的にやっていく、あるいはまた専門家の御意見、広い御意見も聞きながらやっていくということで、できるまで閉じ込めてやれというぐら

いの気持ちで取り組んでいきた  
い。これは、漁業者はもとよりでござ  
いますけれども、日本全体にとっての、ある意味では海洋国家

日本にとっての大きな問題でございますので、お気持ちをしつかり受けとめて、緊急対策、抜本対策を含めてやつていきたいというふうに考えてお

○大畠委員 ぜひ、中川大臣のパワーをもつてす  
ればこれは見つかると思うんですよ。  
——しが、一日で、いろいろなことをお聞きにな  
ります。

それで、中国は、今のところ政府間の話し合いができるいないから、中国に何とかしてくれと言つてもこれは無理で、これは流れてくるところ

で有効利用を考える。  
私よりもサイクルをやつてきたんですが、紙だつ  
てそりなんですね。紙、ペットボトル、空き缶、

空き瓶、それから発泡スチロールもそうなんですが、最初のころはうまく回らなかつたんです。再利用の商品を考えついて、今は全国の攻防戦も企

部リサイクルペーパーを使うようになりましたが、最初のころはPTAの人が、子供がつづった

けてこうやるから再利用の紙じゃ不衛生だからだめだと言つていたんですよ。しかし、今ではみんなの理解が広がつて利用するようになつて、今

じゃ古紙が足らなくて新聞紙を何か失敬する人も出てきているという話ですから、再利用する道をどうやつてつくるかが私はかぎだと思いますの

で、ぜひ力を入れてやつていただきたいと いうことをおきます。

それがひじり 政府の力と貝玉の提出者によ  
伺いしますが、先ほどお話しした、とつて売り渡  
した魚が店先で三倍、五倍で売られているのを見

るとかつかりしちやう、この問題についてお伺いしたいと思ふんです。

ですね。なかなかこここのところが、昔からあるものですから、その仕組みを変えることが難しいん

ですが、実際に魚をとつてゐる漁業者の収入を確保して、消費者も新鮮な魚をより安く購入できるような流通の仕組みそのものを再検討してくれませんかという意見がありますが、これについて、政府側と民主党の提出者にお伺いしたいと思います。

○小林政府参考人 先般の委員会でも先生から御指摘いただきました流通の問題であります。

確かに、水産の流通は非常に多段階である、それから、非常に多種類で多様な魚を多様な流通でやっているものですから、どうしてもコストがかかる、そういう仕組みがあるんですけれども、その中で、いろいろな側面で、コスト縮減それから消費者との関係、もっと顔の見える関係、それがひいては漁業者の所得向上につながる、そういう問題意識で考えていかなくちやいけないと思つております。

今、水産基本法の見直しに入つていて、そういうことを、今の施策あるいは現状の検証といふことから議論しておりますが、例えていいますれば、産地市場、この問題が一つございまます。産地市場は、今、漁協合併もこれから進めなくてはいけないので、それと裏腹の関係で小さいのがあちらこちらにあるわけですねけれども、そういうものを統合していく、これが一つの産地から出すときの効率化のポイントであります。

また、流通等も含めたソフトも大事だと思いますが、限られた予算の中をございますので、地元の

た。

御要望も多々あると思ひますし、また、国の漁業政策、今、基本計画の見直しをやつておりますが、いずれにいたしましても、硬直的な予算、最初から一対二とか何対何というふうに、まず大枠の配分ありきという時代ではないと思ひますので、緊急あるいは優先順位をつけて柔軟にやっていくことが必要だろうというふうに理解しております。

す。○鈴○稻あて、策を張つ提出終わ

同感ですが、漁港予算は予算として、必要な漁港とか港湾もあることはあるんですけど

۱۰۱

も、それはそれで、本当に無駄なものがないかどうか精査して、むしろ水産予算の重点を漁業者の所得安定対策に今や思い切って投ずるべきだと考えております。

いま 経営 私

ているのは、魚価が輸入魚によつてどんどん下がつてきてゐるということですから、油代は高い、いわゆる不安定な経営にあるわけですから、それに対して、今初めて農業で取り入れております品目横断的な直接支払い、それと同じような考え方で、いわゆるナラシの部分と言われている価格安定的な部分、そういつた経営安定的な部分、それに対して私どもは直接支払いをやろうじやないか、そういうことで基本法案を一つまとめました。

業の方々にこなうなと大きる社村特

それからもう一つは資源回復なんですが、今ど  
んどん漁業資源が乏しくなつてまいりました。乱獲  
して、いろいろな形で、海の森とか漁場  
造成とか種苗の放流とか、大事なときですが、そ  
ういったものに対する直接支払い、あるいは、漁  
村集落は、自主的にそつとう海の掃除、いわゆる  
いそ洗いとか、あるいは藻場造成、あるいは種苗  
の放流、そういうふたものに対して、漁村集落に對  
する直接支払い、そういうふたものに、限られた水  
産予算を思い切ってシフトを変える、そういう形  
での漁業水産政策を今回の基本法に盛り込みまし

取り 施策 ので 落が 場だ 農業 は集 よつ 入つ ち

りがとうございました。  
不(克)委員 民主党の鈴木克昌君。  
不(克)委員長 次に、鈴木克昌君。  
「 」  
りして機会をいただいて質問させていただけ  
ます。そこで、まずお礼申し上げたいというふうに思  
います。法案、この双方について質問させて  
いただきたいというふうに思つておるわけであり  
ますが、今回質問させていただくに当たつて、農  
業の皆さんや農協の関係者、いろいろな  
から御意見を聞いてきました。  
に、政府から出されておる案について、本当  
で日本の農業は守れるのか、とりわけ、農  
業云々といいますか、農村体系というのが維持で  
き、強いて言えば、農村が崩壊すればもつ  
さない日本の社会が崩壊していく、そういうふ  
うな状況になつてしまふのではないかというよう  
なまざまな意見が実はあつたわけであります。  
よつとそいつた例を申し上げて、御質問に  
いきたいというふうに思つてます。  
間の体が細胞でできているのと同様に、農村  
は構成されており、集落は個々の農家に  
て構成・立つてある有機体だ、また、農村は、  
生産活動の場であるとともに、農家の生活の  
そのため、農業の持続的な発展は農村集  
落のもうとされておるけれども、これが生産現  
状もんと維持されてこそ初めて実現されるも  
のないかという意見や、今般政府は担い手に  
を集中、そして重点化するという政策転換に  
やつていただきたいということを要請しまし  
た。質問を終わります。

場の担い手づくりを果たして鼓舞するきっかけとなつてはいかないか、それとも、高ハハードレを果す

○井出政府参考人 お答えいたします。

ことによつて農家の意欲をそいでしまうのか、どちらに向かうことになるのか、まさに今回の政府案というのは、農業、農村を瀬戸際に立たせるものであり、大きなリスクをはらんだものだというふうに危惧しておりますという意見もありました。それから、我が国の農業は家畜經營が根柢である

業者でありましても、住む県市町村によりまして認定の仕方にはらつきがあるのでないか、あ

成熟していくは法人化する組織も出てくることから、現場では、最初から経営規模や経理の一元化

ら指摘されておりまことは承知をいたしております。

でも、面積要件をクリアできないという声も上がりました。

最後になりますが、政策転換を図るときには、現場の実態を十分踏まえ、農業者の理解と納得を得ながら取り組む必要がある。地域農業の成り立ちを無視し、市場原理に基づく効率性一辺倒の政策にしてしまうと、各地域で取り組まれてきた担

運用改善のための指導を行つてきているところでございます。

業集落の維持発展が最重要課題である、こういう意見がありました。

そういうことで、これらの認識に立つて私も順次御質問をさせていただきたい、このように思うわけでございます。

まず最初に、認定農業者制度の評価、検証とい

すけれども、みずから経営改善のための計画をつくることによりまして、みずからの経営の

うことで政府にお伺いをしてまいりたいと思いますが、品目横断的経営安定対策、いわゆる日本型直接支払いの加入者に対し、一定の経営規模要件を満たす認定農業者が掲げられておるわけであります。しかしながら、主業農家に占める認定農業者の割合は五割に満たず、地域によって制度への取り組みにばらつきがあるというふうに指摘をされておるわけであります。

そこで、まず、こうした認定農業者制度の現状をどのように見てみえるのか、個々の農業者の経営改善にどのような役割を果たしてきたとお考え

○鈴木(克)委員 まさに、心の入っていない、通じておられる方の意見を述べておられますが、私はその意見に賛成であります。

り一遍の答弁だとと思うんですよ。それが本当にそうなんですかということを私は申し上げたいわけです。先ほども言いました現場の実態というものを、本当に十分に踏まえて農業者の理解と納得を得ながら進めておるのかどうか、ここが私は申し上げたい点でありまして、現状は、正直言つて、非常に問題はあるし、今御答弁にあつたような状況とはかなり乖離しておるということをはつきり申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、もう一度実態の認識についてお伺いしますが、今も一部おつしやいましたシェアの低さですよね。地域により取り組みの開きがある、こういうことなんですが、今も答弁の中にあつたように、確かに、農業者がつくつたりわゆる経営改善計画を各市町村が認定する、そして、いわゆる基本構想の目標所得と農業経営改善計画の目標所得、こういうものを作させておるということでありますけれども、かなりそこに、現実は乖離が生じておるのではないかということなんですね。

結局、これは、認定農業者制度というのが目的どおり運用されていないということになるわけでありますで、この実態をどのように分析されており、どのように今お考えになつておるのか、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○井出政府参考人　お答えいたします。

委員御指摘のように、市町村が定めております基本構想の目標所得額と、認定農業者個々がそれぞれの農業経営改善計画に記載しております所得額に乖離が生じている事例が見受けられることは、私どもも承知をいたしております。

これは、仕組みの上では、この農業者の目標所得額につきましては農業経営改善計画に記載することにいたしておりますけれども、計画の認定に当たりましては、その当該目標所得額そのものが認定の基準になるのではなく、計画に記載されました農業経営の規模ですとか生産方式ですか、経営管理の方法あるいは農業従事の態様といったさまざまなファクターが、基本構想で定めており

ます効率的かつ安定的な農業経営の指標と同水準以上になつておるかどうかで判断することとした以上になります。

しかしながら、個々の農業者の経営改善計画と基本構想の目標所得額が大きく乖離することは、これは適当ではございませんので、農林水産省としまして、市町村に対しましても、基本構想の効率的かつ安定的な農業経営の指標というものが目標所得額を達成できる水準として適切に設定され

いるのかどうかをしっかりと点検してほしい、さら

に、農業者が目標所得額の記載を含めましてこ

の農業経営改善計画を作成するに当たりまして、

関係機関による適切な支援を行うよう指導して

いるところでございます。

○鈴木(克)委員

くどくなりますが、私は

現況はかなり乖離もあるし、問題を含んでお

るということを厳しく指摘させていただきたいと

思います。

そこで、民主党案の提出者にお伺いをするわけ

でありますが、今お聞きのような議論を踏まえ

て、認定農業者制度が果たしてきた役割と今後の展開についてはどうにお考えになつておるのか。また、民主党の法案では、直接支払いの対象者は、販売に供する目的で主要農産物を計画的に生産する農業者としておるわけでありまして、認定農業者であることは支給対象の要件とはしない

い、こういうふうになつておるわけでありますけれども、その理由についても明らかにしていただきたいと思います。

○篠原議員

じているというのに使われる勝ち組、負け組ではね、あなたは坦い手、あなたは非坦い手、これはだれがどういう基準で選ぶのか。その基準が、認定農業者かどうか、四ヘクタール持つっているかどうか。四ヘクタール持つっているかどうかなんというのは、国會議員を体重別に評価しているようなものだと思います。

それから、あなたは坦い手か、あなたは非坦い手かというのも、何か客観的な基準がちゃんとあつて、さつき言いましたように、引っ張り上げるのだからいいんですが、一生懸命やついている余り客観性がない基準だけで切るというのは、鈴木委員が御指摘になつた日本の農村の現状を見た場合、ゆゆしき問題を抱えているんじゃないかなと思います。

大規模農家だけでもついているわけじやありません。認定農業者だけでもついているわけじやありません。兼業農家もいます。高齢専業農家もいます。小さな小さな農家もいます。いろいろな農家で成り立つているわけです。この人たちの協力がなかつたら、農村あるいは日本社会は成り立たないんじやないかと思つております。

ですから、そういう人たちの、仮に小さくとも一生懸命つくる、あるいは、消費者グループの皆さんのが、遊休農地がいっぱいある、これは何とか思つております。その中から、将来もつともつひとつ立ちして大規模農家になつていこうとする人たちが生まれればいいのかといつてやつている人たちでも私はいいんじやないかと思つております。その中から、将来もつともつひとつ立ちして大規模農家になつていこうとする人たちが生まれればいいのかといつてやつている人たちでも私はいいんじやないかと思つております。

例えば、集落営農で一番典型的に見られるのは、私の知る限りでは、もう若手がほとんどのくなつてしまつた中山間地域、超過疎地ですね。そういうたところは、お年寄りばかりなのでとてもやつていけない。そこに立派な農業青年がいて、では自分がみんなやつてやる、ではやつてくれれということで成り立つていつた集落営農がいっぱいあるんじやないかと思います。そういうところでは、ごくまれに経理の一元化が行われるだろうと思います。

では、違つて、都市近郊では兼業農家がたくさんいる。けれども、男手の必要な、あるいは農業機械をちゃんといじつたりする人が少ないという

ことで共同作業が行われている。しかし、手間が

いっぱいあつて、先ほど岡本委員からありました

続いて、民主党の提出者にお伺いをするわけであります。今お話をありました、民主党案であります。経営規模が零細な農家であつても、計画的に

るというふうになつておつて、集落営農の組織化は求めていないというふうに理解をするわけあります。

そこで、民主党の政策の中で、集落営農はどのよう位置づけられておるのか、また、集落営農の、政府案にあるような経理の一元化についてはどうあるべきかということについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○篠原議員　集落営農というのを取り出して、直接支払いの対象とするかしないかということは考えておりません。そもそも集落営農というのを、私は政府案の方の定義というのはきちんと理解しているわけではありませんけれども、共同作業というので始まり請負で始まつたり、一部分だけを、例えば稻作でいつたら、田植えと稲刈りだけはちゃんと請け負うとか、いろいろな形態があるんじやないかと思つております。それはそれでいいことじやないかと思つております。

○鈴木(克)委員　基本的にお考へはわかりまし

た。

そこで、民主党の提出者にお伺いをするわけであります。今お話をありました、民主党案であります。経営規模が零細な農家であつても、計画的に

一元化という要件は、私は農村の実情にそぐわないのではないかと思つております。

そういう意味では、やはり原点に戻つて、農村集落がいろいろな人たちで成り立つてゐる、多様性があるわけです。国際交渉では、日本は、農業は多様性があるんだ、だからそれぞれの国の多様な農業の存在を認めなくちゃいけないんだと言つておるわけです。それは日本国内でも同じです。認定農業者だとか經理を一元化した集落営農だけでもつわけじやありませんから、多様な農家が存在する、それを前提に置いて、意欲的な農家をバックアップするという形で直接支払いしようとしているわけです。

○鈴木(克)委員 やはりこの際、政府案、民主党案といふものを現実の農業の形態そして現実の農村の実態、そういうものときちつと照らし合わせていかない、我々は本当に今回のこの法案に対して大きな誤りを犯してしまつのではないのか、このことを私は強く申し上げておきたいというふうに思ひます。

少しだけ進めさせていただきますが、農林統計について、この際政府にお伺いをしていきたいと仰ふうに思ひます。農家数や農地面積やそして農業経営の動向について、農林統計がきちんと実施されて、そして把握をされておるところであります。まさに、我が国の農林統計というのは、ある意味では世界に冠たるものではないのかな、このように思つておるわけです。しかしながら、この農林統計を公務員削減の標的ということで、四月十五日の某新聞の記事によりますと、農林水産統計表は創設百二十年を迎えた歴史あるものだけれども、果たして百三十年を迎えることができるかというようなことで書かれました。

確かに、行政の無駄というのは省いていかなければなりません。しかし、国民の食料の安定供給を図るという意味において、この農林統計というのは、私は、基礎的データを得る上において最も大事な

部分ではないのかな、このように実は思つておるわけであります。したがつて、これをおろそかにすするというのは、まさにやみ夜に全く羅針盤もないまま飛行機や車を走らせるのと同じような状況になるんじゃないのかなということで、有効な農業政策を構築することは絶対に難しいというふうに思ひます。

したがつて、農林統計業務の今後のあり方ということについて、そしてまた今後これにどのようないままで臨まれていくのかということをお示しいただきたいと思います。

○小西政府参考人 お答えいたします。

農林水産統計は、委員御指摘のとおり、国民の食料の安定供給、また農業の構造改革など、農林水産行政の諸施策を実施する上で基礎となるデータを提供するという大変重要な役割を果たしております。特に、現在、省を挙げて取り組んでおられる品目横断的経営安定対策などを柱とする農政改革の具体化に際しても大きな役割を果たしているところでございます。

一方、行政改革の流れの中で、骨太二〇〇四などによりまして農林水産統計組織のスリム化が求められてきたことから、統計調査業務を抜本的に見直し、できる限りアウトソーシングを図る観点にて、農林統計がきちんと実施されて、そして把握をされておるところです。まさに、農家数や農地面積やそして農業経営の動向について、農林統計がきちんと実施されて、そして把握をされておるところであります。まさに、我が国の農林統計というのは、ある意味では世界に冠たるものではないのかな、このように思つておるわけです。しかしながら、この農林統計を公務員削減の標的ということで、四月十五日の某新聞の記事によりますと、農林水産統計表は創設百二十年を迎えた歴史あるものだけれども、果たして百三十年を迎えることができるかというようなことで書かれました。

確かに、行政の無駄というのは省いていかなければなりません。しかし、国民の食料の安定供給を図るという意味において、この農林統計というのは、私は、基礎的データを得る上において最も大事な

らに改革すべきところは改革しながら、政策的なニーズに対応した現行の体系と調査精度などを極力維持しながら、農政改革を含め農林水産行政の推進に積極的に貢献していく所存でございます。

○鈴木(克)委員 もう一度確認をしておきますが、私もアウトソーシングがいけないとかスリム化がいけないということを言つておるわけじゃないんです。間違いなくこの伝統ある農林統計が今後もきっちりとした形で続けられるんだ、こういうことにしていいのか、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○小西政府参考人 先ほど申しましたように、農林水産統計の果たしている大変大きな使命、役割がございますので、我々はそれをしっかりと受けとめて、これからもその責任を果たすように、しっかりと守るべきところは守り、また改革をするところは改革していきたいというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 わかりました。ぜひひとつ、やみ夜に羅針盤がなくて操縦するようなことのないようになりますか、冒頭私が申し上げましたいろいろな方の心配の点に戻らさせていただいて御質問させていただきたいと思います。

今回の政府による農政改革の眼目といいますか、それは担い手への施策の集中化、重点化といふことだというふうに理解をしておるわけです。各種制約に対応した特例要件を設定する、こ

の一つに農林統計分野が挙げられたことを踏まえるとともに、担い手の明確化などを内容といたしました農政改革の進捗に合わせて、現行のスリム化計画に加えてさらなる合理化を行うために、現在、業務内容を精査しているところでございま

景には大規模化、効率化を追求しようという発想があるのだと思うんですね。

そもそも、先ほどから申し上げておるように、農業生産というのは一部の大規模農家やいわゆる担い手のみによって取り組まれておるのではないんだ、先ほどお話をありましたけれども、高齢農家や小規模な兼業農家も含めた農村地域社会が健全に維持されることによって初めて実現されるものだ、私はこのように思つておるわけです。

そこで、経営の規模の大小で施策の対象者を絞り込もうとする発想は、農村地域に極めてドライな考え方を持ち込んでいくことだ、これまで農業集落ではぐくまれてきた人的なつながりとかいろいろなものが、いわゆる地域社会が崩壊していくてしまうのではないか、こういうようなことを指摘される方もあるわけであります。

政府側にお尋ねしますが、そういうような意見、懸念に對してどのようにお答えになるのか、その見解をお示しいただきたいと思います。

○中川国務大臣 先ほどからお聞きしていますと、認定農業者以外は排除するとか、この今までは農村集落が崩壊する、そのことはもちろん私としても絶対に避けなければならないといふうに思つておるわけですが、現時点で認定農家、あるいはまた今後定められる特例要件に該当していいくところがまだまだ少ないといふことは、私も、もっと多くなってもらいたいといふことで目標も掲げているわけであります。

しかし、これは決して排除するものではなくて、ぜひ入ってきてくださいといふことで今懸命な努力を我々としてはしておるわけであります。されば、また小規模であつても極めて高収益の経営地元の愛知県においても、規模の大きい農家も認定農家にこれからなることによつてますますメリットがありますよ、先ほど申し上げたように、いいものをつくつて消費者に受け入れられて、そして経営感覚を持っていけば、もっともつといふことだといふふうに理解をしておるわけですね。

このように、農林水産統計につきましては、さ

ますよ、だから、スタートしたからこれでもう戸を閉ざすんじやなくて、どんどんこれからも入ってきてください、しかし、十九年度からスタートする前に、どうぞスタート時点でそういう対象者になつてくださいということを盛んに今努力しているところであります。

もちろん 全国津々浦々御理解をいたたいて  
るかどうかということについては、私もまだ必要  
なことがいっぱいあると思います。一つは面積要  
件、一つは集落営農、集落が一つの細胞なんだと  
いう冒頭の御指摘、全く私もそのとおりだと思います。  
それを前提にして集落単位でひとつ、やる  
気と能力があるということは当然経営感覚が問わ  
れる、必要になつてくるわけありますから、そ  
ういう意味で、経理あるいはまた資材の共用、効  
率的な経営というものが前提になつてくるわけ  
ございますので、排除的に御理解されるのではな  
くて、これからもどんどんどんどんそういう農家方  
が日本の農業の基本になつていくんだという前提  
で、前向きあるいは幅広にこの制度を御理解いた  
だき、ぜひとも、御地元においても御理解いただ  
けるよう努力をしていただければ大変ありがたい  
いなというふうに思っております。

○篠原議員 我々の法案は、農業全体を活性化することによって農村全体を活力あるものにするということを目的としております。ですから、直接支払いの対象もまじめに農業に取り組む人たち全員ということで、販売農家全員というにしております。

農業集落に対し支援をしていこうということを考えております。その根拠は我が国が国際社会でずっと主張し続けてまいりました多面的機能の発揮に求めております。多面的な農業は、ほかの産業と違うんだ、環境も維持している、それからコミュニケーションの維持にも役立っているんだ、だから、ほかの産業と比べて違う保護があつてもいいんだ、その根拠としてマルチファンクションリティー、多面的機能というのがあつたわけです。ですから、我が国は、WTOの交渉の場でも多面的機能という言葉が宣言文に入っているかどうかということをずっと気にしてきたわけです。ところが、今回のこの法案の中には、残念ながら、政府案には余り取り込まれていないわけですね。

集落そして農業を守っていくという意味において、私は、やはり規模の拡大とか合理化とか市場性原理だけではない部分というものをきちっと織り込んでいただきたい、このように思つております。

さて、話はちょっと変わりますが、私は、この四月の十五日に地元で、林業の実態を見たいということで地下足袋を履いて、設楽町の、前の津具村というところになりますが、そこへ行ってまいりました。そこで現地の状況をいろいろと、細かく言うと時間がありませんのであれですが、意見をお伺いしたところ、いわゆる林業については、需要の拡大だとか、それからマージンの問題だとか、境界線の問題だとか、森林簿の問題だとか、それからシカの害を防ぐヘキサチューブ、そういうような意見や現場の実態を見てきたわけであつて、

ます。  
そこで、順番にお聞きをしていただきたいと思うんです。  
今週の十八日に森林・林業白書が閣議決定され

て、その中の、「トピックス」の冒頭に、地域材利用の意義を広め、利用拡大につなげるために木づかい運動を開催している、こういう一文が実はありました。そこでまず、こうした国民運動としての取り組みが国産材の利用拡大に向けるどのような効果をもたらしているのか、また、国産材の利田を拡大するために、学校や校舎、そして共同施設などの木造化などに積極的に取り組むことが重要だというふうに思うんですが、現在のその実施状況、この二点を御

○川村政府参考人 お答えを申し上げます。  
森林の活性化を図る、そしてまたそれによつて森林の再生を図つていくということは極めて重要でございまして、そのためにも、木材をいかに有利に利用していくかが問題であります。

用していただくかということが大切だと思っております。そして、この木材の利用拡大には、やはり、消費者といいますか国民の方々の木に対する理解、森林に対する理解、こういうものを正しい

います。そういう観点からいっても、まだまだわゆる木に対する需要拡大についての取り組みが甘いんじゃないのかな、私はこのことを指摘させていただきます。

次に、森林整備地域活動支援交付金についてお伺いをさせていただきますが、これも実際、十五日に山へ入つて地元の皆さんから関係者から何つたわけですが、この制度が十八年度までということになつておるやに聞いております。

現在、この制度設計について検討されておるというふうに聞いておりますが、検討会においては、十九年度以降も制度を継続することを前提として、農業と同様、林業の扱いとなり得る林家や森林組合などに對して施設、經營を集約化することを柱に据えると基本的方向が示されたということを柱に据えると基本的方向が示されたといふうに聞いております。我が国の森林・林業の現況を見れば、制度のさらなる充実強化が必要だ、方針について、現時点における考え方をお示しい方について、現時点における考え方をお示しいただきたいと思います。

○川村政府参考人 お尋ねの森林整備地域活動支援交付金でございますが、十四年度から開始をいたしまして、御指摘のとおり十八年度で終了するということになつております。ただ、十九年度以降どうするかということにつきましては、学識経験者によります検討会を設置いたしまして検討している最中でございます。

これまで、この交付金ができたことによりまして、地元での、特に不在村森林所有者でありますとか小規模の森林所有者との話し合いのきっかけになつたとか、それからまた、森林組合との対話が進んで森林の長期施設委託の契約もふえたとか、あるいは事業も理解をしていただきて事業量もふえたといったような効果も出ております。

今後、私どもとしても、十九年度以降に向けて、やはり、森林の有します多面的機能が十分に發揮される、また整備が一層進むというようなことで、特に小規模の方々の森林組合等への施設委託が促進されるような仕組みがとれないかどうか

かという観点からも、今その見直しをしている最中でございます。

○鈴木(克)委員 補助金とか助成金とか支援金と一緒にをしていきますが、これも実際、十五日に山へ入つてはいけない、このように思つております。それで、ぜひよろしくお願いをしたいと思いま

す。

最後の質問になるわけでありますが、野生鳥獣による被害ということで、これは、私、分科会で木が残つておつて、あとはヘキサチューブを施工せんけれども、何百本か植林をした中で一本だけ

ぶせた現場を見て回りました。数はよくわかりま

す。も中川大臣にお尋ねをしたわけあります。実際に今回山へ入つて、ヘキサチューブというのをかぶせた現場を見て回りました。数はよくわかりますので、野生鳥獣のえさ場としての広葉樹林等の造成、こういったものも視野に入れてやつているところでございます。

ただ、なかなか森林の状況、地形等、さまざま

による被害ということで、これは、私、分科会で

も中川大臣にお尋ねをしたわけあります。実際に今回山へ入つて、ヘキサチューブをかぶせた現場を見て回りました。数はよくわかります。

それでも全部それが被害に遭つておつたという現場を見まして、本当に、山の関係者もこれが実態な

い大変な鳥獣害被害があるわけであります。いずれにしても、このカモシカ対策も含めて鳥獣害

被害、そして、とりわけこのヘキサチューブにつ

いてはかなりコストもかかるわけであります。

こういった被害防止のためにどんな施策を今やろ

うとしておるのか、そしてまたそれははどういった効果があるのか、その辺のところの見解をお示し

いただきたいと思います。

○川村政府参考人 野生鳥獣によります森林被害でございますが、お尋ねのように、シカあるいはシカなどの被害が出でおりまして、特にシカによ

る被害というものが多くて、約五割以上を占めて

いるということございます。

この野生鳥獣による森林被害、これは非常に深刻でございますので、我々としましても、関係省庁ともよく連携をしましていろいろな対策を講じて、いろいろな防除、捕獲技術の開発、あるところです。

最後に、舒明天皇が、「うまし国そあきづ島 大和の國は」というふうに歌われておりますので、野生鳥獣のえさ場としての広葉樹林等の造成、こういったものも視野に入れてやつているところでございます。

ただ、なかなか森林の状況、地形等、さまざま

でございますし、シカなんかはかなりジャンプ力もあるということで防護さくをつくつても飛び越えてしまうということがございます。そういう意味で、ヘキサチューブはかなり期待されておるわけですが、非常にコストも高いというところです。

だから、今も御指摘されたように、地域に

よつては必ずしも十分に機能しないというところ

もありますので、今後、引き続き有効な対策といふうを真剣に検討してまいらなくちやいけない

というふうに思つております。

○鈴木(克)委員 最後に、私、この新聞記事を御紹介申し上げて、これは御答弁は要りませんけれども、質問を終わりたいというふうに思います。

これは、私の地元の農耕村というところで、三百四十五町歩、三百四十五ヘクタールの優良林が五百万元で売りに出でる、これは一平米当たり十四円なんですね。これは、最初、管財人から三億で出されたんですが、だれも買い手がなくて、だんだんだん下がつていって、結局、五千万元になつたわけですね。何とかこれを買いたいと断念したんですね。なぜかというと、相続税なん

いことで、村で予算化したんですが、結果的にそれでは、だれも手が出せないということで、結果的には、優良林がばらばらになつてしまつて、

島 大和の國は」というふうに守つなければいけないのかということをしつかりと考えていくことを私に、ぜひとと、いろいろな意味で、日本の農業、農村、そして森林・林業、そういうものを守つていくために、我々もさらなる努力をさせていただく、このことをお誓い申し上げて、私の質問を終えさせていただきます。

○稻葉委員長 次に、川内博史君。

○川内委員 民主党の川内でございます。

また、委員長や与野党の理事の先生方に御許可をいただきまして発言の機会を本委員会でいたしましたことに感謝を申し上げます。

○鈴木(克)委員 最後に、私、この新聞記事を御紹介申し上げて、これは御答弁は要りませんけれども、質問を終わりたいというふうに思います。

これは、私の地元の農耕村というところで、三百四十五町歩、三百四十五ヘクタールの優良林が五百万元で売りに出でる、これは一平米当たり十四円なんですね。これは、最初、管財人から三億で出されたんですが、だれも買い手がなくて、だんだんだん下がつていって、結局、五千万元になつたわけですね。何とかこれを買いたいと

いことで、村で予算化したんですが、結果的にそれでは、だれも手が出せないということで、結果的には、優良林がばらばらになつてしまつて、

島 大和の國は」というふうに守つなければいけないのかということをしつかりと考えていくことを私に、ぜひとと、いろいろな意味で、日本の農業、農村、そして森林・林業、そういうものを守つていくために、我々もさらなる努力をさせていただく、このことをお誓い申し上げて、私の質問を終えさせていただきます。

○稻葉委員長 ありがとうございます。

○川内委員 次に、川内博史君。

本日は、まず、民主党の農政改革基本法案について何点かお尋ねをさせていただきたい。その後、食の安心と安全という観点で、現実の問題で

ある米国産牛肉の問題の議論を中川大臣とともにさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず民主党案についてですね。民主党案については、これまで政府案との関係から、

主に、国内の農業生産の確保等のための農政の改革に関する方針の部分について議論がなされたわけでございます。食料の相当部分を輸入に依存せざるを得ない現状では、我が国において、必要な食料の主たる部分を国内で生産できるようになることが、究極の目標であり、非常に重要な今後の課題であるというふうに考えます。他方、米国産牛肉の輸入問題に代表されるように、現実に輸入される食料の安全性とこれに対する消費者の安心を確保することが、国民の健全な食生活を保

障するという上で緊急かつ重要な課題となつてゐるというのは、与野党ともにあるいは政府を含めて共に認識であろうというふうに思います。こうした輸入食料の安全あるいは安心の確保という観点から、民主党案では、食料の安全性及び消費者の安心の確保のための農政等の改革に関する方針として、加工食品等の原材料原産地の表示及び輸入検疫体制の強化等の二つの規定を置いていらつしやるわけでござりますが、この二つの具体的な内容については後にお伺いをさせていただくとして、まず、民主党案における食の安心、食品安全の確保に係る基本的な哲学、考え方について御説明をいただきたいというふうに思います。

○山田議員 最近、遺伝子組み換え食品とか、あるいは残留農薬、いろいろな問題で、ファストフード等もいろいろな問題が指摘されておりますが、日本人のアレルギー症、アトピー症がこの十

年で倍ぐらいにふえていますし、花粉症の拡大等々もありまして、食品からくる人への影響、こればかり大きいものがあるんじやないか。そん

な中で、BSEの問題、川内議員がずっと取り組んでおりますが、そういうた輸入食品に基づく非

常に危ない食品、食生活、そういうものの対して、やはり我々はきちんとしなきやならないんじやないか。

二つあります、一つは表示ですね。食品の表示で、加工食品に対する、我々、一年前に、すべ

ての加工食品に原料原産地の表示を義務づけよ

う、そういう法案も出しましたが、自民党さん多数の反対で否決されてしまいました。そいつたこ

ともこれあり、加工食品に對しても原料原産地の表示を必ずすることが消費者に対する食の安

全、安心であるということ。

もう一つは、輸入食品に対して、例えば、日本が牛肉をアメリカに輸出する場合、きのう地方公

聴会で宮崎に行きましたら、指定された加工工場があるわけですが、そこでは五億円かけて改装さ

せられたと。アメリカの検査官の言いなりに加工工場を、言いなりの改装というのですか、ライ

の設備からすべて五億円かけて直させられた、そしてアメリカに初めて輸出できると。

そういうふうに日本もやっているわけですか

ら、日本が承認する施設から牛肉を日本の承認す

る方法で加工処理したものだけを入れる、検査官

を當時アメリカとかあるいは輸入先国に派遣して

おく。そういうことの建前から、今度の基本法

に、そういう輸入先国に対する検査官、検査官の

派遣、そういうものを基本的に条項に盛り込む

ことにいたしました。

○川内委員 大変すばらしい考え方であるとい

うふうに思います。

そこで、具体的にちょっとお伺いをしたいんで

すが、民主党案のこの第二十二条で、加工食品と

外食の原材料の原産地表示についての規定を設け

るということが書いてあるわけでござります。

その理由については今御説明があつたというふうに

思いますが、具体的にどのようにその原産地表示

を義務づけられていくのかということについて教

えていただきたいというふうに思います。

○山田議員 まず、例えば主要加工食品ですが、

インスタントラーメンとかいろいろあります。そ

んな中に、すべての原材料について表示する、原

料原産地すべてを表示するということは大変難し

い面も出てまいります。

○中川政府参考人 消費者に食品の情報を正確に

伝える観点から、原産地などその食品の品質に関

する情報をきちっと正確に、またわかりやすく提

供するということは非常に大事な点だというふう

に思つております。

先生今お尋ねの、昨年の六月に衆参両院で附

決議がなされておりますけれども、それ以降の取

り組みということでございますが、一つは、加工

食品の原料原産地につきましては、実はその少し

前の平成十六年の九月に、食品表示に関する共同

会議で、それまでずっと議論をいたしました、

従来は個別に原料原産地をつけるかどうかという

ふうなことで議論されておりましたのを、この十

六年の九月に、加工度が低くてどこの原料を使つ

ているかということが最終的な加工食品の品質に

影響が大きい、そういうものについて、基本的に

各品目横断的に原料原産地を義務づける、そ

う大きな方針が示されました、告示もいたしまし

た。ただ、これは業者の方も一定の準備が必要で

しゃかりとした情報を、消費者サイドに立てば恐

らく必要とするのであろうというふうに思うんで

すね。

○川内委員 私は、例えば肉とか魚とか野菜と

か、そのものの場合は割と原産地を表示しやす

い、しかし、加工食品はなかなか難しい、それは

理屈としてはわかります。しかし、加工食品であ

ればこそ、何が使われているのか、どこでつくら

れたものが使われているのかということに関して

ござりますから、その表示の義務づけはことしの

十月からということになつております。

さらに、この平成十六年の表示に関する共同会

我々は基本法ですから、施行令等々になつていくかと思いますが、かなりきつちりとした形での原

料原産地の表示を考えたい、我々の法案ではそう

考えております。

それでは、他方、政府として、今どのような取

り組みをされているのかということをお伺

いをさせていただきますが、政府の加工食品及び

外食における原材料の原産地表示についての具

体的な取り組みを、昨年のJAS法改正の際の衆參

の両院の附帯決議を踏まえた上で、今どのように

外食における原材料の原産地表示についての具

加工されたものというのは、どこで加工されたんだろう、何が使われているんだろう、どこで生産されたものが使われているんだろうということは、情報としてしつかり、加工食品の方こそ提供していかなければならない側面というのも大きいにあります。後、さらに取り組みを強化していただきたいとうふうに思います。

また、民主党案は、そもそもその加工食品についても、あるいは外食産業についても、法令の中で規定をするというより強化した形をとっているわけですが、私は、自分が民主党だから言つてはいけじやないですが、民主党案の方がより進んでいるのではないかというふうに感じますし、その方が、実は、日本の農業あるいは食品業界といいうものの発展にも資する形になるのではないかというふうに考えます。

それはなぜかというと、日本の農産物というのは、値段で競争をすればアメリカ、中国のものに負けてしまう、しかし、安心、安全な農作物である、あるいは食品であるという点においては、これは小泉総理も本会議などで、あるいは予算委員会などで再三にわたって主張されているとおり、世界じゅうのお金持ちが欲しがる農産物あるいは食品を日本は提供できるんだ、そして、今後はそのような方向にジャパン・ブランドを確立して向かっていくんだということを、政府の方針としてもお示しになつていらっしゃる。

では、そのジャパン・ブランドを確立するためにはどうすればいいのかということの議論とすれば、ブランドの確立は、海賊品を、海賊版を絶対に許さない、まがいものを市場から駆逐していくことが絶対の条件、第一番目の条件になるわけであります。

そこで、JAS法というのは、これまでの議論の経過の中で、中川消費・安全部長は私の質問に対し、これはどういう質問かというと、食品の偽装表示は犯罪ですかとお聞きしましたらば、犯罪につながる行為であるが、犯罪ではないというふうに思います。

他方、直罰という形になりますと、これは厳正な司法手続が必要になります。したがつて、それ

ふうに御答弁をされました。すなわち、偽装表示は即犯罪にはならない。

私は、にせものを絶対に許さない、にせものを市場から締め出していく、そして、安心、安全で規正によって、直罰規定、すなわち偽装表示は即犯罪であるというふうにしていかなければならぬというふうに考えておりますが、中川大臣の御見解をお示しいただきたい。

まず、局長から答えますか。

○中川政府参考人 前回の私の答弁を引用して御質問されましたので、その私が前回申し上げた趣旨について、もう一度、誤解のないように申し上げたいというふうに思います。

法律にはそれぞれの目的がございます。

JAS法におきましては、その消費者の選択に資するという観点から、適正な、的確な表示がされるということがまずもつて大事な点でございます。そういう意味では、不適正な表示があつた場合には、まずはすぐにその指示をし、そしてそのことを直ちに公表する、そして、それに従わなかつた場合には、いわゆる刑罰を付する、懲役刑も含めたあるいは罰金刑との併科も含めた、それが準備をされているわけがございます。

したがいまして、JAS法の世界では、まずはきちっとした、消費者が日々お買いになるそういった商品についての表示が適正になるようとにかくに担保されるという趣旨から、今のような、直ちに刑罰までいかない三段階の仕組みがとられているわけでありますが、日々消費者が接する表示という点からしますと、まず指示をし、その社名も公表いたしますから、その点で速やかに不正な表示というのは是正をされるようになつております。

他方、直罰という形になりますと、これは厳正な司法手続が必要になります。したがつて、それ

までの間は、その現状がどうとかということではなくて、証拠を固めてきちっとする、その手続が相当時間がかかるということになります。そう

事かという点で考えますと、今のJAS法のようないたしますと、どちらが消費者の方々にとって大が市場でその価値を確立するためには、JAS法の改正によって、直罰規定、すなわち偽装表示は

品質の高い日本の農作物あるいは食品というものが市場でその価値を確立するためには、JAS法の改正によって、直罰規定、すなわち偽装表示は

という観点を前提にして、いいジャパン・ブランドを推進していくこうというふうに考えておりまし

て、同じ表示でも、そのJAS法上の問題、安

全、安心の問題とは別の次元でのいいものを守つ

て、いつでも、そして、推進をしていきたいとい

う、それを、あらうかというふうに思うのです。

私は、少なくとも日本の農業をもう一度立ち直

らせる、一生懸命に現場で頑張つていらっしゃる農業者の皆さん方の努力というものをしっかりと評価していくためには、大体、偽装表示をするの

ことだ、そこは、役割、法の目的に沿つてそれが適用されなければいけないのではないかというふうに思つておられます。

JAS法でなくとも、不正競争防止法その他で直罰の規定がございます。そちらで、その法律を適用して必要な处罚が準備をされているということで、そこは、役割、法の目的に沿つてそれが適用されなければいけないのではないかというふうに思つておられます。

○中川国務大臣 今、川内委員からジャパン・ブランドのお話をありました。御指摘のとおり、日本としては、日本型食生活に対する人気といいましょうか、そういうものも含めて、また、攻める農業という観点からもジャパン・ブランドを推進していきたいというふうに考えております。

ただ、同じ表示の問題であつても、JAS法本としては、日本型食生活に対する人気といいましょうか、そういうものも含めて、また、攻める農業という観点からもジャパン・ブランドを推進していきたいというふうに考えております。

ざいます。

○川内委員 余りこちらが望む答弁がいただけないところでやりとりをしても時間がもつたいのうございますから、次の課題に移らせていただきま

す。また、民主党案に戻らせていただきますけれども、民主党案の第二十三条第一項及び第二項で、「外国から輸入される食料について、国内で生産される食料と同等の安全性を確保するために必要な施策を講ずる」と書いてござります。「外国から輸入される動植物について、家畜の伝染病の蔓延又は有害な動植物の付着の防止のために必要な施策を講ずる」というふうに規定されますが、必要な施策というのは、具体的にはどのような施策を想定していらっしゃるのかということをお伺いさせていただきます。

○山田議員 今、輸入検疫体制というのは非常に貧弱でありまして、この前、成田の検疫所で背骨の入った牛肉が見つかりました。ところが、實際には、内臓も指定されたアメリカの工場からではないところから入っておった。ところが、その当時、農水省も厚労省も、もちろん現場の検査官、動物検疫官も、その事実すら知らなかつたという事情がありますので、いかに貧弱であるかということはよくわかると思います。

そういう意味で、この検疫体制を徹底させるために、今三十一ヵ所の検疫所でわずか三百人の検査官しかおりませんが、それを倍増あるいは三倍増あるいは十倍、そういう形で徹底して、輸入品目もふえていますし数量もふえておりますが、そういうものの検疫体制をきちんと図るということと、充実させること、これが一つ。

もう一つは、国内と同等の安全基準と申しますのは、例えば、先ほどBSEの牛肉の問題でもありましたが、アメリカの食肉加工工場に日本の検疫官ができるだけ派遣して、そして本当に川上で、輸入先でチェックできる、いわゆる海外に専門の輸入食品の検疫官というものを常時、できれば二、三百人程度派遣しておくような検疫体制の

強化、これはぜひ図りたい、具体的にはそう考

ておる、我々の法案ではそういう検討をさせてい

ただいているところです。

○川内委員 続いて、政府側に聞かせていただきま

すが、今民主党提案者の山田先生の方から、外國から輸入される食料であつても国内で生産される食料と同等の安全性を確保するための必要な施策を講じる」と書いてござります。

私は、三月二十三日の本委員会で、中川農水大臣に、ジョハンズさんに直接飼料規制のことを大臣の口から、飼料規制を強化すべきである、交差汚染の可能性が払拭できないということを指摘するべきであるというふうに申し上げましたら、中川大臣は、「日本としても引き続きアメリカ側に要求をしていかなければならぬ」というふうに考えております。「ジョハンズさんにも当然言います」という御答弁をされました。

その後、四月十三日の夜、ジョハンズ農務長官と中川大臣は電話で会談をされた、そのときに中川大臣は飼料規制についてジョハンズさんに述べられたというふうに新聞で読ませていただきました。

○中川国務大臣 このえさの問題は、アメリカにおきましてはFDA、アメリカ食品医薬品局ですが、その所管なので、自分の担当ではないのですが、そこまでお答えをいたさないんですけれども、FDAの方にしっかりと伝えるというふうにお答えになつておられました。

○川内委員 そこで、農水省でも厚労省でも結構ですからお答えをいたさないんですけれども、中川大臣が直接ジョハンズ農務長官に飼料規制のことを指摘した、ジョハンズさんはそれを受けた、FDAに伝えるというふうにお答えになられた。

では、FDAでは従前より飼料規制の強化、まあ私からすれば不十分な強化であります。が、パブリックコメントなどもとり、昨年末にそのパブリックコメントの期間は終わっているというふうに思います。その後、FDAのこの新飼料規制というものがどのようなことになつているのか、わかる範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

○中川政府参考人 今先生おっしゃいましたように、飼料規制の改正案につきましては、昨年の十二月に既にパブリックコメントは締め切られております。その後、私も照会をいたしましたけれども、現在、FDAにおきまして詳細に検討しているところであるということでございまして、具体的にいつからどういう内容で規制が改正をされるのか、あるいは施行されるのかということについては今は現在具体的な情報は得られておりません。

○中川国務大臣 御指摘のとおり、川内委員からも委員会の場でそういう御指摘がございました。私といたしましても、いわゆる牛の肉骨粉を牛以外の鶏とか豚に与えるということは、安全委員会の答申の附帯事項の中にも指摘されているところでございますので、かねてより指摘をしていました。

○川内委員 中川大臣はジョハンズさんに、輸入再開にとつてプラスになるというふうな言い方をいたしましたけれども、その中で、この牛の話をいたしましたけれども、その中で、この牛の肉骨粉のえさを牛以外にも与えるというふうな話では、米国の農務省自体もそのことは知っているはずでありますから、ジョハンズさんに、サーベイランスについてどうするつもりなんだというふうに

三十カ月齢以上の牛の特定危険部位がレンダリン

グの過程に入らないようにするというこのアメリカの新飼料規制、さらには、中川大臣がジョハン

ズさんに指摘をされた、鶏や豚にも与えではなら

ないと思いますよという部分についてもしっかりと今後もお取り組みをいただきたいというふうに思

います。

そこで、もう一点中川大臣に、この電話会談はWTIのことでもお話しになられたと思うし、WTIでお会いしましようというようなことだつたのではありませんけれども、二〇〇五年十二月食品安全委員会・食品健康影響評価(最終答申)の結論へ付帯事項」という部分でございますが、きょうお配りしております資料の三枚目についておりますけれども、「二〇〇五年十二月食品安全委員会・食品健康影響評価(最終答申)」の結論へ付帯事項。一番がSRMの除去ですね。二番が、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要というふうに食品安全委員会は指摘をしているわけですが、アメリカではサーベイランスを縮小するというような報道も出ています。

○中川国務大臣 その結論へ付帯事項の二番が、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要というふうに食品安全委員会は指摘をしていましたが、アメリカではサーベイランスを縮小するというような報道も出ています。

○川内委員 中川大臣はジョハンズさんに、輸入再開に当たってはもう必須であるということは、飼料規制のことを言われたのだから、ジョハンズさんにこれもぜひおっしゃっていただきたいというふうに思うんですね。

○中川国務大臣 というのは、米国側も、中川大臣とも何回か議論をさせていただいたとおり、農務省の監察局の出したレポートの中で、サーベイランスが不十分であるというような指摘がされているわけですから、米国の農務省自身もそのことは知っているはずでありますから、ジョハンズさんに、サーベイランスについてどうするつもりなんだというふうにお聞きをいただいて、縮小するというようなことをおっしゃられたら、それじゃだめだ、サーベ

○川内委員 中川大臣の御指摘に対して、ジョハンズ農務長官はどうお答えになられました

○中川国務大臣 このえさの問題は、アメリカにおきましてはFDA、アメリカ食品医薬品局ですが、その所管なので、自分の担当ではないのですが、そこまでお答えをいたさないんですけれども、中川大臣が直接ジョハンズ農務長官に飼料規制のことを指摘した、ジョハンズさんはそれを受けた、FDAに伝えるというふうにお答えになられた。

では、FDAでは従前より飼料規制の強化、まあ私からすれば不十分な強化であります。が、パブリックコメントなどもとり、昨年末にそのパブリックコメントの期間は終わっているというふうに思います。その後、FDAのこの新飼料規制というものがどのようなことになつているのか、わかる範囲でお答えをいただきたいというふうに思います。

○中川政府参考人 今先生おっしゃいましたように、飼料規制の改正案につきましては、昨年の十二月に既にパブリックコメントは締め切られております。その後、私も照会をいたしましたけれども、現在、FDAにおきまして詳細に検討しているところであるということでございまして、具体的にいつからどういう内容で規制が改正をされるのか、あるいは施行されるのかということについては今は現在具体的な情報は得られておりません。

○中川国務大臣 その結論へ付帯事項の二番が、健康な牛を含む十分なサーベイランスの拡大や継続が必要というふうに食品安全委員会は指摘をしていましたが、アメリカではサーベイランスを縮小するというような報道も出ています。

○川内委員 中川大臣はジョハンズさんに、輸入再開に当たってはもう必須であるということは、飼料規制のことを言われたのだから、ジョハンズさんにこれもぜひおっしゃっていただきたいというふうに思うんですね。

○中川国務大臣 というのは、米国側も、中川大臣とも何回か議論をさせていただいたとおり、農務省の監察局の出したレポートの中で、サーベイランスが不十分であるというような指摘がされているわけですから、米国の農務省自身もそのことは知っているはずでありますから、ジョハンズさんに、サーベイランスについてどうするつもりなんだというふうにお聞きをいただいて、縮小するというようなことをおっしゃられたら、それじゃだめだ、サーベ

ければ日本側としては困るというようなことをお話し合いたいだいたいなと思いますが、大臣の御所見を承りたいと思います。

○中川国務大臣 現在、アメリカの牛肉は日本で約束した輸出プログラム違反ということでストップしているわけでございます。原因の徹底的な究明と再発防止のための対策というものでストップして、今、日本で作業をしているところでござりますけれども、このサービスバランスにつきましては、附帯事項の中にあるわけでございますから、これについても、次の機会お会いをするのがジュネーブというふうに予測されますので、お会いするときには、向こうからも多分逆の意味で出てくる話かもしれませんけれども、こちら側からは、先ほどのえさの問題、あるいはまたサービスランスの問題を含めて、日本側の要望をきちっと伝えたいたいというふうに考えております。

○内委員 ジョハンズさんにしっかりと条件ではなく要望を伝える、要望という言葉は私はちょっと弱いような気がするんですが、しかしそれは政府の考え方なので、要望をしっかりと伝えをいただきたいというふうに思います。

そこで、今、中川大臣の御答弁で若干気になつたのは、輸出プログラム違反だから輸入をとめたというふうにおっしゃつていらつしやるんですけど、小泉総理は予算委員会で、「食品安全委員会・食品健康影響評価(最終答申)」の最後の部分にある「重大な事態となれば一旦輸入を停止することも必要」と書いてあるこの部分を引いて、重大な事態だから全うことを再三にわたつて述べていらつしやいます。

私の理解としても、これは重大な事態だから全部ストップしているんだということであつて、家畜衛生条件並びに家畜衛生条件に基づく輸出プログラム違反ということであれば、その施設しか輸入はとめられないというふうに思いますが、ちょっと局長にまず御説明いただいて、大臣、もし答弁を訂正されるなら、ちょっとと訂正されてお

いた方が後々禍根が残らなくていいと思いますが、どうですか。

○中川政府参考人 日米間で合意をされました家畜衛生条件上は、日本の検査のとき、あるいはアメリカが独自の検査をしたときにいろいろ違反事例を見つけ、しかもその重大な遵守違反が繰り返されるようなシステム全般に係る問題によりこの衛生条件は停止され得る云々というふうなことが書かれております。そういう意味におきましては、今回の一月の事例につきましては初めての事例でございますから、これを直接ということではございません。この家畜衛生条件に書かれておりますのは、家畜衛生条件自体が停止されるということで、枠組みが消えてしまうということでございます。

今回の場合は、輸出が再開されてから一月余りのところで起こったということで、そのEVプログラム、輸出証明プログラム自体が本当にどうなのかというところで輸入の手続を停止したという組みはそのままにして、とりあえず手続を停止したということが今回の措置でございます。

そういうことでありますので、先ほども大臣がお答えされましたけれども、今回よって来たその原因、それから、将来に向かってこういうことが起こらないという、そういった措置をきちんと確認していくことが非常に大事なことだというふうに私は思つております。

○中川国務大臣 委員会での川内委員を初め御指摘があることを踏まえまして、二月十七日にアメリカ側にこの報告書を渡して、そして、これは、アメリカの了解をとつてと言うと何となく誤解を招きやすいんですねけれども、企業秘密等々の問題もございますので、我々が納得のできる部分で、仮にだめなものがあるかどうかということは、アメリカ側の判断を今待つてゐるところでございます。

○内委員 それでは、松本部長は、先週四月十四日の内閣委員会での私の質問に対して、現地調査につきましては、昨年の十一月ごろから、米側に対しまして、対日輸出施設への調査ができるよう要請してきたところでございますというふうに御答弁をいただいております。

○中川国務大臣 重大なというのは、今、中川局長が答弁したとおりで、リスク管理機関である厚生労働省と農林水産省として、明らかに違反があつたのでこの輸入手続をとめた、しかも、該当

○川内委員 政府の意思として輸入をとめたといふことで理解をさせていただきたいと思います。

それでは、中川大臣に続けてお伺いします。中川大臣もみずから触れておられます昨年十二月の日本政府による現地調査の報告書、これは、概要は私ども国民に向けて明らかにされているわけであります。概要といつても二枚紙の一言で要約すれば、問題なかったと書いてある簡単なペーパーですが、実際には詳細な調査の資料というのがあるや聞いておりまして、今、アメリカ側に、それを公開してもよろしいかということで要約すれば、問題なかったと書いてある簡単なペーパーですが、実際には詳細な調査の資料といふのがあるや聞いておりまして、今、アメリカ投げているというふうにお聞きをしております。

国民の皆さんや国会での議論にも、この現地調査をどのような形で何を見てどういう話をしてきたのかということはしっかりと知らされるべきというふうに考えております。

○中川国務大臣 御見解をいただいて公開をしていただきたいと思います。

○内委員 これについても早急にアメリカ側から了解をとつていただいて公開をしていただきたいというふうに思ひます。中川大臣の御見解をいただいて公開をしていただきたいと思います。

○中川国務大臣 委員会での川内委員を初め御指摘があることを踏まえまして、二月十七日にアメリカ側にこの報告書を渡して、そして、これは、アメリカの了解をとつてと言うと何となく誤解を招きやすいんですねけれども、企業秘密等々の問題もございますので、我々が納得のできる部分で、仮にだめなものがあるかどうかということは、アメリカ側の判断を今待つてゐるところでございます。

○内委員 それでは、松本部長は、先週四月十四日の内閣委員会での私の質問に対して、現地調査につきましては、昨年の十一月ごろから、米側に対しまして、対日輸出施設への調査ができるよう要請してきたところでございますというふうに御答弁をいただいております。

○中川国務大臣 重大な事態だから全う意味で、厚生労働大臣と私が、この重大というふうな事態が発生したので輸入手続をストップしたという判断に至つたわけであります。

○内委員 きょうは、厚労省の松本食品安全部長にいらしていただいております。

昨年十月二十八日に提出した私の質問主意書、十一月十八日の答弁書の中で、輸入再開以前に、現地調査を実施することが必要と考えているといふ部分は、厚生労働省が原案を作成した、これ

は、農林水産省のこの質問主意書に対する答弁書の作成経過がどうであったかという調査資料にそろ書きであります。厚労省はいつごろから輸入再開決定前の現地調査が必要だというふうに考えていらっしゃったのか。一昨年十月の日米局長級会合による日本向け輸出証明プログラムの協議以降、必要と考えていたということで、そういう

理解でよろしいのかということを簡潔に、もう五分しか時間がないので、よろしくお願ひします。

○松本政府参考人 輸入牛肉等の安全性を確保する観点から、昨年十一月の川内議員の質問主意書への答弁書を作成した段階では、日本向けの牛肉輸出プログラムに基づき米国が行う施設認定のプロセスを確認する必要があるとの考えに至つております。

りましたが、輸入再開に当たつての対応を検討する過程の中の一時点を特定して、いつごろということについてはなかなか困難であると思つておりました。輸入再開に当たつての対応を検討する過程の中の一時点を特定して、いつごろということについてはなかなか困難であると思つております。

○内委員 それでは、松本部長は、先週四月十四日の内閣委員会での私の質問に対して、現地調査につきましては、昨年の十一月ごろから、米側に対しまして、対日輸出施設への調査ができるよう要請してきたところでございますというふうに御答弁をいただいております。

○内委員 それでは、さきの内閣委員会で、昨年十一月ごろから、米側に対し、対日輸出施設の調査ができるよう要請したところであるということは御答弁いたしました。

○松本政府参考人 さきの内閣委員会で、昨年十一月ごろから、米側に対し、対日輸出施設の調査ができるよう要請したところであるということは御答弁いたしました。

それで、具体的に要請を行つた日時についてはどうかというお尋ねでございますけれども、本年三月二十三日の衆議院農林水産委員会で中川農林水産大臣が答弁されたとおり、昨年十一月四日でありまして、日米の担当者の打ち合わせ、その場におきまして日本側から米国側に要請を行つた

というところであります。

○川内委員 それでは、続けて聞かせていただき

ます。

大臣、資料一をごらんいただきたいと思います

が、現在、日米間で、米国の食肉処理施設の認定

手続やその内容についてまた議論をされているよ

うでございますが、私は以前から、この資料一に

ござります二〇〇三年十二月二十三日以前の日本

向けの約四十カ所の処理施設のリスト、そしてこ

こに書かれている昨年九月現在で牛肉輸出證明ブ

ログラムに基づく条件に一致している二十六カ所

の施設のリスト、さらにQSAプログラムを開設

し続けている十一施設のリストを資料請求してお

りますが、いまだに返答をいただいておりませ

ん。

○中川政府参考人 先生の御質問でございますけ

米国側に請求をしていただいているのか、返答は

どうなっているのかということについて御説明を

いただきたいと思います。

○中川政府参考人 先生の御質問でございますけ

れども、食品安全委員会のプリオラン専門調査会の

要請に基づきまして出したこの資料の趣旨は、当

時、食品安全委員会のプリオラン専門調査会での議

論の中で、輸入が再開された場合にはどうぞぐらい

の施設から日本向けの肉食輸出がされるだろうか

というふうな趣旨での資料要求でございました。

その際の趣旨をアメリカ側に伝えました結果、先生が

今お配りになつた資料の二ページ目のこの資料

だつたわけでございます。

その際の趣旨でありますけれども、日本への輸

トを米国側に要請をしていただきたい、要請をしていただきたいということを申し上げて、それは農水省としても要請いたします、回答をもらいまして、そのふうに御返事をいただいていたんです。それを、要請していないところで言われても困つちやうんですけれども、要請して回答をもらいますと、きょう改めてでもいいですから、それは御答弁をしつかりここでしていただきたいと思います。

○中川政府参考人 改めてということでございま

すので、その点は私どもとして、米国側に今先生の御要請の趣旨についてはお伝えをし、そして資料を入手できるよう努力をいたしたいと思いま

す。

○川内委員 私の質疑の持ち時間が終わりました

ので、ちょっと質問を余してしまつたんですが、これで終わらせていただきます。

○川内委員 ありがとうございました。

○岡本(充)委員長 この際、休憩いたしました。

午後零時二十六分休憩

午後二時一分開議

○岡本(充)委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

○岡本(充)委員 民主党の岡本でございます。

きょうは、前回の質問で時間の関係上質問をし

ます。

○岡本(充)委員 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

よく似た政策も含まれている。ナラシの部分も同様でありますけれども、ゲタの部分も同様に、恐らくは他国と比較をする中で決めていかれたのか

などというふうな認識を持っています。

今回の政策、そもそもどういうところからこの策を出してこれらたのか、何か参考にしたものがあれば、また、それと比較して我が國の方がよりよい、もしくは、メリット、デメリットあると思いますが、それについてお答えをいただければと思

います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の品目横断的経営安定対策のうち、生産条件差は正対策につきましては、一つは、過去の生産実績に基づく支払いをすることにしておりま

すが、これは、アメリカやEUにおいて講じられております直接支払い制度ですか、現行WTO農業協定を参考にしながら、緑の政策となるよう

に仕組んだところでございます。

他方、我が国におきましては、品質の面で消費

者、実需者のニーズに生産サイドが十分に対応し

切れおらず、需要に応じた生産の誘導を図る必

要があることから、過去の生産実績に基づく支払

いを基本とはしつつも、黄の政策であります毎年の生産量、品質に基づく支払いをあわせて講じる、いわゆる日本型直接支払いともいべき工夫を行つたところでございます。

また、収入変動影響緩和対策につきましては、これは収入の減少の一一定割合を補てんする仕組みでございますが、これは、現行の我が国の中政策改革の一環として措置されております米の担い手

は改革の一部として措置されておりましたのでござい

ます。改革の一環として措置されております米の担い手

は改革の一環として措置されておりましたのでござい

ます。

○井出政府参考人 今委員御指摘のとおり、我が

国の中の土地利用型農業は規模が極めて零細でござい

ます。土地利用型農業の生産構造の改革以外に、小規模農家を制約する何らかの理由があるのでしょうか。

か。今回の制度から除外をする何らかの理由がある

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

○岡本(充)委員 私は、てつきりカナダの政策を、CAISと言われているカナダの政策を参考にしたのかと思いましたが、そういうわけではありません。

今回、私はいろいろな国の制度も調べました。日本は直接支払いは、経営安定対策は、その対象を一定規模以上の生産者、生産組織に限定をしていて、欧米ではこのように限定をしている国はな

いわけでありまして、EUにおける高額直接支払を受けている者への減額とか、アメリカにおける受領額の上限の設定とか、こういうことはあるにしても、いわゆる大規模層への制約はあるとしても、この小規模農家に対する制約というの

としても、この小規模農家に対する制約というのないように思うわけなんですが、これは多分、

政府の答弁としては、土地利用型農業の生産構造の改革が立ちおくれているから、この部分を変えなきゃいけないから、我が国では、小規模農家の今後の政策、制限をしたんだと言われる思

う。しかしながら、アメリカにおいては小規模農家も直接支払いの対象となるわけでありまして、アメリカもまだまだ小規模農家があるやに聞いております。

こういった意味でいえば、決して日本もできな

いわけではないと思われるんですが、今言われた

土地利用型農業の生産構造の改革以外に、小規模農家を制約する何らかの理由があるのでしょうか。

か。今お聞きたいのは、どこに部分だったか

ころでございます。

やはりアメリカやEUのように、既にでき上がっている農家、ある程度完成されたというか、農業としてちゃんと自立しているという農家群をたくさん擁している国と、我が国のように、そういう農家は極めて限られているという国の違いから出るものであると考えております。

○岡本(充)委員 アメリカの直接支払いの実績と、いうところでサマライズした資料があつたので、ちょっとそこのところを私読ませていただくと、アメリカの直接支払いについて、各論者いろいろ論じておますが、零細な農業規模の生産者は、書類を作成し、例えばアメリカの場合でしたら、カウンティーと言われるんでしようか、郡事務所に提出して支払いを受け取ったとしても、受領額がわざかであり、わざわざ加入手続をとらないケースがかなりあるという結果によって、結果論として小規模がこの制度に入っていないという分析もあります。アメリカの場合は、面積の加入率は九五%、生産者の加入率は七、八割程度にとどまっているというのが現状だ、というふうに分析をされておりますが、決してこの零細農家等に直接支払いの加入資格を与えていないからではないわけなんですね。

そういう意味で、制限の仕方として、制度で切るのか、それとも、生産者の方の自主性に任せて受け取りを求めるか求めないかを分類するのか、二つ手だてはあると私は思っています。

金額によって、今回誘導するわけですね。政策誘導をしていこう、規模拡大をするための政策誘導をする。この金額のいかんによって政策を誘導しようというのであれば、金額の額で誘導するということが可能であるにもかかわらず、あえてそういうないというところに私は大いなる疑問を感じるわけあります。

答弁を求めて同じだと思いますので、もう少し、このアメリカの直接支払いのいろいろな研究結果、いろいろな分析結果を踏まえて一応確認をしておきたいということをちょっとお聞きしよう

と思っています。

まず最初は、直接支払いが生産に与える影響が小さいのではないかという議論があります。それは、デカップリング型の直接支払いが生産とは切り離された形で支払われる。我が国は食料自給率の向上がある意味最も重要な政策目標の一つといふふうになっていますから、昨年の新しい食料・農業・農村基本計画における目玉の政策である担い手に対する今回の直接支払いが食料自給率の向上に影響を与えないのではないかというふうなことをおっしゃる方もみえます。これについては、政府としてはどのようにお考えになられるんでしょうか。

○中川国務大臣 岡本委員は、各国の例を参考にしていないのかと。まず参考という言葉の認識を共通にしますと、もちろん各国の制度をいろいろ勉強はしているわけですね。そういう中で、こういう形の直接支払いを基本にしてというか、お手本にしてというものではない。なぜならば、生産性の格差による部分のいわゆるプラスの部分とか、米の価格変動の部分というものは日本型独白である。ただし、直接支払いというものは、各国の農業条件の差によっていろいろあるわけですね。

アメリカは、御承知のとおり、六年農業法あるいは二〇〇〇年農業法、そのときの農業情勢あるいは財政状況その他のいろいろな条件によって現在の二〇〇二年農業法が導入されて、現在仮称ですけれども、いわゆる二〇〇七年農業法というものを作業を進めているわけあります。ドイツの場合には、私も昔勉強したことがありますけれども、いわゆるデカップリング、条件不利地域での生産と、あるいは農業生産刺激と直接関係ないものもあるわけあります。それから、イギリスの場合には、午前中御議論がありましたがれども、自給率向上のための刺激策としてのそういう制度もいろいろある。スイスはスイスでああいう山岳地帯ですから。

いろいろな農業形態があつて、それに対してもT.O.上のいわゆる国内支持政策というものがある

わけでありますから、仮にいわゆる条件不利の格差は正のための部分がW.T.O.上例えば緑である、あるいはいわゆる二階建ての部分が仮に黄色であるとか、いろいろな見方があると思いますけれども、いずれにしてもそれは日本型であつて、アメリカ型と違うんだ。

もう一つアメリカと違うのは、御承知のとおり、生産規模が全く違うわけであります。アメリカにおける零細と日本における大規模、私のところは平均四十ヘクタール、五十ヘクタールありますけれども、ヨーロッパに比べればヨーロッパ並みであります、アメリカではいわゆる小規模の方に入っていく。中西部の方の五大湖周辺の農業地帯は私のところとほぼ同規模であつて、アメリカでは小規模経営であるということでありますから、日本は日本のやり方で今回やつていく。

そういう中で、しかし、いわゆる条件をつけた条件は、岡本委員御承知の上でお話しなさいていると私は思いますが、一律に規模要件だけではありません、ということもあるわけでござりますので、その上で、やる気と能力のある農業形態に対しての支援策という意味では、自給率の向上、つまり、国内生産がより消費者に好まれるもののがふえていくという観点から自給率向上を目指していくというふうに我々は理解して、この法案を御審議いただいているところであります。

言われた話は、正直、規模拡大はなかなか難しいと。後でお話をしようと思つていたけれども、規模拡大は難しいと。今回の法案が通つても、例えば真ん中に宅地があつたり、それから耕作放棄地の話もありますが、いろいろな産廃置き場になつてしまつたようなところがあつたり、その周辺に百坪、百五十坪の農地が広がつてたつてことはどうしようもない、これも計算上規模拡大の農地としてカウントすることは可能なかもしけないけれども、たとえこれが集まつてきたところでは効率的な農業が本当にできるのか、無理だと。今回の法案では農地の集約化も進まない、こういふことをおっしゃつてみました。

何より心配をされていたのは、米の関税率のことについて心配しているということを重ねて大臣に伝えてくれというお話でありましたから、それ

法に基づく、国内生産を基本としてという趣旨を踏まえた形での農業経営というものになつていき、それが自給率の向上につながつていくというふうに我々は理解しているわけでございます。

○岡本(充)委員 大臣が答えられたので、私はてつかり、今回そういうアメリカの情勢を踏まえて、参考にして、各年の生産量、品質に基づく支払い、あえて黄色の政策をつけて食料自給率を向上させるためのものを備えています、こういう答案が出るのかなというふうに思つたんですね。

大臣は、やる気と活力のあると言われましたか、農家に、担当手に農業を集約していくんだと。それは結構なことかもしれません、前もお話をさせていただきましたが、決して小規模な農家がやる気と活力がないわけじゃないんですよ。どうしてもいたし方なく小規模でやつていける、活力もある、こういう人でもいたし方なくさる方もみえる。やる気もある、そして能力もある、さまざまな事情で規模拡大ができないところに見える方もあるというふうに思つたんですね。

大臣は、やる気と活力のあると言われましたか、農家に、担当手に農業を集約していくんだと。それは結構なことかもしれません、前もお話をさせていただきましたが、決して小規模な農家がやる気と活力がないわけじゃないんですよ。どうしてもいたし方なく小規模でやつていける、活力もある、こういう人でもいたし方なくさる方もみえる。やる気もある、そして能力もある、さまざまな事情で規模拡大ができないところに見える方もあるというふうに思つたんですね。

○岡本(充)委員 大臣から考え方をお聞かせいたしましたけれども、食料自給率の向上につながりのではないかという私の指摘に対しての答弁がまだいただけていないので、政府参考人で結構ですか、お答えいただきたい。

○中川国務大臣 さつき最後のところで申し上げたつもりでありますけれども、規模要件も含めて一定の条件を備えたところ、つまり、一言で申し上げれば、やる気と能力のあるところによりインセンティブを与えることによって消費者に支持される農業生産がふえていけば、文字どおり、基本

は後ほどお話をさせていただきますが、そちらの方には関心は十分おありでありましたけれども、今回の法案で規模拡大が進むとは思えないという話がありました。

そういった意味で、他国との比較の中で今回の法案が我が国の実情をどれだけとらまえて、そして政策として出されているのか。私は、この部分についてもう少し伺いたいと思います。

あともう一点私が伺いたいのは、今回の政策をした結果、アメリカでは地代の上昇が起つたという研究結果も出ています。つまり農地の集約をする、集約を例えますでもいい、もしくは直接支払いをする。そして、支払われるということは、この農地に対しての対価が大きくなるわけですから、アメリカの場合は農地を貸している人はお金は出ません、日本ももちろんそうですが、そこで責任を負つて生産をしている人に對して直接支払いをしている。したがつて、農地を貸せばそれだけ収入ができると予測して、地代が高くなつてくる、こういうことが出てくる。結論によれば、直接支払いの六割ぐらいが地代に消えてしまつという話もあるわけなんです。

こういったことに対しても、今回の日本の直接支払い、何らかの予防措置なり対策をとつてゐるんでしようか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の制度で、いわゆる生産条件格差是正対策の対象になる麦や大豆を作付けている、あるいはその評価に差が出るんじやないかということは、現在でも言われております。

ただ、この格差は正対策というのは、土地にくつついて歩くではなくて、人に対して支給されますので、どの農地にその権利が上乗せされ動くかということは、これはその権利者とそれを借りる人の相対で決まる問題でございます。

確かに、支給されることが権利づけられますので、土地の評価として、そういう権利がくつついでいるということは評価されて若干農地の価格に思いますが、これが、私どもが支給しようとしている額と地代との関係で、今お話をありましたように、アメリカのように六割が吸収されてしまうのかどうかという点については、まだ確たる整理はできておりません。

○岡本(充)委員 大臣、お聞きいただきておわかれりただけたと思ひますけれども、今局長が答弁されたとおり、ぜひお考へいただきたいのは、この地代の問題をきちつと整理づけて、今後起ころうかもしれない地代の上昇、例えば、変な話一反あれば集落営農になる、あなたの貸してください、何々さん貸してください、そうしたら、あなたのところはこれだけ収入が入るということを見越して、ちょっとと高目にその農地を貸すとか、こういうようなことを防ぐことができない。相対取引などまさに令答弁されましたけれども、相対取引である以上はそういうことを防ぐ手ではないわけでありまして、結局、政府が払ったお金は、強引い手をつくるどころか、土地を貸した方が得だつた、土地を貸した者が他産業並みの収入を得た、こういう笑い話にならないようにななければいけないというふうに思つてゐるわけです。

そして、ナラシの政策はカナダを倣つたわけでないというお話をもきましたけれども、例えば日本の米のナラシの政策は、農業者もお金を抛出し、もちろん政府がよりたくさんお金を出していいわけですけれども、その基金の範囲内でナラシのお金が出るというふうになっています。

例えば、他の国への収入変動に対する補償については同じような措置があるところもあるのですが、今は、補てんは農業者と国による抛出の範囲内とする、ただし、国への抛出割合は全体の四分の三という高率負担にするということにいたしております。

積立金の限界があるわけでございますが、過去に、大天災、非常に作況が悪い年がございましたけれども、私たちもそういうものをよく調べまして、そういうときには一体どういうことが起こっているかと申しますと、基本的には、米の場合であれば、作況が著しく悪い年には、逆に価格が大幅に上昇いたします。それからもう一つには、農業共済制度がござりますから、天災等による災害は、この共済制度の発動によりまして補てん金が支払われます。

そういう意味で考えると、大規模な灾害が起つた、大規模な何らかの災害が起つたときには、基金の範囲内で補てんをするということであると、もしかしたら大規模な農家であればあるほど実際に損失をこうむる金額は大きくなる可能性があると私は考へるわけです。

こういった意味で、いうと、逆に大規模農家がより大きな経営的痛手を受けるということになりはしないかという懸念に對しての対策はどうのうにとられているのでしょうか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

委員からお話をありましたとおり、価格や収量の変動による農業経営に対する影響につきましては、本来は農業者自身によりますに経営の中で対処されるべきものではありますけれども、経営規模の大きい扱い手とすることを考えますと、やはり販売収入の変動が経営に与える影響が大きいと考えられますことから、今回、収入変動影響緩和対策を導入することとしたところでございます。

ただ、この対策を措置するに当たりましては、やはりみずから経営リスクに対する備えをしていなければなりません。モラルハザードを防がなきやならぬということをございますので、収入下落の一一定割合、これは一割でございま

す。

○中川国務大臣 この制度が適用されますと、御指摘のとおり、該当する作物をいつぱいつくつている方が、過去の収入に比べて、大規模災害が起きた場合の方が、平均の収入からがくつと減るのは、それはもう当たり前の話でございます。

大規模の程度にもよりますけれども、例えば私が経験をいたしました平成五年。米でいうと、作況指數が全国で七四、北海道の一部では作況指數四、たしか青森は作況が二〇とかいう数字を記憶しておりますけれども、つまりもうこれはほとんどゼロということですね。あるいは、私の地元の豆ですけれども、これなんかも大変冷害に弱い作物でありますから、大変な不作になつた。ただ、豆の場合には、相場物ですから、値段は逆に三倍に上がつたとかいう例もあります。

今回の制度は、大規模農家ほど、大飢饉、大不作に對して、得べかりし平年作に對してのマイナ

スが大きいことは事実でありますから、現行の共済制度に加えて、いわゆるプラスアルファの部分として九割までをめどとしてやるわけでありますけれども、平成五年のときは、これは大変な不作だ、何十年來の凶作だ、農家は大変だということとで、一つは、例えば冬場に工事のお仕事をやつていただきて、それに対しても代金を支払って、家計なり来年の営農の収入にするという救農土木など、何とぞ我々考えました。

それから、共済の制度そのもので支払い能力がない場合には、そこはもう政治の世界でありますから、事務方は、法案の審議の場ですから、そういうことは言えないと思いますけれども、本当に日本の農業に、あるいは農家に危機的な状況を与えるぐらいの異常な災害あるいはその他の要因があれば、そこはまさに政治が出てくるんじゃないでしょうか。

ですから、我々は、この法律の一言一句でもう何も考へないということじゃなくて、緊急的な財政措置その他、あるいはさつきの救農土木のような緊急措置を考えるわけでありますから、本当に厳しい状況になれば、まさにそういうものに対しても、来年、再来年、また農業ができるようにしていくということは、当然これは、極端に言えども、法律を超えてでもやつしていくのがまさに政治じゃないでしょうか。

法律そのものを変えるというと時間もかかるし、なかなか簡単にはいきませんけれども、法律の範囲内で特例措置というものも、当然これは危機的な状況になれば考へていくということは、お互いの政治家ですから、自然相手、生き物相手ですから、それは私としては、政治家としては、これは岡本委員と同じ立場で、法律に書いていないから知らないよということにはならないんだろうといふふうに思います。

○岡本(充)委員 大臣、他国の場合には、そう

も、天災がある可能性もあるし、また、いろいろな理由で農作物の価格が長期に低迷することもあります。そういうときに対する備えをしておくべきじゃないか。

例えば、先ほど救農土木と言われましたけれども、アメリカでは、直接支払いの資産効果が農業

をしておりました。

農業粗生産は二千億を切つておいました。二千億になつたといつて大騒ぎしておしましたけれども、今、農家戸数は六千戸です。

しかし、農業粗生産は、売上高は、二千六百億で

ありますけれども、この農家戸数は一万戸を超

えておりました。農業粗生産は二千億を切つておいました。二千億になつたといつて大騒ぎしてお

りました。

六十五歳以上の方が多い

河流域としては、今回の制度を、もとに戻ります

す。

この中には、押しなべて、さつきの耕作放棄地

どころか、農地が足りない、足りない、もつと規

模拡大したいといって、農地不足であります。一

戸当たりの農家の売り上げは、二千億に対して例

えば一万戸、二千六百億に対して六千戸、一戸当

たりどのくらいふえたかということは割り算をす

ればわかるわけでありますから、私の地元だけの

例を挙げて恐縮ですが、そういうやる気と能力で

結果が出せるようなるところ、愛知県にもそういう

農家はいっぱいいらっしゃるのではないか。

規模の問題じゃないでありますよ。やる気と能力が

あつて、さつきちょっとお話をあつた、品質のい

いものをつくっている愛知県の農家を私も知つて

おります。熊本にもあるであります。中山間にもあ

るであります。そういう農家もありますので、さて

これから、では、GDPに対する農業粗生産が、

昔は十兆円と言われたものが今は九兆前後になつ

ている。しかし、一戸当たりの農家の売り上げが

どうなつてゐるか、あるいは経営内容がどうなつ

てゐるか。

我々の出している目標としては、五年でコスト

を二割から三割下げようという目標もあるわけで

ありますから、単純に全体の粗収入がどうかとか

農家の売り上げがどうかということじゃなくして、

個々の農家、個々の経営体が強くなれるような施

策をやつていきたいというものが今回の目的の大き

な一つでございます。

この生産農業所得は、全体としては、今後この

施設によつてふえていくんだというふうに理解し

てよろしいのでしょうか。

私の地元の例を出して大変恐縮なんですか

ありますけれども、我々としては、規模拡大も大事

ですし、集落當農も大事でありますし、それか

も、二十年前に、私の地元、十勝というところで

あるわけです、法律として、制度として、日本

をしているグループもあります。これによると、業収入リスク管理に向けられるかどうかという研究をしておりました。

今回のような直接支払い得られた収入が消費や

レジャーに向けられて、残念ながら、いわゆる農

業収入リスク管理によってさらなる投資をするこ

とを指摘している向きもあるのであります。

制度として、今回の制度を、もとに戻りますけ

れども、どこの国をまねしたとは言いませんけれ

ども、いろいろな国を参考にする中でやつたので

あれば、ほかの国で言われている、指摘をされて

いるデメリットだとよくない点について、考え

て工夫をしていただきかたということをお話

しさせていただいたわけでございます。

時間の関係で、次の質問に移りたいと思いま

す。

では、今回の政策が実現をしたとなると、構造展望で、今後の農家は集約化されていく、これは前回私が質問をさせていただいたとおりですが、

どうなつてゐるか、あるいは経営内容がどうなつ

てゐるか。

そういう展望をお持ちのようですね。日本の農業所

得、生産農業所得で結構なんですが、これは年々

減つてきてるやに思います。一九九〇年が四兆

八千百七十二億、それが二〇〇〇年には三兆五千

五百六十二億、二〇〇四年はまだ概算なのかもし

れませんが、それを下回るのではないかという話を聞いております。

この生産農業所得は、全体としては、今後この

施設によつてふえていくんだというふうに理解し

てよろしいのでしょうか。

○中川国務大臣 GDPベースで、そうなるかど

うかはわからないと思うんです。

私の地元の例を出して大変恐縮なんですか

ありますけれども、我々としては、規模拡大も大事

ですし、集落當農も大事でありますし、それか

も、天災がある可能性もあるし、また、いろいろ

な理由で農作物の価格が長期に低迷することもあ

ります。そういうときに対する備えをしておくべきじゃないか。

それから、共済の制度そのもので支払い能力が

ない場合には、そこはもう政治の世界であります

から、事務方は、法案の審議の場ですから、そ

ういうことは言えないと思いますけれども、本当に日本の農業に、あるいは農家に危機的な状況を与

えるぐらいの異常な災害あるいはその他の要因が

あれば、そこはまさに政治が出てくるんじゃない

でしょうか。

○岡本(充)委員 大臣、くしくも個々の農家の話

をされましたから、きょうお配りをさせていただ

いた資料の農林水産統計、こちらの方で少しお伺

いをしたいと思います。

○岡本(充)委員 大臣、土地の出し手と借り手、あるい

は農地の集積、さつき岡本委員がずっと何か前提

としては規模というものが中心のお話をされてお

りますけれども、我々としては、規模拡大も大事

ですし、集落當農も大事でありますし、それか

ら、小規模であつても、愛知県のような品質がよい、愛知県も規模が広いところもありますが、とにかく収益の高い農業をやつてあるところは全国にあるわけでありますから、やる気と能力、つまり経営感覚といいましょうか、もうかるということをを目指してやつていく農業に対して、日本の食料政策として、あるいは国土政策、その他多面的な役割として応援をしていくことが今回の趣旨でございます。

そういう意味で、どのくらいの規模が大体どのくらいの収益になるかとか、土地のリース代が幾らになるかとか、土地を売つたら幾らになるかといふのは、多分、愛知県の三大都市圏と私のところでは生活条件も農地の価格も随分と違うと思いますから、幾つかの例という意味ではできるんですが、けれども、モデルといいましょうか、かちつとしたものは、文字どおり多様な日本の農業でありますから、その辺は、法案の前提になるようなかちつとしたデータをつくるというのはなかなか難しい。

しかし、来年のスタートに向けては、午前中も議論がありましたように、認定農家なり、その資格が取れるようにどうぞ入ってきてくださいといふ努力をする中で、いろいろなケースを説明することができます。例えば、私の地元なんかの代表例を一つ二つ、愛知県の代表例を一つ二つ、あるいは中山間の代表例を一つ二つということはできますけれども、それをモデルということで御理解をいただきたいと思います。

○岡本(充)委員 それぞれ、各県ごとに農林水産省は統計を出してみえます。そういう意味では、その統計をもとにすれば、どういうような収入形態になつていくのか。私が本当に危惧しているのが、先ほどお話ししましたように、国民年金だけの収入になつてしまふ、あと、地代だけの収入になつてしまふ方。

農林水産省によれば、集落営農の中でやる仕事はあるだろうから、草刈りをして収入を得てくれ

というふうな話も聞いておりますけれども、草刈りで得る収入というのは知れているし、常にできることでもないし、そういう意味では、収入がどう

いるのか、ぜひ、そのデータを、かちつとしたものでなくとも結構ですから、どういうイメージになるのか、では、大臣がお話を聞いていただきまして、その資料をいただきたいと思います。

○中川国務大臣 かちつとしたものではないといふことは岡本委員もおっしゃいましたけれども、どの程度のものになるかについては、全国に何百万という中で新しい制度を、幾つかの仮定を置いてやりますので、御不満があるかもしれませんけれども、そういうものを幾つかのケースとして出しますように今検討させてもらいたいと思います。

○岡本(充)委員 さて、この数字、一枚めくつてみると、きょう統計部長も来られていますから、私の好きな統計の話にならないで恐縮でございますが、ではこれは一體統計としてどうなのか。ま

ず、サンプル数がかなり少ないです。どういうところでこのサンプリング調査をされたのか。つまり、対象となつたものは、例えばランダムに選ばれたのか、それとも、その中で、そういう方式

をコンピューターで発生させて、この家の電話番号をコンピューターで発生させて、そこについてお答えをいただきたいと思います。

○小西政府参考人 お答えいたします。

この調査につきましては、標本調査でございまして、全国のそれぞれの農家、また地域営農、それぞれの分布に応じましてサンプルをとりまして、ここに掲げておりますけれども、集落営農につきましては約百のサンプルをとつておりますが、これは全体的な数としては一定の精度を持っているというふうに理解しております。

○岡本(充)委員 無作為抽出かどうかということです。

○小西政府参考人 無作為抽出でございます。

○岡本(充)委員 いや、農家がたくさんある中で無作為抽出といつても、非常に難しいと思うんですねいかが

すよね、いろいろな経営体があつて、いろいろな人があつて、それをどういうふうに無作為抽出するかというには。例えば、農家というものの電話番号があつて、その電話番号の中で選ぶというな

がらわかるけれども、どこが農家で、どういう農家がどこにあるか、こういうことを調べていても、全軒、おうちを把握しているわけでもないで

しょうし、そういった中で無作為抽出、理論的に可能です。

○小西政府参考人 私ども、センサス結果をもとにしてこのサンプルをとつております。そういう意味で、地域の、それぞれ農家の分布を見なが

ら無作為で抽出しているところでございます。

○岡本(充)委員 それでは無作為にならないんじゃないです。無作為というのは、本当に、例えは選挙のときでもそうですけれども、電話番号をコンピューターで発生させて、この家の電話番号をコンピューターで発生させて、そこについてお答えをいただきたいと思

います。

私が指摘したいのは、この例えは二番目の表

で、経営耕地面積が、皆様、見にくいかもしれない、二と書いてあるところですが、上から二段目、十ヘクタール未満は、耕地面積の平均という意味なんでしょうかけれども、八百三十七と書いて

ある。隣が千五百五十三、その次が三千三百三十七。経営耕地面積が、とりあえず、十ヘクタール未満と十から二十のところは一倍になつていて

が、その下の方の二十二といふところを見てください。例えば、この農業粗収入は、十ヘクタール未満と十から二十の間は、これは四倍ぐらいになつていてるんでしようかね。さらに、耕地面積が

およそ四倍ふえると収入は十倍ぐらいにふえる、これが四倍ふえると収入は十倍ぐらいにふえる、こんなにも農業粗収入が急に単位面積当たり上がるものなんですか。これはちょっと数字として私はおかしいですか。これはちょっとわかるけれども、こんなにもよろしくなるのはよくわかるけれども、こんなにもいうふうに思つたことがあります。

でしようか。

○小西政府参考人 ただいまの資料にありましたように、この十六年の農業経営統計調査によりますと、水田作経営の集落営農の農業粗収益は、水田作付面積が十ヘクタール未満の階層では三百六十二万円、十から二十ヘクタールの階層では四・一倍の千四百七十三万円、また、二十ヘクタール以上の階層では九・五倍の三千四百五十四万円となつております。

これは、水田作付面積が、十ヘクタール未満の階層の平均では五ヘクタール、十から二十ヘクタールの階層ではその三・〇倍の十五ヘクタール、二十ヘクタール以上の中層では七・二倍の三十六ヘクタールというふうにありますように、基本的には集落営農の水田作付面積規模で大きな差があるということによるものでございます。

また、これに加えまして、十アール当たりの農業粗収益が、水田作付面積が十ヘクタール未満の階層では七万三千円、十から二十ヘクタールの階層ではその一・四倍の九万九千円、二十ヘクタール以上の階層では一・三倍の九万五千円というふうに異なつてることによるものでございます。

○岡本(充)委員 今、部長は水田作付面積で言われたけれども、経営耕地面積で農業粗収入は決まるのだと私は思うので、この数字をここで細かく取り上げて云々かんぬんともうちょっとやりたいけれども、時間の関係で。

私は何が言いたいかというと、そもそも、この八万円と四十三万円を出すのは結構な話ですが、調べた個数も、ある意味無作為ではない、数も少ない、これは統計学的に有意差があるのかどうかは、私もちょっと検定をしていないからわからなければ、もちろん集落営農が経営効率が悪くなると言つているわけじゃない、それは経営効率がよくなるのはよくわかるけれども、こんなにも差が出るのかと。調べた個数も、サンプリング調査であり、なおかつ数が少ない中で、今言つたこ

ういうふらつきもある、この数字の中に。これをもとに四十三万円が八万円になります、こう

言われても、私は、この数字の詳細な詰めをしていくと本当にこういう差があるのかどうかということについて疑問を呈しているわけです。

大臣 ここから先 大臣にちょっとお伺いしたいんです。

これは、こういう差がある、現時点でも四十三万円、これを信じましょう。例えばこれを信じたとして、四十三万円と八万円の差があるとしたとしても、それでもなおかつ集落営農が進まないこの現状の中で、一体幾ら今回予算規模をつけるかわかりませんけれども、これよりももっと大きな差をつけなければ集落営農は進まないのかもしれませんけれども、これよりもっと大きな差ではないと言われば集落営農は進まないのかもしれませんけれども、金額だけではないと大規模な土地利用型農業の構造改革をしようと思っているのであれば、これ以上の差をつけなきやいけないという話になるんじゃないのか、逆に、もしこれが真実なら。

私は、今、これらの数字の根拠がおかしいんじゃないのかとも指摘させていただいた。大臣としては、私の今の指摘、どのようにお考えになられるか。この数字がちょっと真実性が乏しいのか、それとも、これが本当に真実、真をあらわしているのであれば、これ以上の格差をつけるべきだというふうにお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○中川国務大臣 さつき選挙の話が出ましたが、あれは統計学、岡本委員、大変造詣が深いようでありますけれども、学問的な根拠もあるようであります。

他方、この統計部のデータも、何十年にわたっての経験と専門家の判断もある上での統計でございますので、先ほど、私は、多種多様なものがあるから、モデルケースを出せと言つても、なかなかかかちとしたものは出ませんと申し上げたわけありますけれども、しかし、これはこれで一つの重要なデータであると認識をしております。

その上で、この集落営農で規模のメリットがこのように顕著にあるほど、やはり、集落営農

農によって、我々が、個々の農家は四ヘクタール、十ヘクタールを満たさなくとも、二十ヘクタール以上を目指せば、インセンティブになるというデータであるのではないか。それから、品質がよければさらに粗収入、売り上げが上がつていい、高収益で高いものが売れるということになります。

○岡本(充)委員 大臣、私が指摘をしたいのは、もし本当にこれだけの顕著な差があつても集落営農が進んでこなかつたとするのであれば、これは、農家の周知徹底がなされていないから農家の方が知らなかつたか、それとも実際ににはこんなに差がないか、もしくは、これだけ差があつても集落営農ができる何らかの要因があるとすれば、今後、変な話、金錢をもつと補助金として積み増したとしても、これ以上の差をつけなければ人々は集落営農に集まつてこないという話になる。

だから、一体このどなたかというふうに私はお聞きをしておりまして、そういう意味でいうと、それをとつてもこれまでの農林水産省の政策に反省が必要になつてくるという点では、大臣はどうとは言ひづらいとは思います。私は、そういう意味でこの指摘をさせておいていたので、また機会があつたらこの議論を深めていきたいと思います。

○中川国務大臣 さつき選挙の話が出ましたが、あれは統計学、岡本委員、大変造詣が深いようでありますけれども、学問的な根拠もあるようであります。

○木寺政府参考人 お答え申し上げます。

本日委員の御質問の、品目横断的経営安定対策の支払いに関連してございますが、WTO交渉の結果新たに導入されます国内支持のルールに基づいた。

づく緑、青、黄色のそれぞれに該当するかという点につきましては、委員御指摘のとおり、WT〇農業協定上黄色の政策に該当するのではないかと思われる部分がありますが、今後の交渉の結果を踏まえて検討する必要があると考えております。

しかしながら、我が国は、これまでの農政改革によりまして総合AMSを二〇〇二年には約束水準の一八%にまで削減してきております。その他AMS主要国のアメリカ、これは七五%，EUは六四%，これらと比較しても大幅に削減しております。したがいまして、我が国として使用いたしますAMSを今回の交渉の結果として決まる約束レベルの範囲内とすることは十分に可能であり、このために我が国が交渉上不利になることはないと考えております。

いずれにいたしましても、外務省といたしましては、関係省庁と協力ををして、政府一体となつて我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう努めてまいる所存でございます。

○岡本(充)委員 どうもありがとうございました。終わります。

○稲葉委員長 次に、丸谷佳織君。

○丸谷委員 公明党の丸谷佳織でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日議題となつております政府提出三法案及び民主党さんが提出をされました法案につきまして、本当に一生懸命勉強をしてまいりました。その点で、民主党さん提出の議員立法のこの法案、本当に時間を作られて大変な御努力をされたなという思いで拝見をしておりました。

幾ら勉強しても、私の理解不足で、あるいは純粹にわからないところがたくさんございましたので、きょうはその点について、まず、民主党提出の法案についてお話を伺いたいと思います。

てこのような数値というのを明確にされることに對して、私自身は違和感を感じたところでござりますけれども、この食料自給率を十年後に五〇%、将来は六〇%とあえて明記することで、食料自給率のアップに向けた民主党の意気込みをあらわしているのかなというふうにも読んだ次第でございます。

水大臣は、法律の確実な施行、実施に対して非常な努力が必要なのではないかな、十年後に五〇%にならないときには法律違反という形になりまして、どういうふうに責任をおとりになるのかなと素直に読んだところでございますが、この点について、まず意気込みからお伺いをさせていただきます。

○篠原議員 意気込みのあり過ぎるネクストキャビネットの大臣はちょっと中座しております。私の方から答えさせていただきます。

食料・農業・農村基本法で新しい農政をスタートいたしましたけれども、その中で、実質的に効果があるのは何かというのをつらつら考えますと、食料・農業・農村基本計画で四〇%の自給率を四五%にという、あの部分が一番脚光を浴び、法律の実体面として浮かび上がつてきましたんじやないかと思っております。

これにヒントを得まして、今、丸谷さんのおっしゃつたとおりでございます、我々は、野党の法案であると、大胆に我々の意思を法律の中に明記しよう、五〇%でもできるのではないかということで、この法案の審議が始まつてから何回も同じような答弁をさせていただいておりますけれども、過去の生産実績から、日本の農業にもの程度の潜在的な生産能力はあるんだ、だからこれを目標していくこうということで、政権を奪取後十年間で五〇%にするということを明記いたしました。

政権をとつた後の心配云々ですから、全然それ見込みも立つて、とれる見込みも立つていらないなんて言つては悪いんですが、余り立つていないときに、それよりももっと先のことを心配するの

はいかがかと思ひますけれども、我々は、とりま

したらこれに猛進するつもりでございます。

○丸谷委員

意気込みを聞かせていただきまし

た。自給率に関しましては、やはり需要量との関係

というのは無視できないというふうに私自身は考

えております。

例えば、わかりやすい例を挙げさせていただきま

すと、小麦の場合、民主党案では十年後に五

〇%達成するためには生産量を四百万トン、六

〇%では七百七十九万トンという御答弁が本委員

会でされているところでございます。しかしながら

、需要量との関係から考えますと、篠原先生十

分に御存じのことございますけれども、現在の

小麦の需要は六百二十七万トン、うち国内産の小

麦の需要が八十六万トンであり、山田議員がけさ

御答弁されましたように、品質開発を行つて用途

を多様化したとしても、七百七十九万トンの生産

というものは、現在の需要量全体、輸入も含めて全

体の六百二十七万トンをはるかに上回る数になつ

てしまします。

この小麦に限つて質問させていただければ、ど

のような生活モデルを考えこのようないふうをさ

せていただきまます。

○篠原議員

お答えいたしました。

需要の問題があるのは重々承知しております。

ですけれども、まずは生産ということで、過去の

潜在能力がどれだけあるかということで、まず五

〇%は過去の最大生産量、我々が主として生産振

興しようと思っている自給率の減つてしまつた作

いことですけれども、同じ考え方につつて

おりまます。ちょっと変えましたのは過去の最大栽

培面積、この点については午前中に岡本委員から

非常に厳しい御指摘がありまして、当たつている

がつちやんこしているじやないか、今や裏作で麦

や菜種なんかつくつておれないんだ、野菜をつ

くつておるんだという御指摘がありました。それ

は重々承知しております。しかし、あくまで計算

上、過去の最大生産量というのと、次に過去の最

大栽培面積、それ掛ける、最大単収を掛け合わせ

る。ですから、あくまで計算上のことでして、六

〇%になれるということございます。

あと、六百二十七万トンしか小麦の需要がない

か、それは承知しております。ただ、計算でこ

ういうことが可能である。

ですから、あくまで計算上のことでして、六

〇%になれるということございます。

あと、六百二十七万トンになつてるのはおかしいじやな

いか、それは承知しております。ただ、計算でこ

ういうことが可能である。

ですから、あくまで計算上のことでして、六

〇%になれるということございます。

あと、六百二十七万トンになつてるのはおかしいじやな

いか、それは承知しております。ただ、計算でこ

ういうことが可能である。

ですから、あくまで計算上のことでして、六

〇%になれるということございます。

あと、六百二十七万トンになつてるのはおかしいじやな

いか、それは承知しております。ただ、計算でこ

ういうことが可能である。

ですから、あくまで計算上のことでして、六

〇%になれるということございます。

山市に持つていかなくちやならない。そんなこと

がずっとコストが安くなりますから。しかし、あくまで計算

上、過去の最大生産量というふうに考えていらつ

しゃるんでしょうか。例えば、生産調整を廃止し

たけれども、また麦なんて要らないと言ひ出され

もしれない。ですから、何十億とかかる製粉工場

はなかなかつくれない。

それに對して、米の場合は、コインでもつて精

米ができるわけです。その違いがありまして、な

かなか難しいので、これは、中川農林水産大臣な

んかに頑張つていただいて、製粉工場を各地にき

みんとつくつてもらつたりすると、一挙に需要と

生産がマッチしてくるんじゃないかと思ひます。

間に製粉メーカーが入つていて、外国の方の高

品質のものになれ切つちやつて、日本のもの

を使おうとしないというようなネックがあつて、

それが需要がふえることの歯どめになつてしまつ

ています。やり方によつては、まあどうなつたら大進歩なわけ

です。そういうのがあつて、もうだめだというふうに

決めてかかつておられる方がたくさんおられるん

じゃないかと思ひますけれども、国産志向とい

うのは物すごく強いわけです。

なぜ小麦について国産志向がそのまま進んでい

ていくかといつと、米と違いまして難しいことが

あります。しかし、粉にしなくちやならないわけです。

それで、六〇%の方はどうやって計算したかと

るというふうに書かれていらっしゃいます。生産

調整を廃止した場合、米価というの具體的に一

体幾らくらいになるというふうに考えていらつ

しゃるんでしょうか。例えば、生産調整を廃止し

たことにより米の増産に農家が走り、また価格が

暴落し、そして農家を直撃するといったおそれも

あると私は思ひますけれども、この点については

どのようにお考えでしようか。

○篠原議員

生産調整廃止と、これもまた大胆な条文が入つてゐるわけでござりますけれども、これも、もう生産調整しなくてよくなるんでも、これも、もう生産調整しないでよくなるんでも

すよということを皆さんにわかつていただくため

に、わざと入れました。

どうしてそれが可能になるかということですけ

れども、やはり、農家の皆さんは安定した收入を

求めます。ですから、今まで米が過剰になつてしまつたんです。ほかの乱高下するものよりも、

ちゃんと価格が一定なものの方がいいと。これが

は、まじめな農家の行動を反映しているんぢやな

いかと思つております。ですから、そののビヘ

ビアといふか、その行動パターンに乗つかる形

で、いやいや、米をつくつていてもそんなにもう

かるばかりじゃありませんよ、日本で自給率が減

りに減つてしまつた麦や大豆をつくつた方が収入

が多くなりますよという状態にしてやれば、農家

は安心して麦や大豆をつくるんぢやないかと思ひ

ます。

それで、需給事情を勘案して、例えばですけれ

ども、北海道あたりでは十アール当たり八俵米が

とれる、一俵当たり一万五千円だ。計算が苦手な

ので

よく

いい

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い、したがって、米価にはそれほど影響を与えないといふに考へております。

もちろん大豊作になるという場合、例えば北海道は昨年大豊作で、「〇九ですか、ほかの、本州はそうじやなくて、ちょうど過剰というので余り悩まずに済みましたけれども、全国ベースで「〇九になどなつたら、当然余つてしまします。そのときは、我々の法案にも書いてあります。それけれども、備蓄でしのぐなりして、その翌年、今度は米以外の作物をもつと優遇するような形で直接支払いの単価を設定すれば、米の過剰にはならないで済むんじやないかと思つております。

○丸谷委員 今御説明をいたいた論理からすると、生産調整をやめても、お米は生産過剰にはならないので現在の米価を維持する、一万五千円を維持するというお答えだつたのかと思ひますけれども、やはり今までこの生産調整が必要となつてきただ背景を考えると、そんなに楽観視はできないのではないかと思います。

ちょっとと今御説明を聞いて、なかなか自分の頭の中でもまだ整理をすることができるないですが、もう一方、米に対しては、第九条で、外国との生産条件の格差の是正を図るために、主要農産物に対して直接支払いをするというふうになつております。この主要農産物については、民主党案の第七条において米というのがこの中に指定をされております。

そもそも、米に対しても外國との格差を埋めるために直接支払いをしますよという法律になつてゐるわけですけれども、米自体は今高い関税がかつていて、この格差といふものがそもそも生じないので、この格差といふのがこの中では、WTO交渉の中でもございまして、この格差を埋めるためにございましたが、先ほど、午前中の山田議員でしたか、御答弁の中では、WTO交渉の中では、関税が引き下がるというふうに考へているところでおざいますが、そのような発想に立つて、見通しに立つて、ここは米についてこのような設定をされたんでしようか。

○篠原議員 丸谷委員、きちんと御理解いただきたいと思います。

ているんじゃないかと思つております。今質問の中で言われたとおりでございます。

我々は、もちろん、上限関税がアメリカの言うように低い上限関税にならずに、センシティップ品目の多く認められてということを望んでおりますけれども、ひょつとしてそういう事態に立ち至るかもしれない。そのときにも、法律改正とかをしなくとも、我々も政権をとつてないので、そういうことを言うのは早過ぎるのかもしれませんけれども、それなりに対応できるようにということを考えております。

そもそも、直接支払いというのは、そいつた事態に対応できるものなんですね。今まで価格を高くして、価格支持で農家の収入を確保しているものを、つまり、消費者負担で農家を保護していたものを、納税者負担、税金でやるというこ

とですから、そいつたことも念頭に置いております。

○丸谷委員 私は外務委員会にも所属をしておりますけれども、農水委員会でもそなんですが、WTI交渉における日本の交渉態度というのは弱腰だということを与野党問わず大きな声で各議員おっしゃいます。その中で、米に対する関税が引き下がることも念頭に置きながら、私は、私たち国会議員の立場からしますと、それはないのではないかという思いでござります。

私も、こう見えましても主婦でござりますので、やはりお金のことが、金目のことがとても気になります。一体幾らもらえるんだ、すべての販売農家に対して一兆円というのは、非常に大きなお金なのか、それとも、よくよく考えてみると少しもないお金なのか、何をつくれば幾らもらえるのか

直接支払いの単価についてはどのように計算をされ、このような法律を出されたんでしょうか。例えば、米十アール当たりについて幾らの支払いいただきたいと思います。

だきたいと思います。

○篠原議員 米と米以外の自給率が下がつてしまつた作物とは分けて考えました。米は、やはり日本の作物の中では別格官幣大社じゃないかと思つております。違う扱いをしなければいけない。ですから、本来余つている米についてはそんなに手厚くしなくてもいいのかもしれませんけれども、ひょつとしてそういう事態に立ち至るかもしれない。そのときにも、法律改正とかをしなくとも、我々も政権をとつてないので、そういうことを言うのは早過ぎるのかもしれませんけれども、それなりに対応できるようにと申しますと、先に申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、一応、外国との生産条件の格差を念頭に置いてありますけれども、日本農家はその前に米との比較を常に考えるはずです。ですから、米並みのというのが一般的じやないかと思います。十アール当たり米並みの所得が確保できるというのが、一つ、外国との生産条件の格差の前にあるんじゃないかと思います。

問題の米についてですけれども、余り冷遇するのはよくない、しかし、規模拡大もしていつほしい、品質のいい米をつくつてほしいということ

で、我々はどのよう米を扱つたらいいかということをちょっとと考えました。

例えば、政権を奪取してから、政権をとつてからということでやつておりますので、その初年度と、五年後あるいは十年後と、どうなるかということですけれども、初年度から米についてだけは規模別の単価の違いを設けましょう、例えば、十アール当たりでいいますと、五十アール未満は二万五千円、それから五十アールから一ヘクタールは三万円、それから二ヘクタールまでは三万五千円、五ヘクタール以上は四万五千円というふうに出します。

それで、五年後には、小さな農家は、なるべくやめていただいてというか、ほかの人に貸したりしてもらつた方がいいということで、二万五千円の一万五千円にする。そのかわり、大きな農家はもつと規模を拡大していくつてもらわなくちやいがない。例えば、米価がもつと下がつてしまつた

りしている、専業農家ほどそういうときは困りますから、その場合は四万五千円を五万五千円にするとかいう形で、我々がよく言つています規模加算をふやしていく。

そして八年後には、これはみんな例えればの話ですけれども、五十アール未満はもう直接支払いしない。そして大きな農家にだけする。ただ、そのときは、今度はまた米が余り始めた、そうしたから、そういう需給事情を考えて、五万円にしたのを今度は三万円に減らすとか、こういった操作でもつていろいろ誘導できるんじゃないかと思つております。

○丸谷委員 品目ごとの直接支払いの単価の計算の仕方、そいつたものをしっかりと明確にしていただかないと、農家の皆さんもイメージだけといたままではあります。例えば、今回の考え方でいうか、実態がわかつてこないというふうに思いましたし、今の御説明だけでは残念ながら十分と言えないのでないかという思いがしてなりません。

プラス、今御説明からしますと、直接支払いの一兆円という規模で足りるのかどうかという疑問がわいてまいります。例えば、今回の考え方でいうと、まず、米並みというのがベースにあると、いう御説明が今ありました。そして、その次にどういう順序でいいのかどうかわかりませんけれども、外国との格差を埋めるために、それプラス加算方式という形で支払いがされるわけでございます。

そこで、この加算方式について、面積ですとかあるいは環境ですとか品質によって加算をすると、ということを法律に明記されていらっしゃいますけれども、では、この具体的な加算方式について御説明をしていただきたいと思います。

○篠原議員 ちょうど一兆円になるようとにかく一兆円の中でおさめなければいけないということをやりくりするということで、いろいろ計算してみました。

例えば、表ができていて、これは我々民主党のインターネットの中でも皆さんに公表しているは



理解を得ていくことが私は大切なことだと  
いうふうに思っているんですが、民主党として  
この提案者として、その辺をどのように考えてお  
られるのか、お聞きしておきたいと思います。

さいますけれども、皆さんお気づいたと思いますが、農業と漁業と一緒に法律にしてる例は、余り私はないんじゃないかなと思っております。それは、食料自給率の向上という観点から同列

に扱わなければいけないんじやないかという思いからでございます。それからもう一つ、手段として直接支払いを導入する、それは農業も漁業も一緒ではないかということで、漁業も本法律の中に組み込みました。もとになつておるが、二年ちょっとと前につくりました我々の農林漁業再生プランでござります。

漁業に対する認識でござりますけれども、これはもう午前中の議論でもいろいろな方が触れられました。本産資源を見ますと、世界的に危うい状態にある。過剰漁獲によつて、あるいは地球環境の変動があるのかもしれません、資源量がどんどん減つてきております。我が国周辺水域でもその傾向は同じじやないかと思つております。

日本の自給率を見ますと、かつて、何十年か前、四十年前五十年前は、輸出の一〇%弱を占めていたわけです。それがいつの間にか輸出などできなくなる、今や自給率が五〇%ちょっと、参

たんたる状況でござります。  
それから、輸入金額でいいますと、もう国内の  
総漁獲生産額を超えている。デフレ傾向もありま  
す。農産物も低価格で困っておりますけれども、  
魚価の低迷というのはもっと甚だしいのじやない  
かと思います。そこに追い打ちをかけているのは  
石油価格の高騰です。ですから、漁業はもう、魚  
価の下落、水揚げ量の減少、それから燃油の高騰  
等で、三重苦にあって赤字経営続きじゃないかと  
思つております。

そういうものを何とかしてやらなくちゃなら  
ないという気持ちは同じでございまして、委員御  
思つております。

指摘のとおり、我々の政策だけではまだ不十分か  
と思いますけれども、少なくとも、食料自給率を  
高める産業として、農業並みにバツクアップして  
いこうという気持ちを法律の中に込めておりま  
す。

○菅野委員 その点では共通すると思うのですが、私の問題意識というのは、この水産業という全体の厳しい状況に置かれている実態というのは、国民の中にまだ理解が深まっていないんじゃないのか、そういうふうな状況のときに、新たな政策を導入していくことに、かなりの努力をしなければならない要素というのがあるのじゃないのかなというふうな思いを持っております。

そこを、先ほど言つたように、民主党として農林漁業再生プランというものをつくったと言いま  
すけれども、その実効性を図るために、国民的  
理解を得ていくお互いの努力というのは、私は、  
農業という全国展開している産業に比べて、水産  
業といふものはもう三倍も四倍も努力が必要なん  
じやないのかなという私自身の気持ちは持つてい  
るんですけども、そのことをどう克服していくこ  
うとなさつているのか、参考にお聞きしたいとい

う思いなんです。

のとおりだと思ひます。そのためには、まず、こういった農林水産委員会の場で、農業並みに漁業問題について議論をしていただくというのが一つ重要なことではないかと思つております。それから、公聴会、二カ所で開かれましたけれども、私は残念ながら参加させていただきませんでしたけれども、こういったことも漁村、漁業地域で開く、それから、全国津々浦々、海辺がいっぱいあるわけに対して、そういったところに出かけていく、というようなことは必要なんぢやないかと思います。

議論が深まつた時期というのがありますて、十年ちょっと前ですけれども、排他的経済水域を設定すると、韓国漁船、中国漁船が、日本の漁業者が我慢しているところへ来て野方図にとり放題だ、これはいかぬというときは、漁業を何とかしなけ

りやという国民的な声があつたと思ひます。ですから、どういったときに国民的理解が得られるかどうかというのはよくわかりませんけれども、確かに、委員御指摘のとおり、農業に倍加し

て何倍かの努力が必要だと思っておりますので、これからもあちこちに出かけていって、漁業者の意見を聞くなり、あるいはシンポジウムを開くなりというようなことを続けなければいけないんじやないかと思つております。

○菅野委員 わかりました。  
では次に、政府に対して、今さら申し上げるまでもないんですが、この厳しい漁業、水産業を取り巻く環境であります。このような状況をこのまま放置しておくことは、私は大変な状況になるというふうに思っております。漁業文化といふか漁業技術の伝承も危うくなってしまうんじやないのかなという危機感を持つていてるのでござります。

個々の具体策についてお聞きしていただきたいとうふうに思っています。

いう部分は、私は今も続いているというふうに見ております。非常に厳しい状況なんですね。半年以上も経過した今、この取り組み、具体的対応はどうのようになつてているのか。

半年間経過いたしました。あれから、私の地元では本当に経営から撤退していく漁業者というものが出ております。今後もこういう状況が続いていくんじやないのか。その一番の原因というのは、非常に厳しい状況がずっと続いているにもかかわらず、燃油の高騰という部分が大きなインパクトとして働いたということであるというふうに思つておりますし、そつ地元でも言われておりま

この今の現状の対応策について、水産庁長官、  
御答弁願いたいと思います。

ら資源問題等に加えまして、燃油価格の高騰、これが引き続いておりまして、経営状況を中心にお常に厳しい状況が続いているということで認識をしておるところでございます。

昨年もいろいろ御議論をいただきました。まず燃油対策について申し上げますと、漁業の種類あるいは地域、そういったところでいろいろな、また実態が違うのですから、例えて言えば県段階あるいは漁業種類ごとに、どういうふうに燃油の

コスト縮減対策を持つていくのか、こういったことを工程表づくりという形で議論を進めてもらつております。

これを進めてもらうと同時に、それに対してもう一方からどういう支援をするかと。それを緊急的にやろうというのが先般の補正予算、五十一億円、これは燃油とクレジット対策で計上させていただけきました。これに基づいて、今、一つの対策を進めているということですございます。

具体的な内容につきましては、「一つは、漁協系統、燃油を供給しておりますので、そのコストを下げるという意味でのいわばそのタンクの再配備、こういった事柄を中心の事業がござります。そ

これから、漁業者自身の取り組みとしても、例えば、いろいろな運搬船とかそういうものを共同化するといったような形でのさまざまな取り組み、そういうものに対する対策を一つやつております。それから、十八年度本予算の方でありますけれども、こちらの方では、軸動力利用システムというような、軸動力、エンジンですね、そういうような新しい形での省エネに向けてやっていく、そういう技術開発対策なんかも進めておるところであります。

対策をとつてもらつて、こちらの方では、いわゆる新エネルギー・産業技術総合開発機構の方での予算ですが、船外機、これをツーサイクルからフォーサイクルにすると、いろいろな組み、ここでの助成ということ、いろいろなことをそういった漁業実態によって進めているところであります。

のこともあわせてお聞きしておきたいというふうに思います。

大きなことが起つてはいるということは承知しております。そのことに対する対応で追われていたことも、各港、港においてはまだ対応し切れていないという状況も存在しています。このことは、急激な燃油高が引き起こしているという側面も一面ではあるわけですが、大臣、水産庁挙げて、この漁船漁業等を含めて本当に日本急な対策というものを立ち上げて、つくり上げていただきたいというのが今の強い気持ちなんですが

○小林政府参考人 輸入につきまして今先生御指摘ございました。

# 機器を理解して制御する指

きに、やはり将来的には、今の漁船漁業であれ沿岸漁業であれ、どういった形でコストとか資源とか、そういう厳しい中で、新しい形に持つていかれるかということが課題でございまして、これはまさに基本計画の見直しとも絡むわけですが、こちらの御答弁であったと思います。それを行うためには、まさに今基本計画の見直しの中の一つであるわけでございますが、例えば昨年でいき

らは基本計画の見直しを進めるのとあわせまして、各漁業種類ごとに、これは業界の皆さんも含めまして、どういう形で持っていくんだというようなことの議論も今進めています。そういうものが出てくるのに応じて、また私どもは政策を考えていくというようなことを、これはまた非常にスピードますと、漁業災害補償制度をめぐっては、こういった経営対策としてどういうふうに充実するかという議論、そのための予算措置も考えておりましたし、それからもう一つ、特別会計制度の改革の話等々いろいろそれをめぐる状況があつたわけですが、さういふことでござります。

カバーしてしまって、そういういた地域漁業管理機関の中では資源管理のためのそういう輸出入についての規則、規律というものができつたります。

この一つの原因は、輸入水産物がどんどん多くなっている。

の岩永農水大臣との議論を行いました。そして、その答弁でこう言っているんですね。「漁業度化するといいますか、そういう意味でこの三百から、またさらに、新しい検討会をつくって、今

が日本一の漁港だと言われるくらいの状況に今進んでいくかというのは、これから私どもの努

補てんをするという部分、これを今後どういうようにしていくかということで検討会を今実施しておりますので、この中でのこの部分の見直し。それから、先ほど言いましたように、やはり水産物調整保管事業の水産物の価格変動の緩和をどう図っていくかというような問題。」<sup>15)</sup>云々かんぬ、こういう答弁を「こどもきみこども」といふ。

○吉野委員 水産業を取り巻く状況は、

水産物に対しても早急に対応して、そういう違法操業で漁獲した魚類は一切日本には持ち込ませぬ。

ツオ・マグロ漁業から撤退していくよという中で、この答弁が出てきているんですけども、このことの具体化というのがどう図られているのか、商業を取り巻く状況というのは、私もこの半年間に限りますが、このままではございません。

第一類第八号 農林水産委員会議録第九号(その一)

平成十八年四月二十日

のが日本に入ってきて魚価安というものを引き起

こしているとすれば、少なくとも、資源管理で、国際条約でとっちゃいけないですよ、それも無視して漁獲しているという状況が存在するわけですね。そこには今言つていいわけなんですかね。

いうふうに私は今言つていいわけなんですかね。でも、ぜひこの部分への対応というものが、私は、自由貿易、市場競争一辺倒の政策をとつて、そういうふうに私は今言つていいわけなんですかね。

そういう言つている間に日本の漁船漁業が危機的な状況に陥っているのが現状ですから、早急な対応をとつていただきたいということを強く申し上げておきたいというふうに思つています。

今、遠洋漁業あるいは近海カツオ・マグロ漁業等の話をいたしましたけれども、やはりこの沿岸漁業においても後継者対策が早急の課題だと私は思つています。

民主党案にもありますし、この環境保全対策といふものは、農業だけじゃなくて漁業にも、後で質問しますけれども、林業にもしっかりと取り入れていく体制といふものが、農林水産省として、農業、林業、水産業一体となって政策をつくり上げていくこと、これが私は大事だというふうに思つています。

さかに漁業集落一般、いわゆる沿岸漁業としての多面的機能というのがあるけれども、これも当然、学術会議の答申でも触れられておりました。ですが、そういったことに対して、私ども、一つは、今御指摘ございましたように、漁業のそういう機能とか重要性についてやはり国民全体で理解をしてもらう、そのための普及啓発といいますか、そういうことも必要であります。

それから一方では、ことしの予算でありますけれども、現実に漁業者が中心になつて行つております藻場干渉の維持管理等、こういった環境、生態系保全活動について実態を調査して、それをよく評価しながら支援手法をどうしていくかといふことです。

さきの政府案の中には、農地・水・環境保全対策として制度化したものがありますけれども、これが漁業集落に対し、沿岸漁業に対して、これと同じ制度をどう取り入れていくのか、このことが私は並行して議論されなければならない大きな課題だと思うんですけれども、この点についての考え方をお示し願いたいと思います。

○小林政府参考人 水産業におきます環境、生態系の保全とかいった多面的機能、こういったものに対する評価、十六年八月に日本学術会議の答申もいただきました。そういったものをベースにしまして、私どもは施策の構築を進めておりまして、十七年度から、この多面的機能の重要性を踏まえた対策の一つとして、離島の漁業集落を対象にしたいわゆる交付金制度、これをスタートさせ

たところであります。

こちらは、離島の漁業集落におきまして、本土に比べて消費地への出荷とかそういう点で条件不利な地域でございます。そういうところに着目した上で、その離島周辺のさまざまな漁場の生産力の向上とかそういう取り組みをしてもらう、そういうところに対し交付金という形で支援しておきます。

それで、これから議論としまして、離島のほかに漁業集落一般、いわゆる沿岸漁業としての多面的機能というのがあるんじゃないか、これが別にして、やはり対象面積、先日聞いた

百六十三億円というから、森林面積、国土の七割を占める面積に対する交付というふうに思つてます。

○菅野委員 百六十三億円といふのは、まだ七〇%ぐらいにとどまつていて、この七〇%ぐらいにとどまつていてあります。この七〇%ぐらいにとどまつていても、当然、学術会議の答申でも触れられておりました。ですが、そういったことに対して、私ども、一つは、今御指摘ございましたように、漁業のそういう機能とか重要性についてやはり国民全体で理解をしてもらう、そのための普及啓発といいますか、そういうことも必要であります。

それから一方では、ことしの予算でありますけれども、現実に漁業者が中心になつて行つております藻場干渉の維持管理等、こういった環境、生態系保全活動について実態を調査して、それをよく評価しながら支援手法をどうしていくかといふことです。

○菅野委員 さきの政府案の中には、農地・水・環境保全対策として制度化したものがありますけれども、これが漁業集落に対し、沿岸漁業に対して、これと同じ制度をどう取り入れていくのか、このことが私は並行して議論されなければならない大きな課題だと思うんですけれども、この点についての考え方をお示し願いたいと思います。

○小林政府参考人 水産業におきます環境、生態系の保全とかいった多面的機能、こういったものに対する評価、十六年八月に日本学術会議の答申もいただきました。そういったものをベースにしまして、私どもは施策の構築を進めておりまして、十七年度から、この多面的機能の重要性を踏まえた対策の一つとして、離島の漁業集落を対象にしたいわゆる交付金制度、これをスタートさせ

見込みでございますと、百六十三万ヘクタールの森林が対象となつておりますので、総額が百六十三億円。これは一ヘクタール当たりの単価が一万円でございますので、こういう額になつてございま

す。それから三十三億円の額でございますので、この三十三億円を基準にしておりますので、こ

れ自身は、そういった観点からなかなか難しい面もありますが基礎にしておりまして、これが三十ヘクタールというものを基準にしておりますので、こ

れ自体は、そういった観点からなかなか難しい面もありますが基礎にしておりまして、これが三十ヘクタールというものを基準にしておりますので、こ

(第一類 第八号)

第一百六十四回国会 農林水産委員会議院

農林水産委員会議録 第九号 (その二)

号 (その二)

(二六〇)(その二)

〔本号(その一)参照〕

派遣委員の宮崎県における意見聴取に関する記録

一、期日

平成十八年四月十九日(水)

二、場所

ワールドコンベンションセンター・サミット

三、意見を聴取した問題

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出)、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)について

(1) 派遣委員  
座長 稲葉 大和君  
安次富 修君  
小野 次郎君  
中川 泰宏君  
森山 正彦君  
山田 裕君  
西 博義君

(2) 現地参加議員  
古川 稔久君  
(3) 意見陳述者  
綾町長・宮崎県町村会会長 前田 慶君  
国富町飼料用稻生産振興会会長 笠森 義幸君

(4) 串間市農業委員会会長 末海 重俊君  
官農林水産省大臣官房参事 都倉 祥夫君  
農林水産省総合食料局食糧部長 皆川 芳嗣君  
農林水産省生産局農産振興課長 竹森 三治君  
農林水産省生産局畜産部長 町田 勝弘君  
農林水産省経営局経営政策課長 柿澤 彰君  
林野庁林政部経営課長 金丸 康夫君

午前九時開議

○稲葉座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院農林水産委員長であり、今日の派遣委員団長の稲葉大和でございます。

私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ござい

あいさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、当委員会では、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)について

いります。

当委員会といたしましては、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を承るた

り、当宮崎市におきましてこのような会議を開催され、當初は、前田慶君から御意見をお述べいただきました。

御意見をお述べいただく皆様方におかれましては、御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。どうか忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いいたします。

それでは、まず、この会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うこととなります。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対する質疑はできないことになつておりますので、あらかじめ御承知おき願います。

次に、議事の順序について申し上げます。

最初に、意見陳述者の皆様方からそれぞれ十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員がどの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、御発言は着席のまま結構でござります。それでは、派遣委員を紹介申し上げます。

自由民主党の岡本芳郎君、安次富修君、伊藤忠彦君、小野次郎君、中川泰宏君、民主党・無所属クラブの黄川田徹君、山田正彦君、公明黨の西博義君、無所属の森山裕君、以上でございます。

次に、各界を代表して御意見をお述べいただ

ます。

前田慶君 それでは、座つたまま御無礼いたしました。

本日は、宮崎でこのような公聴会を開催いたします。

感謝とお札を申し上げる次第でございます。それでは、早速でございますが、陳述をさせていただきたいと思います。

昨年十月に国は経営所得対策等大綱を決定されました、これまで農家を対象とした品目ごとの価格に着目した対策を行つていただいておつたわけであります、このたびは担い手に対象者を絞り、経営全般に着目した対策に大きく転換されるもの、このように思つております。

このことは、戦後農政が一貫して自作農の維持を目指して全農家を対象としてきた対策を、重点化そして集中化するという政策の大転換を意味しているもの、このように認識をいたしておるわけであります。つまり、意欲ある担い手、経営として成り立つ農家の育成に向けた施策である、このように思つておるのであります。

このような認識のもと、本県や綾町の農業の実態を若干説明させていただいた上で、担い手経営安定新法について意見を述べさせていただきます。

まず、資料に入る前に、本県農業の歴史を若干説明させていただきます。

本県は、昭和三十年代までは、台風が秋口になりますと頻繁に上陸いたしまして、いわゆる台風銀座と言われており、その台風被害を回避する生産構造が農政の重要な課題でございました。

そのため、県では、昭和三十六年に防災営農計画を策定いたしまして、全国でも類を見なかつた、台風が来る前に米を収穫する早期水稻の導入を取り組まれ、あわせて、冬季温暖などの特徴を



ら、御理解をいただけたらありがたい。

最後に、個人情報の活用の関係でございます。

今、個人情報保護法というものがございまして、これもなかなか難しい面でございますが、地域の扱い手を明確化しなきやならないということがございますので、農業者の農地の情報や所得情報といつた、私どもの綾町でいえば農業委員会や青色申告会、税務課などの有する個人情報を活用する

ことが不可欠でございます。

そういう面で、基本的な資料を確保しながら担当の手をリストアップをする場合においては、個人情報保護法というのがどうしても壁になってしまふ、こういうことでございますから、そういう面では、整合性を図るような形をつくりあげていただけにあります。農業者個々の、それぞれの事前の了解がないとできないという個人情報保護法というものの制約がございますので、例えばAなどが一括代理申請事務を行うということになりますと、そういう面では個人情報保護法がどうしても壁といいますか課題とということになってしまいます。

確認作業は国が実施されるとしておりますけれども、交付事務の段階においても混乱を生じるのではないかということで心配をいたしておりますのでござりますので、個人情報保護法との整合性を十分とつていただきたい、こういうことをお願ひできますならば、事務の手続簡素化ということにも配慮いたければありがたい、このように考えておる次第でございます。

以上申し上げまして、私の陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○稻葉座長 町長さん、どうもありがとうございました。次に、笹森義幸君にお願いいたします。

○笹森義幸君 こんにちは。ここから西に約三、四十分のところの国富町というところで農業を営んでおります笹森義幸といいます。

きょうは、農林水産委員会地方公聴会という公の場に参加させていただきましたことを非常に光栄に

思っております。和牛の繁殖と肥育の一貫経営をやつております観点から、私は、特に、将来の日本の食料を賄つている私たちを含めた後継者の問題と、自分の仕事柄、BSEの問題、あと口蹄疫の関係で自給粗飼料体系という形で陳述をさせていただかたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それではまず、後継者対策。自分はこの農業という道を選んで今生活をやつておるわけですけれども、自分がこの道を選んだのは十九歳のときであります。今、和牛の繁殖と肥育牛を二百三十頭ほど家族経営で営んでおります。農業に入りました頃は、自分はこの農業という道を仕事として選んで、頭ほど家族を支えながら、また宮崎の農業という観点でして約二十四年目に入りますけれども、いろいろな役職をこなしてまいりました。

まキュウリの価格はよかつたらしいです。しかし今までの負債を抱えている農家は非常に多いです。

私たちが農業をやつていて一番やはり不満に思っているのは、車とか工業製品とかというのは、皆さん、つくった経費、会社の存続、社員の給料、そ

ういったことを考えて、自分でつくったものに対して値段がつけられると思うんですね。しかし、

私たち農家の生産物というのに、自分でお金をつけることはできません。市場に出して幾らです

よ、それだけのことなんですね。本当にやはり矛

盾というか腹立たしさを感じます。そういう形

で、農業後継者がこれから育っていくかというこ

とに本当に疑問を感じています。

しかし、私は、そういった中でもこの道を選ん

で、後悔もしておりますんし、非常に自分の仕事に自信も持っています。いつか自分の子供たちと一緒にまたこの仕事をやりたい。いつか農家が報

われるような時代が来るんじゃないかな。私たちは自分で食料をつくることができる。今に農家がよ

かつたと思える時代が来るんじゃないかな。

ぜひ、国会議員の先生方には、本当に、これから

の未来を背負う後継者の方が進んで農業に従事

できる、農業というのはおもしろいんだよと言え

るような対策というか、私は、農家というのは保

護されているという言葉を耳にします。しかし、

私は、ある程度保護されて当たり前だという観点も持っています。

というのは、農業というのは、食料をつくるだけではなくて、やはり環境保全であるとか、特に

散乱しております。いや、これは本当に大変だと。ただ、組織の力、強さも感じました。盟友三人十人、四十人集まつて、よし、みんなでやろうと。隣のハウスでは家族、親戚四、五人で一生懸命その片づけをされておりました。しかし、私はこの仲間の力によって一時間半ぐらいで盟友のハウスを片づけていきました。それから定植に

こぎつけ、今ようやく実がなりことにはたまたまキュウリの価格はよかつたらしいです。しかし今までの負債を抱えている農家は非常に多いです。

私たちが農業をやつていて一番やはり不満に思

うのは、車とか工業製品とかというのは、皆さ

ん、つくった経費、会社の存続、社員の給料、そ

ういったことを考えて、自分でお金をつ

けることはできません。市場に出して幾らです

よ、それだけのことなんですね。本当にやはり矛

盾というか腹立たしさを感じます。そういう形

で、農業後継者がこれから育していくかとい

うことです。電話で、BSEが発生したと。正

S E問題について若干述べさせていただきたい

思います。

国會議員の先生方、以前日本でBSEが発生したときに、本当に私たち畜産農家がどれだけ苦しめたか、私も当時を振り返ると今でも本当に身震いがします。電話で、BSEが発生したと。正直、わかりませんでしたね、それからのような影響が出るのか。

自分は、和牛の繁殖と肥育の経営体を、その都度経営を変えていたものですから、その当時は百三十頭の肉牛を持つていました。繁殖と肥育、和牛というか肉牛を飼うには大きく経営体が分かれます。BSE発生というのは、和牛の繁殖農家にはそれほど大きな影響を与えませんでした。しかし、肉牛農家には多大な損失をもたらしました。

私も含めて、出荷しても赤字、置いても赤字、えさ代はかさむばかり。そのとき、本当に一頭でも早くこの牛たちがいなくなってくれればという思いで、牛農家はたられました。

されから約三年、このような場に今自分が来られたのは本当にすごいことだと思いました。あの

当時一番ひどかったのが、二月のときにキロ五百円という枝肉の単価が出ました。そのとき国から二十二万円という補助金を、自民党的先生方から協力というか支えをいただきました。

しかし、宮崎は、後ほど口蹄疫の問題に触れま

すけれども、口蹄疫が発生してしまいました。そ

の当時、口蹄疫が発生したことによって、繁殖農家の子牛を下げぢやいかぬということで、県、経済連、JAが補助金を出して子牛を買い支えると

いう事業を展開しました。

うちもその当時、口蹄疫対策ということで、二

十頭の素牛を導入しました。四十五万、五十万円という素牛です。その出荷がちょうどBSEの発生と重なってしまったんですね。素牛が五十万円に対してキロ五百円ということは、枝肉は四百キロのとき二十万円です。五十万円の素牛で、それから約十八ヶ月から二十ヶ月間肥育をしていくわけですね。ですから、その中でえさ代というのが約三十五万円程度かかります。結局、五十万円の素牛は八十五万円でどんどんなんですね。

ですから、そのときは、キロ五百円、二十万、国から二十二万もあって四十二万ぐらいにしかならないんですね。本当にひどいのは五十万円ぐらいの赤字でした。

以前、宮崎が、宮崎牛の対米輸出を仕掛けたことがあります。この公聴会があるということで、経済連さんの方に、その当時、アメリカから高崎工場というところに査察に来られました。そして、豚のライン、牛のラインというのを徹底して改築というか、ここをこうしなさい、ここをこうしなさいといった形で、会社というかその工場自体の改築をさせられました。幾らかかったとお思いました。五億円か

それだけやはりアメリカというのは、自分の国にそういう肉を送るということに対して、多くのアメリカ人が査察をし、そういうことをさせておきながら、いざ今度アメリカから日本に入れるときに、今のようなことだと非常にやはり腹が立つと思います。

私たちは、子牛が生まれて約一週間ぐらいの間には、もう耳標といつて個体識別番号を自分でつけています。それから、注射であるとか、えさ、安心、安全を売りにして出荷しております。だから自分が育てた牛には、肉には、本当に自信を持っています。

しかし、アメリカはそういうことを全くやらないみたいですね。歯並びであるとか肉質で年齢がわかるというけれども、私は本当にそ

いつた形で年齢というのがわかるはずがないと思つております。

ですから、私がやはり一番言いたいのは、私たち畜産農家の代表として、今回アメリカ産の輸入解禁というのは絶対反対ということではあります。

日本の消費者の中には、幾ら和牛の肉を食べてくれたいと言つても、価格的な問題等もあつた

から、日本のルールを守つていただきたい。

以前、牛肉・オレンジで、本当に車とか工業製品の代替品として農家は痛めつけられてきました。

今、テレビの報道とかいろいろ新聞等を見ると、ややもすると、また農家が犠牲になるよう

なことになるのかな、なぜ日本という国はアメリカに対するノーという言葉が言えないのかな、本

當に悔しく思います。

だから、私は本当に反対という立場ではあります。

せん。日本に入れるのであれば、ぜひ日本のルールを守つていただきたい。やはり、日本の査察

いう形か、検査官がアメリカの工場に行つて、合格した牛を日本に私は入れていただきたいと思

ます。

点から、私たち繁殖農家はやはりみんな九十何%、一〇〇%自給粗飼料体系をとつています。

ただ、一番問題なのは肥育農家なんですね。肥育農家は、ほとんど一〇〇%外国産の粗飼料を使つていらっしゃいます。その产地も全くわからぬ、そういうものを粗飼料として、単価的に安いからという観点で輸入されています。

私は、飼料用稻の生産振興会の会長もやつております。國富町というのは、全国でも飼料用稻の取り組みが一番早くて、今二百三十ヘクタールの

飼料用稻を作付しております。私は、そういった自給粗飼料の確保ということを前面に打ち出して、自分たちが食べさせる牧草類は自分たちで確保しよう。この宮崎でも、今、早期水稻の田植えがされ、七月には稻刈りが実施されます。

しかし、宮崎の畜産農家であつても、まだすき

込みというか切り込みわらが非常に多いです。私はこれに対しても非常に悔しい思いをしていま

す。彼ら私たちが頑張つて自給粗飼料を確保しようと、このようにすき込まれている稻わらが宮崎を含め全国にたくさんある。やはりそ

いつたものを耕畜連携という形でどんどん普及で

くるような取り組みができるものか、本当に地

方と国が一緒になつてこういったことに取り組んでいただけたらなと思つております。

時間が参りました。短い時間でしたけれども、意見を述べさせていただきました。本当にありがとうございました。

○稲葉座長 どうもありがとうございました。

都城は、農業を中心とした地域でございまして、それぞれ皆さんが農業に取り組んでおるわけでございますが、七〇%以上が畜産、そのほかが土地利用型の農業ということでおつております。

私のところがちょうど百五十町ござります。百五十ヘクタールあるわけですが、一集落一法人、全員が構成員で、二百二十四名が構成員という形の中で取り組んでおるところでございます。

資料を差し上げておりますが、これを申し上げますと、夢ファームたろぼう、農業に夢をいうことで、夢ある農場ということで、太郎坊というのが私の集落の名前でございます。それをとりまして夢ファームたろぼうと命名をして、今取り組んでいるさなかでございます。

非常に今、農業が厳しい厳しいという中で、非常に視察が多くて、これから法人に取り組もうか、集落営農に取り組もうかということで、必死になつておられる地域が非常に多いわけでございまして、去年も四十八集落、一千五十名の方が視察に見えております。私も、少しでも手助けができる

ござります。

設立が平成十六年の四月十一日。平成十六年から米政策大綱が変わることの中で、十五年に一年間かけて協議をして、十六年の四月十一日に法人を立ち上げたところでございます。今考え

で集落営農を中心に取り組んでいる一人でござります。私も、中学校卒業と同時に農業に取り組みまして、今まで五十年近く農業を営んでまいつたところでございますが、振り返つてみると、

たゞく感じておる一人でございます。非常に農業について述べさせていただきたいといふうに思

います。

都城は、農業を中心とした地域でございまして、それぞれ皆さんが農業に取り組んでおるわけでございますが、七〇%以上が畜産、そのほかが

土地利用型の農業ということでやつております。

私のところがちょうど百五十町ござります。百五十ヘクタールあるわけですが、一集落一法人、全員が構成員で、二百二十四名が構成員という形の

中で取り組んでおるところでございます。

資料を差し上げておりますが、これを申し上げますと、夢ファームたろぼう、農業に夢をいう

ことが私の集落の名前でございます。それをとりまして夢ファームたろぼうと命名をして、今取り組んでいるさなかでございます。

てよかつたなど今反省をしているところでござります。

二百二十四名が構成員です。今まで組合員と言つていたのですが、これが法人になりますと構成員に変わりまして、二百二十四名が構成員、一集落一法人、そういう形で取り組んでおるところでございます。

法人になりますと、出資金が伴いまして、出資金は一〇六百円、十アール耕作されている方は十口出資をしてくださいよということで、十アール六千円の出資金をいただいて行つているところでございます。出資金の総額が一千十五万四千四百円ということで、この出資金でスタートしようと申しましたように、構成員が二百二十四名とい

うこと、全体の面積が百五十ヘクタールあります。その百五十ヘクタールを中心、法人で今後運営をしていきますよということで、今行つているところでございます。

転作となりますと、やはり転作の対象になる作物を植えなきやならぬということで、大豆、飼料、麦はございません、大豆と飼料が転作対象になる品目でございます。畜産が非常に多いということ、やはり飼料の確保もしなければいかぬと

いうことで、飼料の団地、そして大豆の団地、これに取り組みまして、指定して植えつけをする、すべて団地化をするということにしておるところでございます。

ここは非常に台風の襲来がありまして、去年、おとし、台風で大豆が痛めつけられまして、非常に収量が少なかつたということでございますけれども、これはまた、全総済という共済がありままでの、共済を掛け、そして共済金の方で賄うというのが今の行き方でございまして、ことしは三年目になりますので、ことしあたりはいいのかなということで、やはり挑戦をしていこうと今取り組んでおるところでございます。

私のところに、法人を立ち上げるにはどうする

かということでよく質問があります。私のところは非常に組織の歴史というのがありますと昭和二十七年から、終戦すぐですけれども、そのときに防除対策協議会というのをつくって、その組織というのが現在までずっと続いている強

みがあります。ですから、組織的にはどこにも負けない組織であると私は思つておるところでございます。でも、組織的にはどこにも負けない組織であると私は思つておるところでござります。ですから、組織的にはどこにも負けない組織であると私は思つておるところでござります。

地区をまとめるにはどうするか、地区的皆さんとの協力を得るにはどうするかという質問がよくありますか、やはり会長の、そういう長い歴史

といいますか、そういうものがないと地域をまとめるのはなかなか難しいというふうに感じておるところでございます。

そして、法人を立ち上げて一番大事なことは何か。私は、法人を立ち上げることよりも、継続をすることはなお厳しいというふうにとらえており

ます。ですから、今、加工用のパレイシヨ、これに取り組んでおります。今、植えつけをして、芽が出て、五月十五日から収穫に入りますが、加工用のパレイシヨ、これはボテトとの契約です。湖池屋さんというボテトの会社がございますが、そ

この契約です。契約で植えつけをする。

やはり、組織で、法人でやる場合には契約でないと、非常に価格が不安定では取り組めません。

大豆も契約ですね。パレイシヨも契約。ですから、必ず契約ですね。大豆も契約です。契約販売で行うというのが、やはり一つの組織を今後継続する一番の要因ではな

いかなというふうに思います。法人を立ち上げるところは非常に台風の襲来がありまして、去年、

おとし、台風で大豆が痛めつけられまして、非常に収量が少なかつたということでございますけれども、これはまた、全総済という共済がありままでの、共済を掛け、そして共済金の方で賄う

というふうにとらえております。そういうふうに

農業をやりたいという人は、土地は幾らでも利用権

設定で今収益することができます。

ですから、そういう形の中で、今まで農業を二十七年から、終戦すぐですけれども、そのところにも定年になつた方がどんどん今農業で来ていらっしゃいます。ですから、そういう形で私の方も定年になつた方がどんどん今農業で来ていらっしゃいます。農業を今後続けていく、これがこれから農業じゃないかなというふうに感じておるところでございます。

農業を今後続けていく、これがこれから農業で法人化しなければならなかつたかということをいつも申し上げます。

私は平成十六年から立ち上げたんですが、平成十六年から米政策大綱が変わつて、交付金その他が変わつてきますよということがありまして、どうしても法人化しなきやならぬということが一つです。

それでも、政府の方で、コストを下げなさい、コストを下げなさいというのがしょっちゅう新聞あたりにも出てきておりますけれども、今の状況では絶対にコストを下げるることはできぬと私は思っています。

ですから、政府の方で、コストを下げなさい、コストを下げなさいというのがしょっちゅう新聞で、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

ですから、政府の方で、コストを下げなさい、コストを下げなさいというのがしょっちゅう新聞で、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

それでも、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

そういうことで、これから法人をもちろんやりますけれども、集落協業經營方式というのを今後取り組もうということで、今段取りをしておられます。

いいよ十九年度からまた厳しくなってきますので、その厳しい大綱には、やはり厳しく我々も対抗していくかなきやならぬというのが今後の農業を続けていく一つの要因じゃやないかなというふうに感じておりますから、そういう要因のもとで、組合員の皆さんにも申し上げて、今圃場整備も行つております。

四十年は継続できるというような圃場整備をしておこうということで、今取り組んでおるところであります。やはり、非常に厳しい予算の中でこれからも圃場整備をきちっとして、そしてコストを下げるような農業をして、そして後継者に譲るんだといふ形を私はとつております。

私も、昭和九年生まれで七十二歳になります。七十二歳にできることは何か、私はいつも申し上げます。地域をまとめる力です。ですから、そういう方は、地域をまとめる力です。六十歳になつて、六十五歳になつてできることは何か。これは、地域をまとめる力です。ですから、そういう方が今後我々の農地を変えて、そして後継者に譲る、こういった形でないと日本の農業は守れぬというふうに私は思います。

いろいろ外国産のものが入ってくるとかどうとかいりますけれども、なかなかコストを下げることはできない。それは圃場整備、こういったことになりますので、今後とも、これから行われます米の政策大綱にかかる事業が、今後、農家のためになりますので、今後とも、これから行われます米の政策大綱にかかる事業が、今後、農家のためになるような形をとつていただきますようお願いを申し上げたい。

時間が参ったようございます。後々また、質問にいろいろ答えていきたいというふうに思いますが、よろしくお願ひして、以上で終わりたいというふうに思います。

○稻葉座長 大浦組合長さん、大変ありがとうございます。

○末海重俊君 ただいま座長より指名をいただきまいました。

次に、末海重俊君にお願いいたします。

○末海重俊君 ただいま座長より指名をいただきまいました宮崎県串間市農業委員会会長の末海でございます。

実情は超高齢者であり、五年後は一集落で何名農業者が残るだろうか、いや、十年後はだれが農業をするのかということが今日の農政の実態ではないかと私は思っております。

しかし、国において、平成十七年十月に経営所得安定対策等大綱が決定され、その中で串間市に関係する品目横断的経営安定対策が示され、行政やJAでは、市内全集落で制度の説明会や実施に向けての集落座談会を開催中あります。

このような時期に、国において、衆議院農林水産委員会地方公聴会が宮崎県と北海道の二カ所で行われると聞いております。そこで、宮崎県開催について私が意見陳述者として指名され、大変恐縮いたしております。また、私としては、全く法律には弱く、それにこのような大役は見たことも聞いたこともない者であり、公聴会の趣旨にそぐわない発言もあるやに考えますので、その点、私の意見陳述に対し質疑をされる衆議院議員諸先生方の御理解をお願い申し上げまして、意見を述べさせてもらいたいと思います。

今回の地方公聴会におきます私の意見を述べさせていただきます。

まず、串間市の農業の現状を申し上げますと、串間市の平成十六年度の農業粗生産額は百十七億円でございます。その主なものを申し上げますと、食用カンショウが三十七億六千万、肉用牛が十八億三千万、米が十二億四千万円でございます。その他、施設野菜、果樹、葉たばこ、茶、水田ゴボウ、オクラ等の露地野菜が栽培されており、土地利用型の複合経営の農業が展開されておりまます。

また、串間市は、皆さん方御承知のように宮崎県の最南端に位置しておりまして、海岸線の一部では無霜地帯でございます。このような温暖な気象条件を生かし、年間を通じた作物の生産を行なって、日本の食料基地の一役を担っているところでございます。

しかし、本市におきましても、全国的に見られましたとしても、現在農業に取り組んでいる農業者のように、少子高齢化の現象や農業従事者高齢化、担い手不足の状況が見られるようになり、平成十七年の農林業センサスによりますと、販売農家は全集落座談会を開催いたしまして農家に説明を行いましたが、説明する側も受ける側も全く理解できぬ状況でございます。

特に、面積要件が二十ヘクタールという面積でございますので、集落内に二十ヘクタールの水田つまり認定農業者と法人化を目指す集落農業に集中する農政転換を発表されました。

このような大綱の発表に対し大慌てしたのは、串間市行政だけではなくJAでございます。特に、品目横断的経営安定対策の所得補償対象農家の面積要件でございます。本市の平成十七年度実績によりますと、米をつくった農家一千七百戸のうち、四ヘクタール以上の作付をした農家は十戸でございます。本市における米作農家の作付面積が一番多いのは一ヘクタール前後でございます。

その理由といたしましては、本市は皆さん御承知のとおり早期米地帯でございます。また、米の後作に飼料や水田ゴボウ等の露地野菜の栽培が盛んに行われておりますが、水田ゴボウにおきましては、米をつくらないと連作障害が発生いたしますので、品質が低下しますので、米作と水田ゴボウは切り離せない関係になっております。また、本市は三十一年前からオクラの産地となつておりますが、オクラも連作のきかない作物となつておりますので、これを解消するのが米作でございます。つまり、米をつくることにより露地作物の連作障害対策を行つてゐるわけでございまして、米づくりができなくなりますと連作障害対策に農薬を使ふことになりますので、環境保全型、つまり減農薬農業が崩壊することになります。

このように、認定農家以外の農家におきましては、この対策の恩恵を受けることができなくなりますので、経営的に非常に苦しくなるとともに、農業離農者が多くなり、耕作放棄地が予想されます。

また、このような状況の中において、本市の農業は各作物の産地化によって確立されてきたが、

産地を形成するためには、大規模な農家設立だけではなく、兼業農家を含めた取り組みが行われたからこそ、定時・定量の出荷体制が確立し、安定した経営が行われたものだと思います。

しかし、今回の大綱によると、担い手に集中した施策の展開であり、兼業農家の切り捨てにつながり、産地の維持が難しくなることが予想されると私は思います。また、兼業農家の救済策として集落営農組織の育成を国は考えているが、現実問題として、長年家族経営を行ってきた農家に対して集落営農を推進しても簡単に理解できるものではないと思われる。

また、米のような作物に対しても集落営農は可能かもしれないが、カンシヨウや水田ゴボウ、オクラなどの露地作物においては、集落営農による経営は、経営感覚にすぐれたりーダーがない限りできないものと私は思っています。

以上、私は私なりに現状を直視しながら申し上げましたが、意に沿わない点がございましたら、冒頭申し上げましたように御理解をいただきますようお願い申し上げておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○福葉座長　末海さん、どうもありがとうございました。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終りました。

---

○福葉座長　これより委員からの質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岡本芳郎君。

○岡本(芳)委員　自民党の岡本芳郎でございます。

本日は、大変お忙しい中、いろいろ多種多様な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。岡本芳郎君。

お話をずっと聞いておりまして、物すごく進んだところとそうでないところ、いろいろあるとうのをよく認識したところでございます。

私は出身が徳島でございまして、非常に話の内容がよくわかりました。全く徳島も同じような状況でございまして、特に最後の末海さんの御意見が徳島の現状に一番合つておるような気がしております。

笛森さん、大浦さんのところは、まさにエリーー  
ト農家の典型的のようないいまじで、私は  
本当にうらやましいなと思うといいでございま  
す。

題として、長年家族経営を行ってきた農家に対して集落営農を推進しても簡単に理解できるものではないと思われる。

また、米のような作物に対しては集落営農は可能かもしれないが、カンショウや水田ゴボウ、オクラなどの露地作物においては、集落営農による經營は、経営感覚にすぐれたり一ヶがない限りできないものと私は思つております。

以上、私は私なりに現状を直視しながら申し上げましたが、意に沿わない点がございましたら、冒頭申し上げましたように御理解をいただきますようお願い申し上げておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○福葉座長　末海さん、どうもありがとうございました。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終わりました。

をつくるにはどうするかとか、そついた意見がよくあります。やはり、リーダーをつくらないかねということですね。リーダーをつくるにはどうするか。リーダーが一人でつくったんじゃダメです。地域の皆さんがある人ならひとつお願いしよう、リーダーをある人にお願いしてみんなで協力しようと、いう体制がどれないと、いかに立派なリーダーができる私はずだめだと思うんです。一人の人間の力というのは微々たるものだと私は思うんです。集落の皆さんのがあってこそリーダーが育つ、こういうことでございますから、やはり地域の皆さんで、あの人にひとつお願いしようという、み

なんの協力を得てリーダーをつくる、そして、その人の言うことにみんなが協力する、こういった体制ができないと、どういう立派な学者であってもできぬと思うんです。

ですから、地域をよく把握したりーダーを皆さんがつくる、そしてそのリーダーに協力する、こういった体制ができないと、いかに立派なリーダーでも私はリーダーとは言えぬと思うんです。ですから、そのために、地域をよく知り尽くして、そういった方を皆さんでひとつお願いして、あの人のためにみんな協力しようという体制をつくる、これが集落営農の一一番最初の段階じゃないかなというふうに感じます。

私も集落営農、農事振興会といいますけれども、そういうた役員といいますか、そういったのに入つて二十六年です。そして会長が十六年です。もう地域のことはよく存じております。ですから、そういうことでひとつやろうということは取り組んだのです。

ですから、ほかの地域も、リーダーをつくるにはどうするか、どういうリーダーをつくるか。やはり、地域の皆さんのが協力して、ひとつAさんにお願いしようや、そしてAさんの言うことにみんなで協力しようという体制がとれないと、どういう立派な学者のリーダーであつても私はまとめることはできぬと思う。

ですから、そういう方をみんなでつくる、そして、つくつてみんなで協力する、こういった体制をつくることが一番大事じゃないかなというふうに感じます。

○笹森義幸君 農畜連携の苦労話というか、私の住む国富町というところは、本当にこの耕畜連携が非常にうまくいったというか、いけた地域だと思っております。

思い出せば、平成八年だったと思います。転作作物をいろいろ行政と模索しながら、いろいろな作物を国富町でも導入しました。この飼料用稻といふのは、たった五キロぐらいの種もみから、先ほど申しましたけれども、二百三十へクタール。

んなの協力を得てリーダーをつくる、そして、その人の言うことにみんなが協力する、こういった体制ができないと、どういう立派な学者であってもできぬと思うんです。

ですから、地域をよく把握したリーダーを皆さんがつくる、そしてそのリーダーに協力する、こういった体制ができないと、いかに立派なりーダーでも私はリーダーとは言えぬと思うんです。ですから、そのためには、地域をよく知り尽くして、そういった方を皆さんでひとつお願ひして、あとの人のためにみんな協力しようという体制をつくる、これが集落農業の一一番最初の段階ぢやないかなというふうに感じます。

私も集落農業、農事振興会といいますけれども、そういうた役員といいますか、そういうたのに入つて二十六年です。そして会長が十六年です。もう地域のことはよく存じております。ですから、そういうことでひとつやろうということでお私は取り組んだのです。

ですから、ほかの地域も、リーダーをつくるにはどうするか、どういうリーダーをつくるか。やはり、地域の皆さんのが協力して、ひとつAさんにお願いしようや、そしてAさんの言うことにみんなで協力しようという体制がとれないと、どういう立派な学者のリーダーであつても私はまとめるることはできぬと思う。

成功した大きな要因というのは、私は、やはり国富町が葉たばこの生産地帯であったというのを一番大きいと思つております。葉たばこというのは、大体三月に定植をしまして、七月いづらへらいで収穫をするんだけれども、その終わつた後には、今までは七月にまた田植えをして十一月に米を収穫されていました。というのは、米の収穫を目的とするんじゃなくて、来年度のたばこの連作障害を防ぐために、その土壤消毒を兼ねて米をつくつていらっしやつたんですね。

その当時、国富もいろいろな転作作物を導入しましたけれども、何かいいものがないかと。その後、飼料用稻というのができるまで、同じ米づくりということもあつて、農家が非常に取り組みやすかつたということもあります。その当時、葉たばこが大体、反當六十万円前後の収穫というか収入が得られていました。この転作奨励金という形で、今のもののその前のときには、十アール当たり七万三千円の転作奨励金が耕作者の方に行つていたと思っております。

たばこ農家さんは、たばこをつくり、その裏作

本当にここまでよく来られたな。一番最初、自分のところから、この種のみから始まりまして、次の年に約一町、それがどんどんどんどんふえて、いつて二百三十ヘクタールという形になりました。

成功した大きな要因というのは、私は、やはり国富町が葉たばこの生産地帯であつたというのを一番大きいと思つております。葉たばこというのは、大体二月に定植をしまして、七月いっぽいぐらいで収穫をするんですけども、その終わつた後に、今まで七月にまた田植えをして十一月に米を収穫されていました。というのは、米の収穫を目的とするんぢやなくて、来年度のたばこの連作障害を防ぐために、その土壤消毒を兼ねて米をつくつていらつしやつたんですね。

その当時、国富もいろいろな転作作物を導入しましたけれども、何かいいものがないかと。その後、飼料用稻というのができまして、同じ米づくりということもあって、農家が非常に取り組みやすかつたということもあります。その当時、葉たばこが大体、反当六十万円前後の収穫というか収入が得られていました。この転作奨励金という形で、今のもののその前のときは、十アール当たり七万三千円の転作奨励金が耕作者の方に行つていたと思つております。

たばこ農家さんは、たばこをつくり、その裏作に飼料用稻をつくることによって、また收入が得られる。私たちは、その飼料用稻を無償でいただくことによつて、堆肥を今度はたばこ農家さんの方に持つていく。ここが本当に耕畜連携のうまくいったところである。今、畜産を取り巻く状況も非常に厳しくなつておりますし、堆肥の野積みができなくなりました。私たちにとっての堆肥といふのは、ある意味お荷物なんですけれども、たばこ農家、園芸農家を持つことによつて、うちの農家を含めて、国富の畜産農家には全く堆肥の処理に困つていらつしやる農家はいません。ここらあたりが耕畜連携が非常にうまくいったところ。

ただ、一番の苦労話としては、最初にこの転作

が進んだときには、農家というのは日当たりの悪いところに結局転作をするんですね。都合のいいところには米をつくるんです。私たちが収穫に行くと、機械が入らない、人が歩いてもすぶすぶと入ってしまう。それで、畜産農家、水田農家、代表者三名の方に出ていただきて、そこらあたりを話し合いの中で協議していただきました。私たちは、話し合いの中で協議していただきました。

成功した大きな要因というのは、行政、JA、農家がそれぞれ同じ気持ち、同じ思いを持つて取り組んできたことがやはり一番大きい。自負するわけじゃありませんけれども、私たちの地域は、行政、JA、農家が一緒に農業をやっているという観点では、本当に先進的なことをやっている地域だと思っております。

○岡本芳(委員) ありがとうございます。  
それから、綾町さんは、これは数字だけ見ても本当にすばらしいと思うんですね。認定農業者がお答えになるかわかりませんけれども、大体それがぐらいのところです。よろしくお願ひいたします。

○岡本芳(委員) ありがとうございます。  
それから、綾町さんは、これは数字だけ見ても本当にすばらしいと思うんですね。認定農業者が五九・三%、六〇%あるわけです。こんなのはちょっと普通ではないんじゃないかなという気がするんですが、どうしてこんなにうまくいったのか、その点も教えていただきたいと思います。  
また、本当に皆さん、進めていかなきゃこれはどうしようもないわけでございまして、後継者をつくつていかななければ日本農業はつぶれてしまします。そういう点で、これから末海さんは指導者としてどういうふうなことをやつていこうと思つてているのか、意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。  
それから、大浦さんに、圃場整備を今取り組んでおられるそうでございますが、これも取り組みがかなり遅い方であるというふうに感じております。今、全国六〇%ほどでき上がつております。

その中で、こういう大きな集落農はできるおるのに、まだ圃場整備はできない、ということは、何か理由があったのか。そして、その負担金をどういうふうにして持っているのか、その点もお教えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○前田穣君 大変光栄に存じております。  
私たちの町は、七千六百の小さな町ではあるんですが、国、県の御理解、御指導をいただきながら、おかげさまで、現在のところ一行政区一農協という形の中で取り組ませていただいておるところでございます。そういう形の中では、行政、JAさらには生産者、それこそ三位一体の中で、有機農業の推進に町ぐるみで取り組んでおる、こういう実態の中で、農家との意思疎通というのが十二分に図られておる。

こういう面で、認定農家の関係についても、積極的に推進をいたしましたとそれなりの対応をいたただけるということで、この認定農家の皆さん方が、これから地域農業、特に集落農体制を確立するためには、先ほどそれぞれの陳述の中にございましたように、こういう農家の皆さん方を地域のリーダーとして、しっかりとその核となるべき存在に育てていかなきゃならない、このように私も思つておりますから、行政的な立場からいたしましても、認定農家の経営指導あるいはまた技術指導等々を三位一体という形の中で、JAと我々行政さらには生産者と一緒になつた中で、そういう方向づけをいたしておる、こういうことでござります。

うちの場合は、全体の町ぐるみの中でそういう体制がとれておるという面で、経営指導から技術指導、そういう面を含めた中で、生産から販売一貫した中での成果を上げるべく有機農業の取り組みをいたしておりまして、青空市場があり、直売所があり、また生協との取引、外食産業との取引、もちろん市場流通の取引、そういう多面的な流通体制の中で農家の経営安定、こういう方向づけを今一生懸命推進いたしております。

そういう取り組みの中で、おかげさまでこれだけの実績を現在上げておるということで、特にJA S認定等についても、先ほども紹介いたしましたとおりに、一番最初に農水省からおかげさまで認定機関としての認定の登録もいたしました。このようになりますから、さらに安全、安心を追求しながら消費者の皆さん方が求めるものを精いっぱい生産していくこう、こういう思いの中で生産農家と取り組んでおるところにこういう実態ができ上がった、このようにありがたく思つております。

○末海重俊君 大変難しい質問でございます。  
私の地域を申し上げますが、集落農の座談会がございましたけれども、全く不可能と思つております。  
串間市は六カ町村の合併でございますが、私は、市木村でございましたが、市木地区でござります。その地域で認定農業者はたつた一人しかおりません。耕地面積は百五十町でござりますけれども、実面積は百三十町でございます。集落が十

六ござりますけれども、たつた一人しかいない。私たちの集落で集まりがありましたが、三集落集まつても二十町の規模になりません。だから、全體をまとめなければならぬということになりますと相当な時間が必要だ。

それからもう一つは、大正末期の基盤整備でございますから、六アールから八アールが一番大きい田んぼでござりますので、認定農業者の一人の方に四町以上やつてくれませんかといつたって、六十枚も八十枚も田んぼを預けるということになります。その人は一人しかおりません。だから、そういうことを考えますと、おっしゃるように、法律は十九年の四月一日となつておりますから、行政も一生懸命になつておりますけれども、なかなかこの期間内には難しいのではないかと思つております。

○大浦義孝君 圃場整備について申し上げたいと思います。

私の今の圃場整備、五十分ヘクタールやつております。ここは二十三年前に総合整備を入れたんであります。その総合整備の負担金がまだ少し残つております。しかももう一つは、十八年度が準備期間とい

ます。総合整備は農道と用排水、これを整備したんです。非常にお金をかけてやつたんですけれども、私は、今の農業には沿わないということで、法人を立ち上げて、これから集落営農で対応するには今の圃場じやだめですということを県に申し上げました。そして、平成十五年に申請をして、十六年に採択になった。十七年に面工事が始まります。非常なスピード。これはなぜか。やはり一つの法人を立ち上げたということが、一番大きな要因であろうというふうに思います。

ですから、これで今、省力化をしない、コストを下げるにはどうするか。大きい圃場じやできません、コストを下げるることはできないんです。コストを下げるにはどうするか。大きい圃場をつくる、そして大きい機械を入れる、個人では機械を入れない、そういうことでやろうということで今の圃場整備をお願いしたんです。その隣でも平成八年に面工事が終わっておりました。

それから、今行つておりますが、負担金はどうするかということになります。負担金は、非農用地を設定します。今度の非農用地がちょうど三ヘクタールです。非農用地を設定して、市に売却、その売却金で負担金に充てる、負担金はゼロです。これから圃場整備をするのに一番問題になるのは負担金です。一代では終わりません。二十五年ぐらいいの償還、三年据え置きの二十五年となると三十年かかります。ですから、一人で終わりません。負担金が子供の時代まで続きます。そういう圃場整備じやだめだ。ですから、土地を少しづつ提供して非農用地をつくって、それを売却して、それで負担金に充てる、こういった体制をとるうといふことで、負担金はゼロということにしております。

ですから、先ほど申し上げましたように、これらの農業はどうしても、コストを下げる、そして大きな機械を入れる、そして協業化する、こういった道しかないと私は思います。これをやらな

いとこれらの農業は守れぬ、地域の農地は守れぬというふうに今訴えております。ですから、近づく方向に進みます。

以上です。

○岡本(芳)委員 大変貴重な意見、ありがとうございます。

終わります。

○山田委員 次に、山田正彦君。

○山田委員 民主党の山田正彦です。

引き続き大浦さんにお聞きしたいのですが、立派に農業生産法人と集落営農をつくられて頑張つておられます。先ほどから感銘して聞いておりましたが、十六年からつくつて、実際 法人として黒字でしょうか、赤字でしょうか、まずそれだけ答えていただければいいのですが。

○大浦義孝君 十六年に立ち上げて、ことしで二年目の総会が終わつたところです。毎年全員を集めて総会をします。大体十二月が決算です。申告、税理面がありますので今まで三月にしておつたのですけれども、法人になつて、十二月が決算、総会を二月ということにして、ことしも、今総会が終わつたところです。

おかげをもちまして、法人税その他が四百万ぐらいです。やはり余剰金を出さないと今後の運営に困る、余剰金を出すには税金をしなきやならぬ、そういうことになりますので、税金はするもののはする、そして補助金はもらうものはもらう、こういう形です。ですから、私は、運営そのものは順調というふうに思つております。

○山田委員 御立派にやつておられて本当に感服いたしました。

もう一つ大浦さんにお聞きしたいのですが、行政断的直接支払い、どれくらい入つてくるか。行政度の扱い手対策で、集落として、いわゆる品目横断的直接支払い、どれくらい予定しておられるでしょうか。

○大浦義孝君 平成十九年度、これからどういうふうになつてくるのか、非常に私は心配をしております。でも、法人を立ち上げておりますから安

心はしております。國の方針に従つて私はやつておるというふうに思つております。

資料を私もらつたのですが、民主党の意見では、今までのような、ばらまきと言ふといかぬけれども、そいつた方向でやつていらっしゃると

いうのが載つております。自民党的方が、今までの政策大綱というふうに載つておりますが、今までの方向でやつていらっしゃると

いうのが載つております。自民党的方が、今までの方向でやつていらっしゃると

いうふうに思つております。

○山田委員 加工用のパレイシヨに力を入れていますから、今取り巻く環境はそう簡単ではありませんで、本当にしつかりやつていただきたいと思います。

輸入の食品が相変わらずどんどん入つてきてますから、今取り巻く環境はそう簡単ではありませんで、本当にしつかりやつていただきたいと思います。

赤字負担も一体だれが負担してどうなつていくのか、そこまで考えて集落営農は取り組んでいただかなければ、これから大変なことになるんじやな

いかと思います。

前田さんにお聞きしたいんですが、品目横断的

担い手対策という直接支払いについて、直接支払

いは我々民主党が言い始め、当初は政府も自民党も反対しておられたんですが、今ようやくこう

いう直接支払いを導入することになつて、多くの農民の方々が期待しておつたわけです。

ところが、綾町の場合に、実際に品目横断的直

接支払いを受けられるのは4%しかないんですね、しかも四ヘクタールという制限。これについ

てはどう思われますか。

○前田穣君 先ほどちょっとと申し上げましたよ

うに、今回の担い手新法においては、いろいろな重い悩みがありますことも事実でございます。品目

横断的経営安定対策の対象品目というものが、今先

生おつしやいますように、県においても七・八

%、綾町においても四%という実態の中になります。

ただ、我々は、現在まで、これを水田営農対策として、転作あるいは生産調整等々に積極的に取

り組みながら、一方ではこれから専業農家、主業農家の育成等々を考えますときに、どうしても

宮崎県の気象条件なり地形条件等を考えますと、

先ほども申し上げましたように、施設型農業と土地利用型農業をどう営農形態の中に組み合わせて、いくかということが必要になつてまいりまして、現在ではこのような割合になつてきました、こういうことでござります。

そういうことで、先ほど陳述でも申し上げましたように、品目横断的な経営安定対策の品目とはまた別に、品目別政策の対象となる野菜や畜産、こういうものの充実強化を今後の担い手対策として

たい。今度の品目横断的経営安定策などでそういう方向を見出させていただいたというのは、本当に一步、二歩前進だということで、大変期待をいたしておりますところでもござります。

○山田委員 今申し上げましたように、いわゆるデカップリング、所得補償、アメリカで言う不足払い、日本で、我々が提案したところの直接支払いい、これを見れば一兆円の規模でやろうと考えて

でせひ強化をしていただきますと、現在でもそれがそれ品目ごとに取り組んでいただいているわけですが、ございましょうが、先生おっしゃいますように、農家の皆さん方の経営安定ということを考えますと、気象条件その他、外国の輸入というものがどんどん拡大されていく、自由化になつていくといふ実態から考えますと、どうしてもやはり、デカッブリングという言葉がございましたように、所得補償制度的なものをぜひある面では一歩も一步も前進をいただけると本当にありがたい。そういうなりますと、農家の皆さん方もそれなりの

生産性を上げるための努力が報われていくんだ、  
公益的機能を有しておる一次産業というものが安定期化していくままで、国内自給率を高めることにつながっていきますよ、こういうことで私たちには、品目別政策の対象となる品目を、宮崎県の場合は特に施設園芸農家のキュウリ、ピーマントとかあるいは肉用牛とか、そういうもの等の政策の充実を図つていただけだと本当に水田営農というものが確立できるんだ。

こういう面で、我々は、先駆的にと言うと僭越ではございますけれども、宮崎県として、またそれぞれの市町村としては、水田転作というものを積極的に展開して、結果として現在このようなパークステーションになつた、こういうことでもござりますから、今後のお願いというのは、品目政策というものをぜひ充実強化していただけたらということ、そして、先生おっしゃいますように、どうしてもやはり所得補償制度、デカツプリング等、いうものを今後視野に入れていただけるとありが

なんかが、将来の集落営農 法人化に向けて、そういうリーダーの人たちが、やはり担い手対策としては、そういう皆さん方の経営安定がないことに、は担い手になり得ない、あるいはまた集落営農の核となる法人化のリーダーにはなり得ない。私ど

もとしては、そういう面でのデカツプリングというのを重点的、集中的にやつていただくことも一つの方策かな、こういう思いがいたしております。

しかし 地域農業としては、どうしても兼業農家等々も含んだ中での取り組みという面を考えたときには、集落営農、法人化に向けた、そういうステップアップする形の中で体制的には必要だということであります。全体的にいうことになるとなかなか扱い手が育ちませんから、集中化、重点化という形での扱い手対策という面でのデカツプリングという方向が、私としては、核となる扱い手をつくるという面ではやはり必要ではないかなという思いも、見解としては持つておるところでございます。

○山田委員 よくわかりました。  
私ども民主党としては、担い手をいわゆる四町歩以上とか認定農家に絞らないで、いわゆる販売農家、農産物を計画的に生産する販売農家すべてに直接支払いをして、その中から、構造改革というか、農地を集約している農家とか品質のいい農家、規模加算、品質加算、環境加算というのを考えておりますが、そういうた門戸を先に広く広げて、本当に意欲のある、農業で食べたいとい

方々に広く機会を与えることが大事だ、そう考えている法案を今対案として出しているわけです。いずれにしても、今回、いろいろな問題点はござります。末海さんにも、先ほどのお話をと、現場は大変混乱している、そういうふうに集落営農をお見受けいたしました。

一つ、笛森さんにお聞きしたいのです。

私ども、食料自給率は大変大事で、これをどうやつていつたらいいかということに大変苦心慘憺としておったわけですが、畜産物において粗飼料

を一〇〇%の自給率でできると、私もかつて「畜産」をやっておりましたが、本当にこのお話を聞いてびっくりしたんです。

笠森さん、本当に畜産の自給率を上げるとしたら、粗飼料の自給、これをどこまで達成できるか

にかかるてくるかと思うのです。それについて、耕畜連携というお話を聞きましたが、それを本当に広げて何とか自給率を八〇%なり九〇%なりにするとしたら、日本の畜産をどうしたらいいか、御意見ございまへど、ござまへど、

○ 笹森義幸君 粗飼料の自給ということですが、自給ができるかできないか、これは農家の個々の考え方だと私は思うんですね。できるかできないかじやなくて、するかしないか。結局、自分が畜産をやっている観点で、粗飼料自給という観点からいくと、繁殖牛二十頭以下の農家にはよく言うんですね、二十頭以下の農家は、かまと草刈り機があればいい、ほかの大型機械は要らないんですねと。

というものは、今、農家も、規模拡大と、勤めに

行きながらの兼業農家とに二極化しております。規模が大きくなればなるほど、あぜ草、畣ですね、そこらあたりの野草並びに河川敷の堤防の草とか、利用できる粗飼料はいっぱいあります。さつき話したように、稻わらのすき込みとかそういうのを無償でいただければ、私は、二十頭以下の農家は本当に粗飼料一〇〇%自給は可能だと思っております。ただ、本当にやるかやらないか。

今宮崎を含めて建設業界なんかで、やはり公共事業の削減によって仕事がない時期がよくあるという話を聞きます。そうしたときに、先ほど言いましたように、農家が農家の粗飼料を自給するというのは、収穫作業がどうしても一緒になるんですね。国富でも、この二百三十ヘクタールの飼料用稻を収穫するに当たっては、私たち畜産農家は自分が契約している耕種農家の刈り取りで手いつぱいです。でも、それをかわりに刈り取ってくれるのはたばこ後継者です。たばこをつくつてい

らっしゃる後継者の方が農協の受託組織をつくつて、その機械で収穫をしてくれています。だから、私たちが直接そこの耕種農家の刈り取りに行くことはありません。農協が契約をしている農家の面積が約二十から三十ヘクタールぐらいありますけれども、これはその受託組織が刈り取りをやつてくれています。

だから、農家がそういう形で収穫をするのじゃなくて、第三者のそういう形で組合建設業界でもいい

でしょうし、そういう方が収穫作業をして、それをキロ幾らで畜産農家が買うのもいいでしょう。それに、やはり国県あたりが助成金という形で、キロ一円でもいいです二円でもいいです、そういう形で自給をしてくれた農家に対して助成をしていく、そういう形にしていけば、おのずと粗飼料の自給も五〇%から六〇%、七〇%になつていくと私は思います。

やはり大型の企業化というのは、本当に自分たちが、口蹄疫、こういった病気を防ぎたいと思っておつても、百軒ある農家のなかで九十九名の方が外それを守つて自給にこだわる、でも一軒の方が外國から粗飼料を入れてそこから病気が発生する。ということは、あの九十九名の方も同じ迷惑をこうむるという観点で、非常に私は大事だと思っていますので、いろいろまた、先生方もどしどしこださればありがたいと思います。

○山田委員 私の時間も来てしました。

末海さんに新規農業者の農地参入について最後にお聞きしたかったんですが、どうやら私の持つ時間が終わったようで、終わらせていただきまきました。

○西委員 公明党の西博義でございます。

○稻葉座長 次に、西博義君。

れば、本当に現実の問題で大変御苦労されているという、私たちにとって本当に参考にさせていたい内容でございました。

早速何点か御質問申し上げたいんですが、実は先ほど末海さんからお話をあつた件でございますが、今回の、特に集落営農等の関係で、ぜひともJAだけではなくて行政がお手伝いをしていただくことが肝要ではないかというお話をありました。

たまたま前田町長さんにおいでいただきておりますので、もう既に先進的な取り組みをされていらっしゃるんですが、そんな中で、行政としての今回のこの政策に対する役割といいますか、そのことについて、まず初めにお聞きをしたいと思います。

○前田穰君 今回の新法に基づきます取り組みといたしまして、先ほどもちょっと陳述の中で申し上げましたように、重点化、集中化という面では、やはり、現状の方向を考えますときには、これは大転換として、我々としては非常にあります。ただ、行政の役割としてどのよな面での責任を果たしていくのかということですが、私たちは、当面は、認定農家の皆さん方、リーダーをどう育てるかという面で、集落営農の核となる人材をどう育成するかということが一番のポイントではないかと思います。

そういう面で、私たち、認定農家群をどんどんつくり上げていきながら、集中的に認定農家の皆さんの方の育成強化をまず図ろう、そういう方々が経営の確立を目指すことによって、法人化を開拓しながら集落営農の担い手としての役割を果たせるような方向づけを、農協と我々行政と生産者との、今度、認定協議会という組織もつくりましたので、そこ辺を重点的、集中的に育成指導といふことをまずはつくり上げないことには、この新たな

くためには、そのことの役割を行政がどう強力に推進するかというものが行政としての大きな役割ではないか、こういう立場で今後努力をしたい、このように思つております。

それで、補完的には、申し上げますならば、そういう農家の皆さん方が本当に一生懸命やつて、結果として努力が報われるようなデカップリング方式というものをまた検討いただけるとありがたいな、これが希望的なお願いでございます。

そういう方向の中で、行政としてはそういう面での役割を果たしながら、やはり販売、流通をどう強化するか、せつかくいいものをつくつても、その安定的な供給体制がそれないといけませんので、綾町の場合は安全、安心というのをキーで、幅広く、直接外食産業と展開したり、あるいは大転換として、我々としては非常にあります。ただ、行政の役割としてどのよな面での責任を果たしていくのかということですが、私はまた生協と取引をしたり、あるいは市場流通も当然やつたり、消費者と直接取引をする、そういう多面的な流通の中で担い手というのをまずは育成し、認定農家を確立して、そういう人を集落で、今、目標を持つて取り組んでおるところでございます。

○西委員 どうもありがとうございました。

先ほど大浦さんからもお話をあつたと思うのですが、流通それから価格の安定、先ほど契約農家に対する維持というのが一つの大きな共通の課題であろうというふうにお受けいたしました。

それで、今の町長さんのお話は、まず、一人一人の認定農家を中心とした、確立した農家を育成し、そこを核にして、将来は集落営農も可能な力をつけていくという立場からこれから取り組んでいきたいという御趣旨のようございました。今、認定農業者が百二十五人という大変多くの農業の展開ができると、自然に担い手というの

は生まれてくる。

ですから、よく言われますように、現在でも、経営的な確立がなされておる農家には担い手が育つておるということも事実でございます。そういう農家の皆さん方をまずは確立する。魅力ある農業の展開ができると、自然に担い手というの

は生まれてくる。

そこで、今の町長さんのお話は、まず、一人一人の認定農家を中心とした、確立した農家を育成し、そこを核にして、将来は集落営農も可能な力をつけていくという立場からこれから取り組んでいきたいという御趣旨のようございました。今、認定農業者が百二十五人という大変多くの農業の展開ができると、自然に担い手を、ある面ではIターンで入つてくる。そういう面での取り組みをいたしておりますし、

農地保有合理化事業の研修等事業というのがござりますが、そういうものでIターンで入ってくる皆さん方を受け入れて、一年間、二年間研修をし、いただいて独立をしてもらつて若者の後継者を育てていく、こういう取り組みも今ようやく実績が上がりつつございます。そういう形の中での後継者を育成していく。

まずは、現在の農家の皆さん方の後継者をどう確保していくか。それは、農家の皆さん方の経営安定という方策が確立できれば自然に出てきますし、もう一つは、魅力ある産地になりますとよそからIターンで入ってくる皆さん方もございます。そういう皆さん方の中での後継者対策というものを積極的にアピールしていく、こういう形の中で、現在、我々としては、そういう若者の後継者育成というものを図っております。

特に、宮崎県はSAP運動ということがありまして、農業繁栄のための学修ということでSAP組織というのがあるんですが、若者がそういうSAPの、将来の担い手、後継者として、今活動をやっています。そういう皆さん方が今綾町は徐々にふえてくる、こういう実態もございますので、そういう皆さん方が魅力ある農業ができる方向での支援体制を、地方自治の攻めの農政という形の中で積極的に支援して、確立を図つて後継者育成したい、こういう方向で取り組んでおるところをございます。

#### ○西委員 ありがとうございます。

若者は、本当に活気のあるところは、産業いかんにかかわらずやはり集まつてくるものだと私自身も確信しておりますので、また頑張つていただきたいと思います。

若者ということで、先ほど笹森さんにも、大変積極的な、十九歳から本当にリーダーとして長く御活躍いただき内容についてお話を伺いました。

特に、日本の国内の自給率が四〇%である、我々の生活に、生きいくのに最も大切な食料の多くを外国に依存している、ゆえに、この農業と

いいものに対して積極的な保護を、保護といつていいのかどうかは別にして、保護をしていくのは当然のことであるという力強いお話をあります。私は、全くそのとおりだというふうに育つております。

実は、私は和歌山県の出身でして、宮崎の農業収入の比率を見ますと、米、麦、大豆が少なくて、野菜、果実、私どものところは果樹が大変多いんですが、そのかわり畜産が少ない、こんな構成になっておりまして、米、麦の比率は大変少ないという面では共通しております。野菜、果樹それから花、そういうものを主につくっているところでございますが、多分、中山間地が多いという面でもよく似ているところじゃないかなと思っております。

数年前から、緑の雇用事業といって、山林の労働をしていただく方にたくさん来ていただいている人がいらっしゃいました。それでは、お正月になります。たまたま私が山に入つて伺いますと、どちらも、昼夜、営業で走り回つていましたけれども、山に来て、本当に、家族仲よく、気候のいいところで生き生きと頑張つている姿を目の当たりにいたしました。

やはり、多くの青年の中には、農業で頑張つてみようという方が実際にたくさんいらっしゃると思うんです。ところが、なかなかそういうところにはアプローチできないという側面がございまして、その辺のところにどういう障害があるんだろうかなということが私はずっと気に思っています。

若者にとって、先ほど笹森さんにも、大変積極的な、十九歳から本当にリーダーとして長く御活躍いただき内容についてお話を伺いましたが、和歌山の方にも畜産の関係で二年ほど前に講演に行かせていただいております。本当に、おしゃつたようになつておりますが、若者の代表の笹森さん、何かお考えがございましたら、畜産だけにかかわらず、農業という側面から御意見がございましたら、お願いをしたいと思います。

#### ○笹森義幸君 和歌山県御出身ということです

る町と非常に似ている。畜産をこれからやつてから、決しておやじの敷いてくれたレールに乗つたわけではありません。私は、おやじから譲り受けた牛は二頭です。それから、資金を借り入れて、十九歳のときに四頭の牛を買って、六頭からスタートしました。今はこういった数にして、平成十年に本当に大きな賞もいただきました。やはり私は、自分で自分を褒めるわけではありませんけれども、本当に努力をして、ある意味牛で成功したなと思っています。

自分がこういった立場になつて、今一番大事にしたいと思つているのは、二十四年ですけれども、約二十年苦労してこの経営を築いた、私はこれを、隠すんじゃないなくて、知りたいという方にどんどん教えていきたい。何でもそうなんですけれども、特に牛の肥育農家に行くと、やはり飼養管理ですね、えさとかそういうことは秘伝みたいなのがあって、やはりよく隠されるんですね。でも、私は常にオープンです。だから今、毎年、農業大学校の研修生を必ずつむには受け入れます。ただ条件があります。ただし条件があります。将来絶対農業をやること、それと、やはり牛が好きなこと。だから、自分が二十年かかることを、おまえの気持ち次第で十年でもできる

年、おまえの考えでは五年でもできると。

畜産といつても本当にいろいろなやり方があるて、自分がいろいろなこういった会議に出されたときによく質問されます、もうかつていらつしやいますか。もうかつていらつしやいます、やはりそういうことと言えるような農業者にならないといけないと思つております。

今、自分ももう四十過ぎて、後継者、残念ながら長男坊を交通事故で三年ほど前に亡くしておりました。ただ、次男と三男をどのように、この同じいところで、ただ、地域的に自分たちが住んでい

方を今一生懸命考へております。スポーツをさせながら、親子の触れ合い、家の手伝いもさせながら、きのうたまたま家庭訪問だったんですけども、三男坊が、僕はお父さんと一緒に牛をやりたかったわけではありません。私は、おやじから譲り受けた牛は二頭です。それから、資金を借り入れて、十九歳のときに四頭の牛を買って、六頭からスタートしました。今はこういった数にして、平成十年に本当に大きな賞もいただきました。やはり私は、自分で自分を褒めるわけではありませんけれども、本当に努力をして、ある意味牛で成功したなと思っています。

自分がこういった立場になつて、今一番大事にしたいと思つているのは、二十四年ですけれども、約二十年苦労してこの経営を築いた、私はこれを、隠すんじゃないなくて、知りたいという方にどんどん教えていきたい。何でもそうなんですけれども、特に牛の肥育農家に行くと、やはり飼養管理ですね、えさとかそういうことは秘伝みたいなのがあって、やはりよく隠されるんですね。でも、私は常にオープンです。だから今、毎年、農業大学校の研修生を必ずつむには受け入れます。ただ条件があります。ただし条件があります。将来絶対農業をやること、それと、やはり牛が好きなこと。だから、自分が二十年かかることを、おまえの気持ち次第で十年でもできる年、おまえの考えでは五年でもできると。

畜産といつても本当にいろいろなやり方があるて、自分がいろいろなこういった会議に出されたときによく質問されます、もうかつていらつしやいますか。もうかつていらつしやいます、やはりそういうことと言えるような農業者にならないといけないと思つております。

今、自分ももう四十過ぎて、後継者、残念ながら長男坊を交通事故で三年ほど前に亡くしておりました。ただ、次男と三男をどのように、この同じいところで、ただ、地域的に自分たちが住んでい

ゆるリーダーというか、そういう立場の人人がずっといらっしゃったがゆえにこういうことができたんじゃないかなというふうに興味深く聞かせていただきました。

多分、法人化する前は優秀な専業農家の皆さんもいらっしゃったと思いますが、一方では兼業でやつていらっしゃった方も結構いらっしゃるんじゃないかなというふうにお見受けしております。そもそも法人化する前はどういう構成割合でおられたのかということと、それから、法人化することによって、兼業の皆さんとの仕事の役割といいますか、どういうふうな形でこの法人の中に練り込まれていらっしゃるのか、この二点について最後にお聞きをしたいと思います。

○大浦義孝君 どこともそう簡単にいくものではない。苦労はつきものです。でも、それをいかに乗越えるかということが一番大事なことであろうというふうに思います。

私のところは、私は平成二年に農事振興会という形の中で会長を引き受け、平成三年に、農事振興会ではなくて営農改善組合というのに、私が会長になつたと同時に変えました。これは、受託を専門にやろう、大きな機械は個人で買うんではなくて、組合で保有して、今後受託作業をやろうということで、営農改善組合というのをつくったんです。それから機械の導入をどんどん進めてきて、今の法人になつたのはその継続です。

ですから、別にそう心配もしていなかつたし、作業体系そのものは営農改善組合が今度法人に変わつた。法人になりますと、今の組合員が構成員になりますよということが変わることで、そして出資金が伴いますよということでスタートをしたところです。

やはりこれからは、個人で対応するんじなくて、みんなで働いてみんなで収益を分散しようということで今やつております。ですから、私のところは、朝、作業員が来ればタイムカードを打つて、そして作業をする、そして毎月十日の日が給

料日ということで、毎月給料を支払つております。ですから、年をとつて自分で余剰金を提供して、みんなで作業して、そして余剰金はみんなで配当、分けようということで今取り組んでおるところです。

ですから、今まで一年目ですから、まだこれから、今まだ二年目ですから、まだこれから、我还是、立ち上げることよりも継続はなお厳しいですよということをいつも申し上げております。ですから、そういう体制で取り組む。どうしてもこれからは、法人化を進めていかないと農地は守れぬと私は思つてます。だから、ほかの農地は守れぬでも、太郎坊の農地は守りますよとということを今言つておる、後継者を育てながら。

私も後継者はちゃんとおります。農協に勤務しておつたんですけども、農協をやめて、父ちゃんが後をやろうかということを申しました。農業というは、やれと言つたんじゃダメです、本人がやろうという意欲がないとできるものじゃないと思うんですよ。ですから、それにはやはり親がしっかりと、親の背中を見て育つ子供でないといふふうに思います。ですから、農業をするには、農業でつくるものを好きになれ、好きなものをつくつてそれが金になればそれが人生では一番いい、そういうふうに申し上げております。

ですから、農業は苦しいとかなんとかいいますけれども、こういうときがチャンスだと思うんですよ。農業をやるのはこれがチャンスだと。ですから、そういうように申し上げてやつております。農業のすばらしさだったんだろうと思いまして、高く評価をされしかるべきだらうと思います。たしか平成の初めだったたと思いますけれども、露地野菜に価格補償基金制度ですか、おつくりになつたと伺つておりますし、ちょうど私はその後一遍伺つて、かなりの基金が積み立てておられるというふうに伺つた記憶があります。所得補償という考え方方に立ちますと、非常に先進的な政策をとつておられたのかなというふうに思うわけだと思いますが、そこが今どういうふうになつていいかと思います。

○西委員 済みません、末陳述人には、時間がなくてまことに申しあげございません。たくさん聞きたいためがあつたんですねが、これで終わらせたいと思います。

○前田穣君 まず、三位一体改革の関係から農政への影響はどうかということの御質問をいただきまして、また、綾町に過分なお言葉をいただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

○稻葉座長 次に、森山裕君。

○森山(裕)委員 私は今、無所属おります森山でございます。選挙区は鹿児島五区でございます。解散までは自民党的畜・酪小委員長を務めておりましたが、郵政民営化反対だったものですから、今は無所属でございます。

きょうは、四名の陳述人の方々から貴重な御意見をお聞かせいただいて、本当にありがたいことだつたと思っております。

まず、前田町長さん、県の町村会会長のお立場もありますので、ちょっと伺つてみたいと思います。

三位一体の改革が進められております。交付税改革がどうなつっていくのか、私も地方議会に身を置いておりましたから大変気になるところであります。農業政策を進めていかれる上で、三位一体の改革がそれぞれの市町村の現場にどういう影響を与えているのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、綾町は私も何回かお邪魔をさせていただいて、いろいろなところを見させていただきたいと思います。やはり、農業振興と食の安全運動といふものを一体的に進めてこられたところが綾の農業のすばらしさだったんだろうと思いまして、高く評価をされしかるべきだらうと思います。

ただ、地方交付税の見直しにおいては、本當の意味での地域農業、あるいは地域の、やはり全国津々浦々まで国土の均衡ある発展のために欠かせない財源であるということをぜひ御理解をいただきたい。

このことが際限なく削減されていくならば、恐らく都道府県も市町村も立ち行かないだろう。しかし、我々は決してそのことにすべてを依存するつもりはございませんので、それなりの、行財政改革については最大の努力を、今も血のにじみ出るような取り組みをいたしております。

そういうことで、農政についてどう影響が出るのかということでありますが、私たちは、もう農業が地域の基幹産業でありますから、これはどうしても重点的、集中的な予算配分というのを展開していかない限り、社会資本というものを、インフラの整備というのを、ある面では道路とかそういうものをある程度おいておいても、これには集中的にやらざるを得ないということで、今まで綾町の先人の皆さんが町ぐるみで有機農業というのに、毎年ずっと一億円くらいは予算的に確保してまいりました。これは有機農業の推進

だけに、綾町が、現在の予算規模では約四十億、高度経済成長時代には五十億でございましたけれども、これは農政全体の予算規模ではございませんが、ただ、その中で、有機農業だけには必ず一億円という予算を絶対的に集中的に実はつけて現在に至つておる。

そういう中で、一方ではデカップリングということを先ほど山田先生にもお願いしましたし、西先生にもお願いいたしましたが、綾町は価格補償制度というのを先駆けてやつていこう、有機農業を進めるためには、どうしてもその時は、まだまだ実は安全、安心ということを先駆けますと、農薬をかけない、あるいは除草剤を使わない、化学肥料を使わないとなると、商品価値的なものからすると、非常に市場流通には乗つからない面もございまして、農家の皆さん方にそのことを推進しましても、なかなか生産性の上がらぬものには取り組んでくれない。だから、行政と農協とタイアップしながら、やはりある程度の価格補償という制度をぎりぎりのところでつくろうじやないかと。

しかし、これは自治体だけではできませんので、農協と我々行政、そして生産者も基金造成をいたしまして、この割合は、現在の価格補償制度から端的に申し上げますが、現在では、五〇%行政でやらいだしますと、時間の都合がございますから端的に申し上げますが、現在では、五〇%行政でやります、あの二五、二五、四分の一、四分の一は農協と生産者で基金造成をやっていただく。そして、時給七百円というものをもとにした中での補償基準価格というのを実は設定いたしておるわけでございまして、そういう形の中で、耕種部門と畜産部門と分けた中での価格補償制度というものを確立いたしております。

ですから、例えばことしはキュウリが価格的には、単価的には非常によかったんですねけれども、生産量が上がらなかつた。そういうときには、この価格補償制度は発動できないわけです。しかししながら、一方では、所得といふ面からすると、実は幾ら価格が上がつても生産量が少ないのです

から上がつていません。だから、そのところを埋め合わせないと真のデカップリングにならないというのがまだ、うちの状況でも、財源がそれこそ限なくあれば別れども、今のところは価格補償制度といふ形になつてある。

ただきながら、今私どもの価格補償は国の補償制度にげたを履かせるという制度でございまして、もちろん単独のものもございますが、そういう形の中での価格補償制度ということで、基金的にはまだ一億円以上の基金が残つておるということです、それを一応運用上今やつておるということをございます。町としては、ことしは一千万とりあげず基金造成費として組んでおるわけであります

が、価格が不安定になればなるほど発動額が多くなるものですから、もうどんどんとの基金が厳しいさを増してきますが、重点的にこの価格補償制度だけは維持したい、こういうことで今、農政の中では取り組んでおる。

そういう方向の中で、有機農業というのになんて農家が安心して一生懸命生産に打ち込める、生産がないとその流通に乗つかれないということをいうものをつくり上げた。

こういうことで、おかげさまで、生産が安定しますと販路というのがどんどん拡充できるというところで、先ほどから繰り返し申し上げますように、今は多面的な流通で、どこでも販売、流通の体制がとれておるということで、生産が安定しているおかげだ、このように思つておるわけでございます。

ちよつと長くなりましたが、以上のような取り組みをいたしておるところでございます。

○森山(裕)委員 大変貴重な御意見をお聞かせいただいて、ありがとうございました。

笹森さんに伺いたいと思います。  
粗飼料の一〇〇%の自給を目指して本当に御努力をいただいて、敬意を表します。

国富町というところが葉たばこの大変な生産地であつたということと、飼料用稻がうまく組み合わされたというところが一番大きかつたのではないかなどいうふうに私は見ていくわけであります。

笹森さん、もし葉たばこが減産を続けていかなければ崩れますか、どうですか。

もう一つは、一貫經營をやつておられるわけでありますけれども、一貫經營をなさつておられる一番主な理由は何なのか。繁殖を頑張りたいんだけれども、どうも肉質の情報が戻つてこないので

葉たばこ農家さんが少なくなつていけば、粗飼料の確保という観点からは若干影響が出るかもしれません。

ただ、自分としては飼料用稻ばかりに頼つてい

るわけではありませんし、この宮崎は、米も、早期水稻、普通期水稻、たばこプラス水稻といって、三回米つくりがあります。

ここは気候も温暖なせいもありまして、今ちょうどイタリアンライグラスという飼料があるんですけど、五月に一回刈り取りをして、それからもう一回追肥をやりまして、六月にもう一回刈り取りをします。その後にもう一回別の作物をつくりますから、結局、十アールの中に三回をつくりますから、御存じのとおり、安平号という番目でしたから。御存じのとおり、安平号という

ことは、十アールの中で結局三十アールの草が転、粗飼料を確保することになるんですね。といふことは、十アールの中で結局三十アールの草がつくれるということになりますから、私自身の経営の中で、たばこ農家さんがなくなるからといって自給率一〇〇%が崩れるということはないですね。

○森山(裕)委員 ありがとうございます。  
私たちあたりの繁殖農家にしてみればほとんど影響ないと思つております。

以上です。

笹森さんには伺いたいと思います。  
畜産の方を大変経験を豊富にして頑張つておられるわけであります。私の鹿児島県と宮崎県の大きな違いは、種雄牛を、鹿児島県は県有牛もありますし、民間の種雄牛もおります。宮崎県の場合は県有牛で頑張つておられて、それはその特徴があるんだろうというふうに思います。笹森さんは畜産をやつておられて、そのことをどう見ておられるかということを一点お聞かせいただきたいと思います。

○森山(裕)委員 ありがとうございます。  
最初に、種雄牛の問題ですけれども、本当におつしやいました。鹿児島県は、県も持つておるし、各個人の方の方が非常に多いですね。これは大きく、私も賛否両論あると思います。ただ、私は、宮崎で今この種雄牛体制といふのはやはりよかったのではないかと思っています。

笹森さんには、今、県外のバイヤーさんを含めて見ますと、私の当地区、宮崎中央家畜市場というのが恐らくことは全国一の子牛の販売価格の市場になるであろうと思われております。昨年が三番目でしたから。御存じのとおり、安平号という非常に優秀な種牛がおりまして、その産子が、もうどんどん子供が少なくなつて、県外から雌牛の導入にかなり入つてこられると思ひますから、繁殖雌牛の価格が上がつていく。

岐阜の方に話を聞くと、歴史が皆さんあるんですね。もう二十年、三十年、当市場に通つてくださっている方は、血統の改良というのをみんな知つていらつしやるんですよね。だから、今、国

の事業団であるとか鹿児島の個人の種を私たちの当地域に持つてきても、法外などいうか、うちの血統にそぐわないというか、合わないような配合をしても、やはり肉質が不安定になる。やはりその人のえさ、管理でも当然血統は関係していますし、今たまたま鹿児島県産は枝肉重視というような形で、種雄牛も気高系で造成されています。今、三等級が二千円もしますから、枝肉を六百キロつくる人の方が経営は黒字経営でしよう。恐らく百十万、百二十万販売されている方がいらっしゃると思います。

でも、やはり和牛というのは四等級以上が七割を占めなければ私はいけないとと思うし、いずれまた輸入が解禁になつてくると、やはり三等級以下の肉というのはどんどん価格が落ちてくる。そうなつたときに、今三等級で満足していらっしゃる農家の方は、大きな問題がそこに生まれてくると思つております。

二つ目の、一貫経営というのは、時間が限られた中の紹介だったのですから、私の一貫経営というのは変則的な一貫経営です。

おっしゃいますように、一貫経営というのは、子牛が生まれて約三年間、肉になるまで、寝かせなければいけないお金も要りますし、私の考えは、今みたいに子牛が高ければ売つた方がまだ。ある意味、枝肉が、十月から十二月の一番枝肉相場の高いとき、逆算すれば四月から六月ぐらいに生まれた子牛は、あえて枝肉でねらいます。結局、県の共進会という大きな目標があります、ブランドチャンピオンというのを自分でとりたいというのが大きな自分の夢でありますから、そのためにそこに該当する牛は全部保留していきます。また、逆に、来月、再来月ぐらい、六月ぐらいの梅雨の時期、枝肉単価が非常に下がる牛、逆算すれば、ちょうど当地区では八月ぐらいの子牛の競りになるんですけれども、そいつたあたりの子牛は五十万もすれば売つた方がよいというような観点から、いろいろな経営体を自分の中に持つております。

先ほど言われましたように、肉質的な部分からすると、自分の経営としては、お母さんの力、今、育種価値ということがよく言われますけれども、お母さんの子供に対する遺伝能力ということを私は非常に重視しております。だから、私は初産の牛はほとんど肥育に回して、三産目が生まれる前にそのお母さん牛の枝肉の成績が出ます。そこで三等級が出ましたら、うちはつぶしていくまです。だから、うちの母牛群のレベルは非常に高いです。

そういう形での変則的な一貫経営をやっているので、ただ、地域としてはそういった情報を、やはりいい牛は地元に残して、県外の農家さんがまたその子牛を買ってもうけていただく。やはり繁殖と肥育というのは敵ぢやないんですね。味方でないといけないし、自分は両方やっていますから、自分が育てた牛を買ってくれた肥育農家さんがもうかつてくださるような飼育の仕方をやっています。これが私の考える一貫経営です。

以上です。

○森山(裕)委員 時間がなくなつて、質問が少し途切れてしまいますが、大浦さんによつと伺いたいんですけども、法人化の場合にはどうしても契約栽培というのが必要だと。そのことはそのとおりだと思いますが、契約栽培、いわゆる共販というの、農協はどう絡んでいくんですか。そこをちょっと教えてください。

○大浦義孝君 農協を通じた販元、購買、全部一緒です。

それは何が理由かと申しますと、私の法人化は都城農協ですけれども、都城農協も私の構成員です。百五十万の出資金をいただいております。ですから、同じく販売、購買、農協を通じてやろうという契約の中でスタートしましたので、バレイショにしろ、大豆にしろ、米にしろ、全量農協を通じて購買、販売を行うという形です。

○森山(裕)委員 ありがとうございました。

末海さんに最後に伺いたいと思いますが、末海さんの話を聞いておりまして、私は自分の選挙区

同じような問題を抱えておりますが、ここを頑張り抜かなければ、何とか政策で補完していく努力を続けなければいけないなというふうに思います。

末海さんのところは、カンショについても結構多くの生産量を持つておられるところであります。が、余りでん粉用はないようですが、それでも、しあらの用はどうなんですか。そこをちょっとと聞かせていただきたいと思います。

○末海重俊君 お答えになるかどうかわかりませんが、しあらの用は今ブームでございますから大変期待をされております。その中で、食用カンショの中の寿カンシヨでも銘柄产地ができまして、しあらの用をつくっております。これは大々的に販売しております。

しかしながら、しあらの用は今ブームでございまして、この発言とちょっと場が違いますけれども、大変困った問題がございます。それは、先ほどから集落営農から全部申し上げておりますが、この南那珂地域が一番の被害だと思っておりますが、狼害対策、お猿さんの対策が、これはもうお手上げ状態で、だから、先ほどから言いますように、集落営農だ、認定農業者だ、さあ、しあらの用は今ブームで、からのカライモをというふうに申し上げても、進めることができないわけでございます。これはもう何千頭という狼害が周期的に来ますから。だから、ここでは意に沿わない話になりますけれども、私たちはしあらの用をやりたいということでやつておりますが、何せ畜産とかしあらの用の問題があります。

それからもう一つは、今度、しあらの用の肥料化の問題が非常に厄介な問題。前は海中に投棄しておったそうですねけれども、そもそもいきませんので、このしあらの用をかすの肥料化の工場誘致というものをやりたいということでやつておりますが、何せ畜産とかしあらの用の問題があります。

が起りますと、公害の問題が先にいきますものですから、誘致する、しようちゅう用カンシヨを増反させるというのも、私たちの方では、私も農業会長ですけれども、今職員が後ろに来ておりますが、なかなか進めることができない状態でございます。

しかし、銘柄としては、寿カンシヨも、それから普通のしようちゅう用も相当な実績を持つておられるのが実情でございます。

答えになつたかどうかわかりませんが、御勘弁を願いたいと思っております。

○森山(裕)委員 大変貴重な御意見をお聞かせいただきました、ありがとうございました。

○稻葉座長 なお、御紹介が遅くなりましたが、現地参加議員として、無所属、古川禎久君が出席されていますので、御紹介申し上げます。

以上で質疑者の質疑は終了いたしました。

この際、一言ございさつを申し上げます。

意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙の中、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。

本日拝聴させていただいた御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに派遣団を代表して厚く御礼を申し上げます。

また、この会議開催のため格段の御協力をいたしました関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

これにて散会いたします。

**派遣委員の北海道における意見聴取に  
関する記録**

一、期日

平成十八年四月十九日(水)

二、場所

北海道ホテル

三、意見を聴取した問題

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案(内閣提出)、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)について

四、出席者

(1) 派遣委員

座長 二田 孝治君  
梶山 弘志君  
近藤 基彦君  
御法川信英君  
松木 謙公君  
菅野 哲雄君

金子 恭之君  
松野 博一君  
仲野 博子君  
丸谷 佳織君

(2) 意見陳述者

北海道農業会議副会長 吉田 義弘君  
全十勝地区農民連盟委員 山田富士雄君  
全国農協青年組織協議会 副会長 平 和男君  
北海道農民連盟書記長 白川 祥二君

(3) その他の出席者

農林水産委員会専門員 渡辺 力夫君  
農林水産省大臣官房審議官 宮坂 亘君  
農林水産省大臣官房総務課長 佐藤 憲雄君  
農林水産省総合食料局食糧部食糧貿易課長 太田 豊彦君

農林水産省生産局特産振興課長 松島 浩道君  
農林水産省農村振興局整備部地域整備課長 高嶺 彰君

午前九時開議

○一田座長 これより会議を開きます。

私は、衆議院農林水産委員会派遣委員団団長の二田孝治でございます。私がこの会議の座長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

この際、派遣委員団を代表いたしまして一言ございさつを申し上げます。

皆様御承知のとおり、本委員会におきましては、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出)、主要食糧の需給及び価格の安定等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出)について

は、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案、主要食糧の需給及び価格の安定等のための農政等の改革に関する法律案及び山田正彦君外四名提出、食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案の審査を行つてゐるところであります。

当委員会といたしましては、各案の審査に当たり、国民各界各層の皆様方から御意見を賜りましたが、当帯広市におきましてこのような会議を催しているところでございます。

御意見をお述べいただき、その後、委員会は、御多用中にもかかわらず御出席いただきまして、まことにありがとうございます。忌憚のない御意見をお述べいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議事の順序につきまして申し上げます。最初に、意見陳述者の皆様方からそれぞれ十五

分程度御意見をお述べいただき、その後、委員会は、御意見は着席のままで結構でございます。

それでは、まず、派遣委員を御紹介申し上げます。

自由民主党の松野博一君、梶山弘志君、金子恭之君、近藤基彦君、御法川信英君、民主党・無所属クラブの仲野博子君、松木謙公君、公明党的丸谷佳織君、社会民主党の菅野哲雄君、以上でございます。

次に、御意見をお述べいただく方々を御紹介いたします。

北海道農業会議副会長吉田義弘君、全十勝地区農民連盟委員長山田富士雄君、全国農協青年組織協議会副会長平和男君、北海道農民連盟書記長白川祥二君、以上四名の方々でございます。

されども、この地方でございますので、特別の委員長の判断によりまして、また十勝支庁の御好意

によりまして、お手元にお配りいたしましたので、ただいま牛乳の飲用の低迷のときでございますから、皆様、おかげがございましたら一本でも二本でもひとつ御要望をお願い申し上げたいと思います。

それでは、まず、会議の運営につきまして御説明申し上げます。

会議の議事は、すべて衆議院における委員会議事規則及び手続に準拠して行い、議事の整理、秩序の保持等は、座長であります私が行うこととしております。発言される方は、その都度座長の許可を得て発言していただきますようお願いいたします。

なお、この会議におきましては、御意見をお述べいただく皆様方から委員に対しての質疑はできないことになつておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと存じます。

次に、議事の順序につきまして申し上げます。最初に、意見陳述者の皆様方からそれぞれ十五

分程度御意見をお述べいただき、その後、委員会は、御意見は着席のままで結構でございます。

それでは、まず、派遣委員を御紹介申し上げます。

まずは第一点は、生産条件格差是正対策による支援水準の十分な確保についてであります。この点につきまして十分な御配慮をお願い申し上げたいたいと思います。

今後、施策の具体化に当たりましては、担い手が意欲を持つて営農に取り組めるよう、以下の五点につきまして十分な御配慮をお願い申し上げたいたいと思います。

まず第一点は、生産条件格差是正対策による支援水準の十分な確保についてであります。この点は、申し上げるまでもないかと思いますが、戦後農政の大転換によって、担い手の経営が不安定になるようなことであつてはならないと思うのであります。いわゆるゲタ対策の支援水準につきましては、少なくとも、現行の品目別価格対策と遜色のない支援水準とするなど、担い手の経営安定にとって必要かつ十分な所得が確保できるものとするよう希望をいたしたいと存じます。

二点目は、過去の生産実績に基づく面積支払い、いわゆる緑ゲタと農地流動化との関係についてであります。結論から申し上げますと、面積支払いの仕組みが、今後の農地流動化に支障を来さないよう、十分な配慮をお願い申し上げたいと考えております。

私ども農業委員会系統組織の最大の仕事は、農

○吉田義弘君 北海道農業会議副会長の吉田義弘でございます。

衆議院農林水産委員会の先生方には、日ごろから北海道農業の振興、発展に特段の御尽力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

私は、地元帯広市の農業委員会の会長も務めております小麦、大豆などの生産者でございます。

本日は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律ほか関連法案の審査であります。が、今回の新法の考え方であります、

担当手に対象を絞り、経営全体に着目した対策という基本方向につきましては、農業で生計を立てている主業農家が主体の北海道農業にとって評価できるものであり、基本的に賛成するものであります。

地流動化対策、つまり、担い手に対しても農地の利用集積を図り、農地の遊休化防止と効率的な土地利用を実現することにあります。そこで、生産条件差是正対策の面積支払い、緑ゲタが農地と結びついた受給権のような性格を持つてしまうことになりますと、過去に、つまり、過去にと申しますのは、基準期間となります平成十六年から十八年までの三ヵ年ということでございますが、この三年間に、品目横断的経営安定対策の対象作物の生産実績を持たない農地の売買、貸借に際して、農地価格の下落や小作料水準の低下などが懸念されるところであります。

また、過去の生産実績を持たない農地が売りに出された場合、農業委員会があっせんを行いましても、引き受ける担い手があらわれず、あっせん不成立となる事態も想定されるところであります。そうした事態が続いてしまいますと、農地の遊休化にもつながりかねないわけでありまして、構造改革を進めるという新法の趣旨にも反するのではないかと心配をいたしているところでございます。

したがいまして、面積支払いの導入によって、農地の流動化を阻害し、その遊休化につながることのないよう、特段の措置を講ずることを要望いたしたいと考えております。

私ども北海道農業会議では、「かけがえのない農地と担い手を守り活かす運動」を展開中であります。今回の担い手新法が農地遊休化の引き継ぎ遊休化防止に取り組んでおります。農地は「たゞ遊び遊休化してしまいますと、もとの優良農地に復元するには多大な費用と時間を要します。農地や水の資源を良好な状態で守り、次の世代に引き継いでいくことが、現役世代、我々の責務であります。次に、三点目でございますが、いわゆるゲタ対策に係る税制上の取り扱いでございます。

品目横断的経営安定対策の対象作物となります畠作四品につきましては、当該年の生産量と品質に基づく支払い、いわゆる黄色ゲタと、過去の生産実績に基づく支払い、いわゆる緑ゲタの両方で生産条件の格差を是正することとされておりまます。

したがいまして、生産条件格差是正対策に係る交付金がそのまま所得税の対象となってしまいますが、生産条件格差の是正が不十分なものなどは、せっかくの政策効果が薄れてしまうこととなるわけでありまして、そうした実情を十分に御配慮いただき、交付金に係る税制上の取り扱いにつきまして、特例措置の御検討をお願い申し上げたいと考えております。

四つ目は、贈与税納税猶予制度に係る法人化特例の期間延長についてであります。この問題は、今回の担い手新法に直接かかわる問題ではございませんが、関連制度として御要請申し上げたいと思ひます。

平成十七年度税制改正で、私どもがかねてから要望いたしておりました、贈与税納税猶予制度に係る法人化特例が措置されたところでありました。この点につきましては、衷心よりお札を申し上げる次第でございます。

ただ、本特例の適用期間は、平成十七年四月から平成二十年三月末までの三ヵ年とされておりました。一方、品目横断的経営安定対策の対象とする集落営農は、五年以内に法人化することを要件の一つとしております。しかし、集落営農の参加者に贈与税納税猶予制度の適用を受けている農業者がいる場合、平成二十年三月までに法人化しなければならないということになりますれば、実質的にはもうあと二年にも満たないことになります。今回、担い手新法が農地遊休化の引き継ぎ遊休化してしまいますと、もとの優良農地に復元するには多大な費用と時間を要します。農地や水の資源を良好な状態で守り、次の世代に引き継いでいくことが、現役世代、我々の責務であります。次に、三点目でございますが、いわゆるゲタ対策に係る税制上の取り扱いでございます。

地流動化対策、つまり、担い手に対しても農地の利用集積を図り、農地の遊休化防止と効率的な土地利用を実現することにあります。そこで、生産条件差是正対策の面積支払い、緑ゲタが農地と結びついた受給権のような性格を持つてしまうことになりますと、過去に、つまり、過去にと申しますのは、基準期間となります平成十六年から十八年までの三ヵ年ということでございますが、この三年間に、品目横断的経営安定対策の対象作物の生産実績を持たない農地の売買、貸借に際して、農地価格の下落や小作料水準の低下などが懸念されるところであります。

品目横断的経営安定対策の対象作物となります畠作四品につきましては、当該年の生産量と品質に基づく支払い、いわゆる黄色ゲタと、過去の生産実績に基づく支払い、いわゆる緑ゲタの両方で生産条件の格差を是正することとされておりまます。

したがいまして、生産条件格差是正対策に係る交付金がそのまま所得税の対象となってしまいますが、生産条件格差の是正が不十分なものなどは、せっかくの政策効果が薄れてしまうこととなるわけでありまして、そうした実情を十分に御配慮いただき、交付金に係る税制上の取り扱いにつきまして、特例措置の御検討をお願い申し上げたいと考えております。

四つ目は、贈与税納税猶予制度に係る法人化特例の期間延長についてであります。この問題は、今回の担い手新法に直接かかわる問題ではございませんが、関連制度として御要請申し上げたいと思ひます。

最後に、五点目でありますのが、農業委員会などの関係機関への支援であります。

品目横断的経営安定対策の事務につきましては、国機関であります農林水産省農政事務所が中心的に実施することとなるようございますが、私ども農業委員会は、対象者の加入要件となります面積規模について農地基本台帳で確認することとなります。

私どもいたしましては、もちろん、農地基本台帳に誤りがあつてはならないということで、農業委員会の総会での許可案件であります農地の権利移動や農地転用等に伴う補正是もちろんであります。住民基本台帳や固定資産課税台帳との照合などを定期的に行うなど、点検、確認に努めているところであります。

今後、品目横断的経営安定対策に係る事務の円滑な推進を図るために、農村現場で重要な役割を担う農業委員会の体制強化が不可欠であると思いまして、農業委員会などの関係機関に対するさらなる御支援をお願い申し上げたいと思います。

あともう一点申し上げたいと思ひますけれども、当然のこと申し込み上げるようですが、農業という職業は、米や野菜、果物や家畜など多くの命に囲まれて働き、その成果を消費者に届ける、おいしさがみんなの笑顔をつくり、そして健康や命を支える。これほど魅力にあふれた職業は、この世にそつくさんはないと私は思つております。しかし、どんなに農業がすばらしい仕事であつても、農業経営が成り立たないとか農業で

策への対応を考えますと、法人化への志向は一層強まつてしまいものと考えております。

一方で、北海道では特に昭和五十年代を中心におこなった農業後継者の育成確保のため、農地等の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予制度の活用が非常に多かつたわけでございまして、そのことが結果的に現在、法人化の障壁の一つになつてきております。担い手を支援する施策として、ぜひとも本特例の期間延長をお願い申し上げる次第でござります。

したがいまして、そのことが結果的に現在、法人化の障壁の一つになつてきております。担い手を支援する施策として、ぜひとも本特例の期間延長をお願い申し上げる次第でござります。

最後に、五点目でありますのが、農業委員会などの関係機関への支援であります。

品目横断的経営安定対策の事務につきましては、国機関であります農林水産省農政事務所が中心的に実施することとなるようございますが、私ども農業委員会は、対象者の加入要件となります面積規模について農地基本台帳で確認することとなります。

私どもいたしましては、もちろん、農地基本台帳に誤りがあつてはならないということで、農業委員会の総会での許可案件であります農地の権利移動や農地転用等に伴う補正是もちろんであります。住民基本台帳や固定資産課税台帳との照合などを定期的に行うなど、点検、確認に努めているところであります。

今後、品目横断的経営安定対策に係る事務の円滑な推進を図るために、農村現場で重要な役割を担う農業委員会の体制強化が不可欠であると思いまして、農業委員会などの関係機関に対するさらなる御支援をお願い申し上げたいと思います。

あともう一点申し上げたいと思ひますけれども、当然のこと申し込み上げるようですが、農業という職業は、米や野菜、果物や家畜など多くの命に囲まれて働き、その成果を消費者に届ける、おいしさがみんなの笑顔をつくり、そして健康や命を支える。これほど魅力にあふれた職業は、この世にそつくさんはないと私は思つております。しかし、どんなに農業がすばらしい仕事であつても、農業経営が成り立たないとか農業で

食べていけないということになれば、若い人が見向きもしなくなるのは当然であります。

十勝の農家、約七千戸ございますが、ここ五年ほどの間に七百人ほどの農業後継者が育ちました。彼らの夢や情熱を断ち切ることのないような制度にしていただきたいと思うであります。

以上、農業委員会系統組織という立場から、さまざまなお願いを申し上げましたが、今回の品目横断的経営安定対策が、真に担い手を守る長期的な制度として確立されますようお願いを申し上げ、意見をいたします。

本日は、このような場を与えていただき、大変ありがとうございました。

○二田座長 ありがとうございました。

次に、山田富士雄君にお願い申し上げます。

○山田富士雄君 ただいま御紹介ありました山田富士雄でございます。

本日は、このような場を与えていただき、大変ありがとうございました。

○二田座長 ありがとうございました。

元十勝農民連盟の委員長をやつております。地元帯広大正農協の委員長もやつております。地元運動十六年目、あるいは十七年目に入つたところでございます。

○山田富士雄君 ただいま御紹介されました山田富士雄でございます。

全十勝農民連盟の委員長をやつております。地元運動十六年目、あるいは十七年目に入つたところでございます。

いろいろな観点で私自身も四十年間農業にわかつまいりました。まさしく、畜力からトラクターへという変革の中で、変動の中の四十年間の農業の中で、今回の政策ほど大きな転換を余儀なくされることはないのではないかというような思いで、今、いろいろなことを各地区的総会においても提言して、皆さんの方の反応を見ているところでございます。

今回、昨年の十月に経営所得安定対策大綱、WTO農業協定上の黄色の政策であります価格支持政策を廃止し、農業所得の減少も、直接支払いと、緑の政策として、担い手に、あるいは主業農家にそれを集中させてこの政策が行われるということで、ある意味で希望を持ってこの政策の内容を検討させていただきました。

もともと言われていることでございますけれども、価格は市場で、所得は政策でというような、価格補償政策から所得補償政策へというようなこ

とで、ある意味で我々が望んでいた一つの指向性でもありました。ただ、現実性の中で、いろいろな今のところの内容を検討してみる限りにおいては、現場との乖離はかなりあるのかなと。それと、北海道十勝農業がこれまで培ってきた農業に対する取り組み方、その取り組み方すらも、ひょっとしたら否定されるようなことがこの中に大きく盛り込まれているというような気がしてなりません。

御案内とのおり、大豆、麦、てん菜、バレイショというような土地利用型作物、そして面積支払いを受けられないほかの対象作物、そして農業経営というのは成り立っているわけでございまして、今回の大きな矛盾点を感じることの一つには、基本計画の中では自給率を上げるというようなことが当然うたわれているわけございまして、四五%あるいは五〇%というような食料自給率の目標に向かつての今回の政策の整合性が見受けられないということもありますし、特に十勝は、今まで自給率を上げるために頑張つて、麦、てん菜、大豆、あるいはでん原バレイショの生産に多大な努力をし、そして土地生産性を上げてまいりました。

てん菜におけることの一端を申しますと、三トンぐらいの収量が、六トン、六トン以上と、倍以上になり、価格が下がったにもかかわらず農業粗収入が上がっていく。麦においても、四俵、五俵という収量のものが十俵ぐらいをとれるような技術、あるいは品種改良に伴うものから確立をしてしまいました。ただし、それらのものについては、今回の自給率目標の中では、どちらかというと下がるというような状況にございますし、これらについては、生産現場として本当に希望あるもののかどうかという疑問を持たざるを得ないという状況にございます。

また、今回もう一方の柱といたしまして、農地・水・環境保全向上対策というようなことで、新たな政策が盛り込まれました。これは、品目横断的な対策と車の両輪というようなことで組まれ

ていますかと思ひますけれども、自動車というよりもあります。それでもマイナスすると。あるいは、十七年度においては、上限な心配で現場は今のところ見ているところでござります。ただ、十八年度、十勝地方においては、やはり数量・品質支払いについての鹿追町がそのモデル地域ということで、その動向を見守りながら、取り組みについては積極的にいきたいなというふうに思つております。

今回、いすれにいたしましても、政府の提案されました法案の中で大きな柱となる品目横断的な対策、農地・水・環境保全対策については大幅な見直し、修正が必要であると私自身思つております。しかし、修正をすることによって、農業、農村が、新たな食料の供給、安全、安心、自給率の向上、多面的機能、国土保全、農村社会の維持といったような二重の役割を十分に發揮するような政策を確立していただきたいものだということで、具体的な政策について意見を述べさせていただきます。

まず、一点目でございますけれども、品目横断的な経営対策につきましては、具体的な仕組み、主業農家が将来にわたり安定的な経営が維持できるというようなことで、再生可能な所得水準を確保できる仕組みということになつております。

特に、生産条件格差是正対策における支援水準につきましては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

また、一方の緑の政策といたしましては、面積支払いのほか、黄色の政策である生産量や品質に応じた支払いといふことも行つていますが、黄色の政策部分につきましては、現行予算の枠内での執行ということになるかというふうに思つておられます。

今の国の考え方では、単に現行予算を面積支払いと数量支払いに区分して、農家の支払いを変えるだけにすぎないというふうに思ひざるを得ません。

せん。これでは、農家間に大きな不公平感を生じることはもとより、面積支払いという緑の政策の変更によつて生じた農家間の不公平感を是正させるために、やはり数量・品質支払いについての別枠予算を設けるべきではないかというふうに提案する次第でございます。所得は政策でという公約を果たすことにつながるのではないかというふうに思います。

二点目は、新規就農者や規模拡大の農家が、新たな品目横断的な政策の中で、事実上作付ができるということです。

このことにつきましては、最近のデータのとり方等の中にもあるわけでございまして、要するに、農家の個人実績については、十六年、十七年、十八年と、過去三年間の実績をもつて緑のゲタをつくるということです。したがつて、このことにつきましては、まだ検討中ではございませんけれども、特に、この三年間の間に面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

また、一方の緑の政策といたしましては、面積支払いのほか、黄色の政策である生産量や品質に応じた支払いといふことも行つていますが、黄色の政策部分につきましては、現行予算の枠内での執行ということになるかというふうに思つておられます。

このことにつきましては、最近のデータのとり方等の中にもあるわけでございまして、要するに、農家の個人実績については、十六年、十七年、十八年と、過去三年間の実績をもつて緑のゲタをつくるということです。したがつて、このことにつきましては、まだ検討中ではございませんけれども、特に、この三年間の間に面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

また、一方の緑の政策といたしましては、面積支払いのほか、黄色の政策である生産量や品質に応じた支払いといふことも行つていますが、黄色の政策部分につきましては、現行予算の枠内での執行ということになるかというふうに思つておられます。

このことにつきましては、最近のデータのとり方等の中にもあるわけでございまして、要するに、農家の個人実績については、十六年、十七年、十八年と、過去三年間の実績をもつて緑のゲタをつくるということです。したがつて、このことにつきましては、まだ検討中ではございませんけれども、特に、この三年間の間に面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

また、一方の緑の政策といたしましては、面積支払いのほか、黄色の政策である生産量や品質に応じた支払いといふことも行つていますが、黄色の政策部分につきましては、現行予算の枠内での執行ということになるかというふうに思つておられます。

このことにつきましては、最近のデータのとり方等の中にもあるわけでございまして、要するに、農家の個人実績については、十六年、十七年、十八年と、過去三年間の実績をもつて緑のゲタをつくるということです。したがつて、このことにつきましては、まだ検討中ではございませんけれども、特に、この三年間の間に面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

このことは、十九年から、本当に意欲ある農家が生産を伸ばしたものについては、それをどこかでカウントする仕掛け、あるいは別枠でそれを奨励する施策を持つていかないと、意欲ある農家が残つたにもかかわらず、意欲が減退してしまつません。また、これを明確にすることによつて黄色の政策になるということなどするならば、違う方向の中ではやはり記述をきちんとつくるべきではないか。

それらに対して、今度の政策の中では、本当に担保が何もない。そういうふうに思つては、面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

また、一方の緑の政策といたしましては、面積支払いのほか、黄色の政策である生産量や品質に応じた支払いといふことも行つていますが、黄色の政策部分につきましては、現行予算の枠内での執行ということになるかというふうに思つておられます。

このことにつきましては、最近のデータのとり方等の中にもあるわけでございまして、要するに、農家の個人実績については、十六年、十七年、十八年と、過去三年間の実績をもつて緑のゲタをつくるということです。したがつて、このことにつきましては、まだ検討中ではございませんけれども、特に、この三年間の間に面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

また、一方の緑の政策といたしましては、面積支払いのほか、黄色の政策である生産量や品質に応じた支払いといふことも行つていますが、黄色の政策部分につきましては、現行予算の枠内での執行ということになるかというふうに思つておられます。

このことにつきましては、最近のデータのとり方等の中にもあるわけでございまして、要するに、農家の個人実績については、十六年、十七年、十八年と、過去三年間の実績をもつて緑のゲタをつくるということです。したがつて、このことにつきましては、まだ検討中ではございませんけれども、特に、この三年間の間に面積を拡大した人については、別の措置をとらないことは、逆に、十九年度においては、要するに經營の縮小というようなゲタになりかねないのかなるということも大変危惧するところでござりますし、また一方、十九年以降、前任者の吉田さんもお話をしたわけでござりますけれども、面積をふやした方に対する担保が何もない。そういうふうに思つては、面積支払いに変わつても各作物の再生産を可能とする支払い水準にすることが重要である。このことによつて初めて自給率向上にもつながるのではないかというふうに思つております。この生産費のとり方等につきましても後で述べさせていただきます。

ありましたら百軒それぞれの経営の特徴がござります。そして条件の格差がござります。当然、湿地帯、あるいは乾燥地、もともと条件のいいところでやっている方、そして条件が悪くて経費をたくさんかけないと収量が上がらないところ、それらについての見直しというのがどこで図られるのか。それと、その三年間のデータの中には地域的な災害等もあります。それらの、三年間の地域的なあるいは個人的な災害や何かについても、もしそれが三年ないし五年というゲタを引きずるとしたら、大変なハンディを背負つて、三年ないし五年、もっと先まで農業しなきゃいけないということに関しては、極めて理不尽だと言わざるを得ないし、逆に、私はよく例として言うんですけれども、ちょうどお父さんから後継者にかわった、お父さんがたまたま立派な農家の方だつたらいいんすけれども、その地域としては平均以下の農家だった、息子さんがやることによって平均以上の収量を上げるようになった、ところが、お父さんのその低いゲタの中で農業をやっている限りではなかなか努力が報われない。果たして、そんなことで、本当の意欲ある農家が残つた、あるいは後繼者が安心して意欲を持って農業ができるということにならぬのか?ということについても、今回の政策そのものについては大変危惧するものでございます。

そんなようなこと、あるいは傾斜地、あるいはいろいろな条件格差、これをどう個人的なデータの中で修正できるか?というのが、これは、もしこれから、ことしの七月、八月にかけて、個人の数字、そして、十八年が入らないと、地域の数字は最終的に決定しないわけなんすけれども、それらが出てきた段階で初めて何で自分の数字がこんななのだろう、こんな数字しか出ないんだろうか?という大きな不安に駆られる農家が数多く出るのではないか?というふうに思われるを得ません。

最後でございますけれども、また、今回のこの内容につきましては、要するに必要な財源の確保がどうなのか?ということだ?というふうに思つてお

ります。これにつきましては、現行の予算の中です  
粹が組まれていると言わざるを得ないというふう  
に思っております。

然、自給率向上にも貢献できるし、農家の所得も、違った意味で安定するというふうに思われます。

るものでございます。  
さて、本日、かかる農政改革関連法案に關し地  
方公聽会が開催されるに当たり、我が国の食料基

鉢が組まれていると言わざるを得ないというふうに思つております。

一例を申し上げますと、てん菜でございます。てん菜につきましては、今まで、最低生産者価格が決まりまして、それによつて、言い方がどうかわかりませんけれども、青天井でもつて農家に支払われたという、今その調整金会計が六百億あると言つてありますけれども、少なくとも、生産者の努力が量をとることによつて報われた。だけれども、今度の政策の中で、生産調整がその中で織り込まれております。そうなつてみると、てん菜における交付金の対象数量というのは六十四万トンに限られるということになつたら、当然、今までより、農家の手取りといいますかゲタが低くなるということは、紛れもないということになるかと思います。

そういうことにもなりますし、それと、何と言つても、十勝、二万戸あつた農家が今七千戸だということで、約三分の一になりました。精銳が大残つてゐる三分の一と私は自負しております。ただし、それは、いい意味での競争の中で今日優秀な農家が残つたということでござりますし、これらが、今後、こういういい意味での競争の原理がそれがれるのではないか、今度の政策において。これは確かに、政策上の一つの協定、黄色の政策がだめだということになればそうですけれども、競争の原理がそこに働かないということですから、それは当然と言われば当然かもしれません。だけれども、現場としては、それをなくして農業生産の向上はないし、今、国が目指している農地の有効利用、そして食料自給率を上げるために、これが畑全体にゲタができるとしたら、例えば、それに飼料用穀物をつくることによつて飼料用穀物の自給率が上がる、そしてゲタができることによつて所得性も高くなるということになれば、当

然、自給率向上にも貢献できるし、農家の所得も、違った意味で安定するというふうに思われます。

ただし、今回は、いざれにいたしましても、畑作、北海道におけるれば四品でございますし、米を入れたとしても五品の中で組まれる政策でござります。ただし、北海道の十勝農業、その四品、五品だけではなくて、多くの作物の中でこの四品、五品が入っているということでございますし、それら総合的な、要するにトータルでの本当の所得の安定がこれで図られるかということについて、極めて疑問と言わざるを得ません。それは、今言つたように、予算の総額等を考えても、これが、全体的に今までよりこれだけ多くの予算を使ふんですよ、そして担い手に集積するんですけどいうことなんですねけれども、実際問題、シミュレーションの中では、担い手に集積されるようなことには基本的には今のところはなつていないと、いうふうに思ひざるを得ません。

そんなことで、私の時間も大体来ましたので、以上のことと公述いたしまして、今回の政策が、本当に意味で、後継者に安心して農業が任せられるようなものにしていただきたいということを切に願うものでございます。

以上です。

○二田座長 ありがとうございます。

次に、平和男君にお願いいたします。

○平和男君 改めて、おはようございます。

全国農協青年部協議会副会長を務めているといふ御紹介でしたが、平成十六年、十七年と道青協、北海道農協青年部協議会の会長を務めております。十勝管内は北西部に位置します新得町といふところで畑作野菜農家をしております平でございます。よろしくお願いいたします。

まずもって、委員の皆様には、日ごろ国政あるいは農政に御尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、生産現場に携わる私たち生産者とのメッセージジャーとして力強く取り組んでおりまますことに感謝を申し上げますとともに、激励を送

さて、本日、かかる農政改革関連法案に関し地  
方公聴会が開催されるに当たり、我が国の食料基  
地北海道の中にあって、さらに農業王国と言われ  
ているこの十勝の生産現場に皆さんから来られたわ  
けですが、その十勝の生産現場の担い手あるいは  
農協青年部を代表しまして陳述することとなりま  
した。品目横断的支援対策のまさに対象品目を生  
産する当事者として、あるいは、JJA青年部とい  
う担い手の立場としてこの機会を与えていただき  
たことに、まずもって感謝をいたすところであ  
ります。

本日、皆さんのお手元に三種類の参考資料を用  
意させていただきました。お配りしたものの中には  
「農園の仕事とみんなの食」という参考資料がござ  
います。私自身、体験農園あるいは観光農園や教  
育ボランティアの受け入れ農園として、生産者の  
立場から本道農業、特に畑作農家を語るときの自  
己発信する機会をみずからが得ておりました。

平成十六年四月の食料・農業・農村基本計画を用  
審議する企画部会の有識者ヒアリングの段でお配  
りしたものをアレンジメントしたものでございま  
す。当時、委員の皆さんから大変わかりやすいと  
いう評価を受けたものでございまして、見ていてた  
だければ、例えば、輪作のこと、土づくりとい  
うのはどんなことをしているんだ、あるいは、防除  
は、草取りは、そして食と農のことについて、大  
変恐縮なんですけれども、小学生レベルという資  
料でございます。

おせつかいかなと思いましたが、皆さん、昨日  
来られたときに、帯広もようやく白いところはな  
くなつたわけすけれども、私のところなんかは  
まだ畑は真っ白で、本当であれば、現地のオント  
シーズンに、まさにあと一週間、二週間、一ヵ月後  
に本作小麦を収穫する直前、あるいはバレイイ  
ショの花が咲いているとき、てん菜の畦間がふさ  
がつてゐる、そういう時期にお越しいただけれ  
ば、見るべき日をもつとして見るものがあろうか  
ということでありましたが、そんな資料をぜひご

らんになつていただい、ああ、畑作農家といふのはこういうことだつたのかということを理解していただける材料にしてもらえればなと思ひました。恐らくこの国の食料庫を担う当地区十勝の過去から、あるいは緊張感のある産地の取り組みから、淘汰を繰り返して、いかにして現在の姿になつてきたか、確立してきたか、さらには、当地にとつてこの農業構造改革がどうあるべきかを理解する非常に貴重な機会になるはずだというふうに考えます。

こういつた現場のラブコールを、つまりは生産者の声なき声を皆さんはどういうふうに受けとめていただけるか、まさにこの農政転換の羅針盤と推進力を担う大きなアイドルギアであることを公聴会に期待するものであります。

さて、今回の農政改革関連法案に関しては、我々北海道のような主業農家、我々が言うところの農業で生計を立てているいわゆるプロ農家にとって、将来にわたり意欲を持つて営農を持続発展し、能力のある者、努力した者を公正、正當に評価する制度であるべき、そういうことを主張してまいりました。

結果、昨年十月に決定された経営所得安定対策等大綱も、また、それ以降の政策議論においても、これまで地域農業の構造改革を先駆的に推進し、産地の生産責任、供給責任を果たしてきた本道農業の実態に即した方向性がなされたものと理解し、評価するものであります。

また、品目横断の当該地区に当たるこの十勝においても、各種会議、研修会などを通じて内容の説明を受けてきたところでありましたが、いまだに制度は磨かれておらず、制度の転換期を迎えるに当たり現場では非常に大きなストレスを抱えるところであります。

今回は、特に農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案を中心にもう一つ目は、担い手の育成でございます。

担い手の要件については、JAグループは平成十六年に組織討議がされたところですが、特に認定農業者制度について、その運用の改善が求められていました。

さらに、認定農業者であればだれでもよいといふことではなくて、どんな認定農業者ならよいかが事の真理であつたはずであります。実態は、実際に現状では、とりあえず申請書を出してくださったとしても、生産者にとってまさに透明な点からいって、経営改善計画の特に数字の部分がシミュレーションできません。それでも適当に書いて出せといふのであれば出せないことはないんだけれども、果たしてそれが真に意欲と能力のある担い手の育成にかなう政策転換か、国民の負託を裏切ることにならないだろうかということを強く考えるのであります。

二つ目として、生産条件格差是正対策についてです。

繰り返しになるかもしれません、支援水準について、担い手の営農意欲を支え、経営の安定や再生産の確保を図る上で、少なくとも現行の水準を確保することが必要であると考えます。少なくともと云いましたが、今の現行水準では大変なわけであって、それをいつぱいいつぱいで余り多く言つてもかなわないわけであります。が、少なくとも現行の手取り水準を確保していたときもと言いましたが、今まで地域農業の構造改革を先駆的に推進し、産地の生産責任、供給責任を果たしてきた本道農業の実態に即した方向性がなされたものと理解し、評価するものであります。

また、面積支払い、いわゆる緑についてです

が、これまでの対策支払い実績を適切に反映させる観点から、特に原料型作物と言われている過去の生産実績については、てん菜の糖度、でん粉原

料用バレイショのライマン価など一定程度の品質を加味されるものであるべきだと考えます。

さらに、当該年の生産、品質に基づく数量支払いや、いわゆる黄色ですが、品質向上、增收に取り組んだ生産者の努力が最大限報われ、生産意欲、じます。大きく四点でございました。

一つ目は、担い手の育成でございます。

えます。

また、これらの割合、つまり緑と黄色の割合について、WTO規律上の理由や、仮に後づけの理由であつたとしても、生産者にとってまさに

求められていたはずであります。

さらに、その下、Bの農地をAが購入する場合、過去の生産実績がないことから、Aはコスト割れを起こしてしまいます。担い手であるAの経営がさらに悪化し、Bの農地価格が大幅に下落したり資産価値が低下することが懸念されています。

最後に、一番下の段になりますが、畑作農家Cが飛び地であるCの農地を購入し、畑作農家DがBの農地を購入し、圃場が分散してしまった場合、この場合は、農地の効率的な利用に支障を生じ、さらに経営コストが上昇してしまうことがあります。

この場合、農地の出し手との間で過去実績を円滑に調整する仕組みが必要であります。現場の不安をいたずらに助長するような政策議論のレスポンスではないのは当然として、今こうしてい

る間にも、整々處々と現場は平成十九年産、平成二十年産、もつと言うと平成二十一年産の準備に向けてやつております。つまり、これが輪作農法なのであって、この転換期にあるフラストレーションを意欲と能力ある担い手のみに集中することがあつてはならないというふうに考えます。

少し細かい字で恐縮なんだけれども、畑作農

家A、畑作農家B、それから畑作農家C、畑作農家Dといふように書いてございます。畑作農家Bと畑作農家Cの間に波線が打つてあります。これは物理的な距離、つまり少し遠隔地にあるんだというふうに理解をしていただければと思います。

農業災害補償制度との整合性について、いわゆる合算を相殺するものであるというふうに言われておりますが、というのであれば、対象品目においてすべて災害収入PQが導入されるべきであると考えます。さらに、農業災害補償制度とは本来目的が異なるものであることから、発動の対象や条件について農業災害時と混同することのないよ

う明確に整理されるべきだというふうに思います。

四つ目は、環境保全向上対策であります。

当地区は、畑作それから草地が対象になつておられます。が、農業者の取り組みが評価された結果として支援されるという理論説導がなされていない。結果として、期待される施策対効果が何なのか、特に本道畑作、本道酪農においてこのイメージがわかないでいることは、残念なことであります。

さらに、地方公共団体、行政の財政負担が足か

せになつており現場の意欲を阻害する、そういう

た事実も一方であるわけでありまして、地方行政

のマネジメントや感度を磨く誘導策を講じなくて

はならないのではないかと想う。

最後になりました。提出してあります参考資料に、道青協が平成十六年に作成いたしました「基本農業政策確立に向けた提言」についてござります。

この提言書は、平成十四年からの道青協各目

別政策検討委員会の討議内容をベースに、新食

料・農業・農村基本計画の策定に向けて議論を

し、提言したものでございます。

この提言書は、単にシステムチックのみを議論

したものではなく、農業青年、担い手の思いとし

て、先人たちの意を継ぐこと次第につなぐ、この

時代に生きる我々の使命と、それによって流れれるこのたくましい大地に落ちる我々の汗が、いつの日か必ず報われることができる、そんな制度設計あるいは構造改革でなくてはならないというふうに主張をしたものでございます。

一番最後のページをお開きください。七ページ、地域農業振興に係るJA青年部の主張を載せてございます。

「豊かな農村は、単に生産基盤が強化され充実しているのみを言うのではない。基礎体力のある生産環境、経営環境を基とし、地域の期待に応え、社会に貢献する活力ある人材から、潤いのある文化を育み、憩いと癒しを提供する「人に優し

い空間」こそが豊かな郷土、農村と言えるのであ

る。」以上、JA青年部、担い手の立場から、思

いやお願いを申し上げました。私にとつても、こ

の立場でこうして皆様と邂逅することは非常に貴

重なことでありました。皆様とのこうした出会い

が、新たな可能性を創造し、日本農業の創革にか

なう原動力になりますことを御祈念し、また期待

し、土くれの農人の魂の叫びを決意にかえまし

て、私の意見といたします。

ありがとうございました。

○二田座長　ありがとうございます。

次に、白川祥二君にお願いいたします。

○白川祥二君　北海道農民連盟の書記長の白川と申します。

私は、千歳空港から三十キロほど外れた空知の由仁町というところで、米十二・二ヘクタール、タマネギ三・七ヘクタール、そのほかに畑の秋まき小麦を四十アールほど作付しております。家族は、両親、また息子夫婦、孫一人と計八人で、まさしく純農村地帯の家族経営を行つております。

そんな中で、北海道の水農業が置かれている

厳しい経営環境を踏まえ、経営所得安定対策につ

いて意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、北海道農民連盟といたしましては、平成五年のウルグアイ・ラウンド合意以降、国内農

業・農村の持続的発展に資するため、WTO協定

で認められている緑の政策に基づく多面的機能に

対する直接支払いなどの所得補償政策を強く求め

てきた経過がございます。

そんな中で、今回の経営所得安定対策に関する

総論いたしまして、まず、EUでは、価格支持

政策見直しの代償として、所得補償政策と、農村

の衰退を防ぐ農村活性化事業、いわゆるLEADER

E-R事業をスタートさせ、現在はそれをまたバ

ワークアップさせた、一〇〇〇年からLEADER

プラス事業へと、まさしく農村活性化対策を開

しているところでございます。

我が国では、食管制度を初めてとする価格支持政

策を全廃し、価格形成を市場原理にゆだねてきま

した。しかし、EUのような所得補償政策は講じないまま、中山間地等直接支払い政策にとどめ、現在に至っているということであります。

そんな中で、北海道の水田農業地帯では、米の消費減、またそれによる生産調整面積の拡大、M

A米の大量在庫、また府県の米生産計画不参加の

中で、これらの状況をトータルの観点から無視し

た政府備蓄米の市場供給、そういうもので、結果

的には生産現場を無視した買い手市場が起き、労

賃抜きの生産費をも賄えない低米価により、稻作

地帯を中心農家の経営破綻が相次いでいます。

平成十六年から始まりました米政策改革大綱に

基づく米改革でありますけれども、これについて

は、今回の担い手の定義、北海道については基本

十ヘクタール、そういうものを導入させ、また需

給調整機能も備えたということで、私もこのとき

には、どうにかなるのかな、担い手になつていい

のかな、そういうことで、十六年のときに、息子

夫婦がUターンして自分の農家を継いだわけで

す。そして、そのときに土地を購入し、規模拡大

をしております。

しかしながら、この米改革においてのセーフ

ティーネット、また需給調整機能、それは残念な

がら機能不全ということであります。そんな中

で、担い手農家になるためにそれぞれ規模拡大し

た農家、米農家ほどダメージが大きく、離農と當

農意欲減少により農地の集積はそこでとまつてい

る状態であります。また、現農業生産者も、後継

者に農業を継ぐといふことがなかなか言いづら

く、今、後継者不足を招いており、農家戸数の激

減、耕作放棄地の増加など、農地の維持管理も困

難な状況を生じ、農村地域社会の崩壊が進んでい

るところであります。

市場原理に基づく農産物の価格形成は、安く供

給される消費者には所得移転、逆に農業者は所得

減少という結果を招いています。しかし、農家の所得減少を価格支持政策によって補てんする道は

閉ざされています。

今回の経営所得安定対策等大綱では、価格引き

下げによる所得減少分を緑の政策で補完する価格補償から所得補償への移行は不十分で、農家の所

得確保の視点は欠落したままであります。

このため、経営所得安定対策では、農業が果たす食料の安定供給と多面的機能の二重の役割が発揮できる施策を強く求めます。特に、農業が果たしている多面的機能に対する環境等直接支払い政策の本格導入が急務だと思います。あわせて、具体的な仕組みが検討されている品目横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策についても、現行の仕組みのままでは受け入れることは困難なくらい不十分であり、より一層の改善を強く求めます。

品目横断的経営安定対策についてでありますけれども、平成九年度以降、米価が大幅に下落し続ける中で、農産物の価格は市場で、所得は政策でと言われ続けてきましたが、具体化されずにきました。しかも、今回の品目横断的直接支払いにおいても、価格政策見直しに伴う所得減少を補うことはできません。このままで、稻作地帯を中心に農業、農村が衰退するのには明白で、農業、農村の担い手である農家の所得確保が図られ、農業、農村の再生と活性化が図られる制度を一日も早く確立することを切望します。

今回の対策では、米については高関税を理由に生産条件格差は正対策の対象から除外されています。担い手が生産費を賄えない今次の米価暴落は、WTO協定に基づく価格支持制度の廢止やミニマムアケセス米が大きな要因であり、米も生産条件格差は正対策の対象にすべきと思います。仮にできないのであれば、別途の直接支払いや価格変動影響緩和対策など実効性の高い経営安定対策を講じるべきだと思います。

生産条件格差は正対策では、過去の生産実績を超えた作付面積には直接支払いが行われず、実質的に麦、大豆などの新規作付は困難となり、さらに、米の生産調整面積の拡大がなされた場合、転作の受け皿がなくなり、生産調整の達成が困難さ

を増すのと、他作物への玉突き現象を起させ、道内農業の混乱と疲弊を招く危険が予想されます。

国民の主食である米の需給と価格安定のために、生産調整面積の拡大に伴う新たな対象作物を作付した場合などについては、別途の支援対策を講じるべきと考えます。

収入変動緩和対策についてあります。農産物が年々低下を続ける中で、過去五年の最高、最低を除く三年平均を採用しても、現在の米の担い手が何ら機能せずに、担い手農家が経営悪化に陥り、失望感を抱いているのが現実であります。

農産物販売収入の下落による経営への打撃を緩和し、担い手を確保するためには、生産者が切望する再生産可能な基準収入を設定する最低保証制度を設けることが重要と考えます。

さらに、基準収入を都道府県単位で設定する仕組みですが、東北六県を超える広さを持つ本道において、北海道一本の基準収入は統計学での考え方であり、担い手の経営安定に軸足を移すというならば、地域設定範囲はできるだけ小さくすることが必要です。畑作地帯、水田地帯、さらに、道南、道央、道北、道東と、作物別ごとの十アール収量及び各年の天候、気象を考慮した、制度の実効性確保を図る地帯地域別設定が必要と考えます。

また、制度設計を超えた価格下落が生じた場合には、まさしく米改革で起きた、制度設計を超えた段階において、この機能を見直しておれば、今このような水田地帯においての疲弊がなかったというふうに思います。すなわち、制度設計を超えた場合には、速やかに設計を見直して補てん金の満額支払いをする措置を講ずることが必要と思います。また、積立金が経営安定に必要な所要額が積み上がった場合には、生産者拠出の低減や無事戻しを行える仕組みとすることが必要と考えます。

農地・水・環境保全向上対策についてあります。すけれども、現在、交渉が続けられているWTOの潮流は、価格支持に対する農業者の権利を公共財の産出に結びつけた直接支払い制度へと移行していると言われております。

我が国の農政手法も、食料の供給だけでなく、多面的機能の発揮に軸足を置くものに改めなければなりません。新たな基本法の、食料の安定供給と多面的機能の発揮の理念に即し、これまで無償で提供してきた多面的機能の有償化を図り、農業者の所得補償と経営を安定させることが重要です。具体的な手法としては、多面的機能に対する対価として、適切に維持管理されている全農地を対象にした直接支払いなどの方法が考えられます。

今回示された農地・水・環境保全向上対策では、支援水準も低く、農業者の期待にこたえる仕組みとは言えません。制度の拡充強化を強く求めるところであります。

地域資源保全施策については、地域の主体性に基づく多様で幅広な取り組みを支援できる仕組みとするとともに、支援額についても、地域資源保全活動を積極的に誘発するため、支援単価を引き上げることなどが必要と考えられます。

また、地方公团体の財政悪化に伴い、地方公团体の財政負担が大きな問題となつております。北海道においては、中山間地等直接支払い政策の希望事業予算の減額、また対象地域の不拡大、そして野菜生産農業者にとって唯一の安定対策である野菜価格安定制度の拡充強化も、道財源不足から、交付予約数量拡大の三年間凍結と、またこのようないふれています。すなわち、制度設計を超えた場合には、速やかに設計を見直しておれば、今このようないふれています。すなわち、制度設計を超えた場合には、速やかに設計を見直して補てん金の満額支払いをする措置を講ずることが必要と思われます。また、積立金が経営安定に必要な所要額が積み上がった場合には、生産者拠出の低減や無事戻しを行える仕組みとすることが必要と考えます。

環境保全向上対策については、環境保全型農業

の積極的な推進を図るために、地域資源保全向上対策と別の対策として仕組み、全額国費助成で対策を講じるべきです。地域共同の取り組みとは別に、個人でエコ農法に取り組んでいる農業者に対して直接支払いを導入することが、より環境に優しい農業の効果ある施策と考えます。

慣行農法から減肥・減農薬栽培や有機農業などに取り組む農家に対し、持続農業法を改正して、同法の中に耕作面積に対する直接支払いを盛り込む手法などを考へるべきだというふうに思いました。

農林水産委員会の皆さんとも御議論いただきながら、本当の意味での担い手農家が明るさの見え、また農村が活性化するような経営安定対策にかかる、あるいは不安、不満、これが非常に多くなるようよろしくお願ひ申し上げ、意見とさせていただきます。

○二田座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終りました。

○二田座長 これより委員からの質疑を行います。

○御法川委員 おはようございます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。御法川信英君。

○二田座長 ありがとうございます。

○御法川信英君 おはようございます。

きょうは帯広での地方公聴会ということで、四人の陳述者の皆様には、本当に貴重な意見を賜りました。

○吉田義弘君 ありがとうございます。

対策法が国会の方で審議をされている中で、こう

いう形で、現場の、農業を営まれている方々からの御意見を伺えたことは本当に貴重な時間でしたと思いますし、私は、実は秋田三区と

この点について皆様はどうのようにお考えか、まずは四人の皆様に、お一方ずつお伺いをしたいと思います。

○吉田義弘君 今御法川先生から、この対象農家の要件といいますか、北海道では、個人経営十ヘクタール、それから集落営農では二十ヘクタールということですけれども、ただ、私ども、この今開催地であります十勝あるいは網走あたりを中心にして考えますと、特に、面積要件については、もちろん不満といいますか心配もされるわけありますけれども、比較的少ないんですね。

ただ、先ほど話もありましたように、北海道も非

に思つておるところでございます。

今回の法案に關して、さまざまな御意見あるいは御心配があるということで、これは実は私の地元でも同様でございます。やはり、新しい政策に対する不安、期待もあるんでしようけれども、不安もこれはあるというものが正直なところではないかなと思います。

きょう四人の皆様の御意見を伺つていて思いましたのは、私の地元とやはりかなり違うなと思うところは、一つは、直接支払いの対象農家の要件といつのが、認定農業者の場合は四ヘクタール、集落営農の場合は十、北海道の場合は二十といふことですけれども、この件についての問い合わせ、あるいは不安、不満、これが非常に多くなるのが、実は当初一番多かったわけでございますが、きょうはそういう部分についての御意見あるいはございまして、これは何とかならないかという意見が実は最初一番多かったわけでございますが、これが非常に多くなるようよろしくお願ひ申し上げ、意見とさせていただきます。

○二田座長 ありがとうございます。

以上で意見陳述者からの御意見の開陳は終りました。

そこで、直接これにつながつてくる件で、ひとつ皆さんに御意見を伺いたいと思いますけれども、今回のこの経営安定化対策の大きな特色の一つは、直接支払いをする対象農家を限定した、いわゆる担い手あるいは集落営農をやっている方々に限つて補助をしていくという、ここはやはり今までの農政とは全く違う部分ではないかなと私は考えております。

この点について皆様はどうのようにお考えか、まずは四人の皆様に、お一方ずつお伺いをしたいと思います。

○吉田義弘君 今御法川先生から、この対象農家の要件といいますか、北海道では、個人経営十ヘクタール、それから集落営農では二十ヘクタールといふことですけれども、ただ、私ども、この今開催地であります十勝あるいは網走あたりを中心にして考えますと、特に、面積要件については、もちろん不満といいますか心配もされるわけありますけれども、比較的少ないんですね。

ただ、先ほど話もありましたように、北海道も非

常に広うございまして、道南方面でありますとか、それから札幌中心の道央方面ですね、そういったところに関しましては、現在の農家の中で、このままでは三〇%、四〇%しか対象にならない、集落営農などによってその対象になるような手立てを今考えている、そういう非常にせつば詰まつた問題も抱えている地域もあるということを御承知いただきたいなと考えております。

○山田富士雄君 御案内のとおり、北海道は十へ

クタールですけれども、私ども、認定のところで心配していました。一部、なかなか認定基準に入らないという方も実際問題いたんですねけれども、それで、先般も、北海道全体の中、例えばてん菜がつくれなくなるというか、要するにてん菜をつくっている方で認定農家から外れている方が実際問題いらっしゃるのですかといつて、全農段階の会議でちょっと問い合わせをした経緯がござります。その中で、いや、てん菜の農家というのは大体全部入っているのではないかというようなことでしたので、確かに点はあるんですけども、大枠の中では、それに対する不満というのも、大枠の中では、そういう中においても、我々も結構あちこちでいろいろなお話や何かもさせていただきますけれども、余り聞かれないと、いうのが現実でございます。

○平和男君 そもそも、限定したことについてはむしろ能動的に受けとめているということでありまして、さらに言うと、補助だとかあるいは支援というお言葉を使われると、先ほどもお話ししましたけれども、私たちのやっていることを正当、公平に評価した結果としてこういうものが支払われる、その制度であるべきだということであつ

ひょっとしたら上がるのではないかということような、こういう乱暴な発言をしております。それは一定の、今の現状維持ということです。ただ、政策として、今言うように、まさしく先進国の中では最も低い食料自給率ということをどう考えるかということだと思います。これに関しましては、本当に、私は、農業政策ではなくて食料政策でやはりきちんとすべきだということであらからちらでいつもそんな話をさせていただいております。

そんなことで、このことについてはまさしく政策で、どこに自給率を上げられるか。経営安定対策は、先ほどもちょっと述べさせていただきましてけれども、まさしく今回の中で自給率を上げるというような方向性が、はつきり言ってないんですね。これについては十九年から真剣に考へるというようなことになつていてるみたいですねけれども、だとするならば、やはりここにそこをリンクしていくのが当然ではないか。

具体的な数字がありますよね、要するに、四五にするための。その中には、飼料用穀物だとかあるいは乳製品や何かでも自給率が上がるとなつているんですね。

私は、先ほど言いましたように、小麦だと砂糖については、はつきり言つて現状より低いといふのは、やはり大豆だと思います。大豆は四五%という自給率でござります。七五%が油でございますので、油の部分はともかくとして、少なくとも二五%の半分ぐらい、だとするならば、やはり一〇%ぐらいは大豆というのは国内で自給するという姿勢があつてしかるべきではないか。

ということになると、経営安定対策の中でもし仕組めるとしたら、大豆をつくった場合についで特別枠のゲタをつくるぐらいの政策的なものがなければ、やはり本当の自給率に向かつての希望というのが出てこないのではないか、そんなような自給率に関する考え方を持っていますので、よろしくお願ひいたします。

○平和男君 たしか穀物の自給率は二七%くらいだというふうに聞いていました。主要国でたしか百二十何番目、北朝鮮より低い。では、果たして関しましては、本当に、私は、農業政策ではなくベースの自給率という数字にそんなにとらわれないというか、それに振り回されない、真に賢い消費者教育あるいは国民教育が必要なんだと思います。

提言書の五ページから載つてございますので、大変恐縮なんですが、再度見ていただければと思います。「カロリーベースの自給率向上の観点から輸出促進や、自給飼料生産の振興など考へ得る有効な施策を積極的に講じ生産者の自発的な取り組みを誘導する」ことが必要だと。また、六ページ上段です。現存の生産能力を低下させることなく、豊かな食をすべての国民に共有可能なことをして米粉、またそういうものを普及していく、外産地の供給責任のもと、生産振興が図られていることが結果として食料自給率の向上に寄与しているんだ、こういった理論誘導が必要だというふうに考えております。

したがつて、数量ベースでの自給率など自給力の向上を総合的に検証するといったような政策環境が導入されるべきだというふうに提言しております。

以上です。

○白川祥二君 私も、この食料自給率について

は、上げなきやならぬ。もちろん、今、平君が言つたように、食料自給力というものを考へたとき、一番手っ取り早いのは今の米でございます。日本の食文化の変化によって、結局、米の消費が減つていく、それで違うものとる、そういうことによつて食料自給率がだんだん下がつてしまつた。

ですから、もう少し、国としても、例えば、米を食べろというのではなくて、米粉の普及だとか、そういう違つた視点のものに向けていくべきでないか。また、もしくは、将来のことを考え

たときに、エネルギーの問題も含めて、例えば米のエタノールをつくりしていくとか、そういうところにくべきではないのか。

お伺いしてまいりたいと思います。

白川さんは、ただいま意見陳述の中で、農業が果たす食料の安定供給と多面的機能の二重の役割が発揮できる施策を強く求めるとのお話をございました。農業が有する農産物供給機能以外の多面性で、こうした多面的機能が将来にわたつて適切かつ十分に発揮されるようになります。

農業者に対する直接支払いの導入、農業集落に対する支援を講ずることを盛り込んでおります。

そこで、豊かな農村の価値の政策への反映のあり方について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○御法川委員 ありがとうございました。平さんのおつしやられた自給力という言葉、大変いい言葉だなというふうに思います。

四人の皆様、本当にきょうはありがとうございます。それでお立場からではございますが、現場に即した率直な意見を聞かせていただきました。今後の法案審議の中でぜひ活用させていただき、またよりよい法案づくりに努めてまいりたいと思います。

○白川祥二君 仲野先生の今のお話で、民主党さんの案も若干見させていただいております。

そんな中で、私たち、今農村でどのようなことになつてているのか、要するに何を今するのかといふと、農村といふすばらしい環境というものがどんどんそれがれてきており、北海道は特に農業そして観光ということでありますから、余りにも規模拡大を進めていくと、離農が出てくる、そこに農村社会というものが形成されないということになります。

本日は、本当にありがとうございました。博子でござります。

○二田座長 次に、仲野博子君。

○仲野委員 おはようございます。民主党の仲野博子でござります。

本日は、四人の意見陳述者の皆様、大変御多忙の中ありがとうございました。そしてまた貴重な御意見を賜りました。心からお札を申し上げたいと思います。

私は、隣の釧路、釧路から参りました。今、北海道そして日本の農業が大変厳しい環境にあるということと、それぞれ四人の皆さんからお話をいたしました。きょうは時間が少ないので、要点を絞らせてお尋ねをさせていただきたいと思いま

ます。北海道農民連盟書記長の白川祥二さんにあわせまして、先ほど、EUのLEAD E.R.プラス事業という、ちょっとそういうことを調べさせていただきました。今何を私は言いたいかというと、例えば、私の近くにおいてもやはり高齢の方が農家をやめていきます。ただ、今の状態においては、昔は、農家をやめた、イコール都會へ行つたんです。ところが今は、都會へ行つて住むことができない。ですから、今の農家住宅で住んでいます。でも、その方はやはり、六十五で仮にリタイアしても、まだまだ五年、十年と働け



で、お一方の皆さん、大変ありがとうございます

○一田座長 次に、松木謙公君。

○松木委員 四名の方、本当に御苦労さまでござります。私は、北海道十二区を選挙区としている松木謙公と申します。どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

実は、事前にいろいろと質問をつくってきたんだ  
ですけれども、御法川先生の話を聞いていて、な  
るほどなどということがちょっとあったのですか  
ら、そつちの方にちょっと変えちゃおうかなと  
思っています。

四五%にしようというのが政府の案、そして我々民主党は、五〇%を十年かけて、そして六〇%に持つていこうということを言つてゐるわけでござります。そして、ふだんの委員会で私がこの質問をしたときに、きょうは来られていませんけれども鳩山邦夫先生が、私にやじを飛ばしまして、何を言つておるんだ、もつともっと上げるんだ、こういうお話をいただきまして、怒られたということを今でもよく覚えているんです。

ちろん油を使うだとかいろいろなことがあって、  
一〇〇%になるわけがない。しかし、御法川先生が  
も言つていることもそうだと思うんすけれども、  
言つてていることもそつだと思うんすけれども、  
自分の国でつくつたもの食べるようにしてようと  
いうことなんぢやないかなというような気がしま  
す。

例えば、今回のBSEの問題、これも、そもそも日本でもし全部食べる分をつくっているのであれば、それはひょっとしたら変なものが入っているかわからないものを、わざわざ食べることもなわけですね。そして、日本とアメリカも食に対する考え方方が随分違うといふに私は思うんですね。随分と日本人というのは、ある意味でやはりきっちりとしている。アメリカの方は、聞くところによると、何千人も一年間に食中毒で亡くな

なつてゐるというような話を聞くわけですね。  
そんなところのものを何も好きこのんで食べる必要はないというふうに私は思つておりますけれども、そこはそこ、やはりアメリカと日本という同盟関係とかもあつてしまふのがないんだろうなと思ふときもありますけれども、私は外務省の人を呼んだときは、ぜひタフ・ネゴシエーターになつて、ちゃんと我々の主張を通すようになんば頑張つてもいいといふことをふだんから言つてゐるわけ

外國産のものを食べないで済むようにしたいと  
いうことが一つの願いではないかというふうに、  
ふと私は思ったわけですが、きょう陳述して  
いただいた四名の方々から、この私のちょっと  
した意見に対してどういうふうに思われるか、お  
話を聞かせていただきたく思います。

○吉田義弘君 食料自給率を上げるために、国産品、国内で生産された食料をどんどん食べていただき、これは非常にこのことに尽きると私も思います。

問題は、国内生産されたものと、それから輸入されるものの格差といいますか価格差ですね。私たちも、特に野菜農家の方あたりは、外国から入ってくるものが例えば十キロ八百円だとしますね、それから、国内で生産するものが千円だ、こういうことであれば、何とかあと二百円頑張ってみたいいな、そういう努力もいたしますし、する気にならんですね。ただ、仮に一百円と千円だとしたら、これはそもそもまるで違うわけでありますから、初めから競争にならない、そういう実態というのが現実にあるんですね。それは、千円でなければ生産できないというさまざまな日本の国内の事情があるわけでありますけれども、そういうところが農業者の現場でどうにもできない、そういう非常に残念なことが現実としてあるんです。そういったところを、何か政策の中で、国産品が消費されるよう改めてお願いたしたいなど考えております。

○山田富士雄君　まさしく地産地消を含めた、日本でつくられているものを日本人に食べていただけ、まさしく日本のそれぞれ文化なのかなと。やはり季節のものを季節に食べるという風習がどこかでなくなつて、一年じゅう食べなくなつてきました。そうなつてくると、商社がそれに合わせてオーストラリアの方から輸入してくる。そうすることによってアスパラは一年じゅう食べられるとか、そういう状況。農産物でいえば、北海道でいえば、タマネギや何かにしてもそういう状況になつてきている。こういう本来あるべき文化を失つて、それが、外国の農産物に頼らざるを得ない、頼つて、それをまた食するということが一つの背景にあるかと思います。

あと、もう一方で、ことしの五月から、ポジティブリストといつて、要するに農業の残留の関係の法案が正式に施行されるということになります。これに関しては、生産現場としてはちょっとと大変だなという思いもありますけれども、これは、輸入農産物に対して、外国への警告として、一つのメッセージとしてはいいのかなというふうに思つております。

これはちょっと具体的に言つていいのかどうかわかりませんけれども、中国産の野菜についてはこれによつてかなり心配しているということが一方にございます。これは、かなり強い農薬というものを使つて日本に輸出しているというようなことが現実としてあるみたいですから、今の段階としては、これは厚生労働省の範疇になつて、要するに検査段階で一定の、今度は○・○一 ppmですかというような日本の正式な基準もできましたので、それらにおける基本的には、まず地産地消と安全、安心はやはり国産品からというようなメセージとしては一つ違つた意味でセールスプロンプトがふえたのかなというふうに思つております。

わかりませんけれども、中国産の野菜についてはこれによってかなり心配しているということが一方でございます。これは、かなり強い農薬というものを使って日本に輸出しているというようなことが現実としてあるみたいですから、今段階としては、これは厚生労働省の範疇になつて、要するに検査段階で一定の、今度は〇・〇一 ppmですかというような日本の正式な基準もできましたので、それらにおける基本的には、まず地産地消と安全、安心はやはり国産品からというようなメッセージとしては一つ違った意味でセールスポイントがふえたのかなというふうに思つております。

安心、安全、そして地産地消、そして食育。先般も、あるところで食育とは何だらうというようなことをも聞かれました。食育についても、本当にもちよつと理論をきちんと整理して普及すべきではないかというふうに思つております。それによつて自給率は上がるのではないかと思つております。

○平和男君　松木先生のおっしゃるとおりであります。

観光農園、体験農園をやっているという前段のお話、平成六年ぐらいからやつていまして、その当時は地産地消などという言葉は全然まだ普及されておりませんでしたし、もちろん愛食運動なんというのもそこそこにやつと聞こえできました。が、今やはりそういう活動をやつている生産現場に携わっている者、あるいは学校教育の現場に携わっている方たちが非常に多くなってきて、農協青年部も、そういう意味では、子供農業体験事業を通じまして、まずは現場と生活者、あるいは消費者、あるいは子供を介して学校の先生や親御さんに向けて自己発信する機会というのを持つてきました。

ただ、私は、そういう意味では、今回の品目横断の対象品目は、原料型作物と言われている、いわゆる白物と言っているもので、例えば小麦粉、砂糖、でん粉。真っ白になつてしまえば、例えば安くて、安定的に、安心で安全でならば、別に国産のものじゃなくても構わないというような、まだそういう意識がひよつとしたらあるかもしれません。それと生産現場はどう戦つていくのか。戦つていくのかというか、メード・イン・北海道を、メード・イン・ジャパンを、メード・イン・十勝を食べてくださいというのは、やはり消費者、生活者とのコミュニケーションを生産現場といかにとるか、やつていくかということなのかななどというふうに思います。

○白川祥二君 外国産を食べない、これはなかなかが難しいことだなというふうに私は思います。

ただ、その中で、さきに山田さんも言つていたとおり、ポジティブリストの問題、これがやはり中国あたりがかなり危機感を持つていてるというふうに聞いております。私もある現場に行つたときに、そこにハ工もたからない、鳥もない、そういう港があつた。これはどういうふうにして入つてきてているのか、これは検査しているんですかと言つたら、これは一切していません。要するに、水際の検査というのは一切していらない。です

から、我々が見た感じでは、二年も三年も置いておいても一つも腐らないようなものが堂々と日本の食卓に入つて、これが果たしてどうなのか。その辺の問題がやはり消費者に何も知れ渡つていいのではないか。

私もそうですけれども、私もいろいろなものを買わせていただきますけれども、やはり消費者といふものは、デパートに出ていて値段を比べたら、内容がきちんと表示されなければ安い方を買うんですよ。ですから、その辺の部分の表示

といふのをきちんとしていくかないと、そして消費者みずからが選択できる、その中にどういうものが入つているんだができるだけ多くわかるようなものが必要ではないのかなという気がします。

それと、もう一つ私がちょっと危惧しているところは、日本の農業に対する技術、種苗でも、要するに技術ですね。栽培技術。これが多分、種苗も技術もすべて国費、税金で賄つてここまで技術を向上させてきましたよね。それがいとも簡単に東南アジアに盗まれているといつたらいのか、日本の商社が持つていて、そして日本の商社が安い労賃で国内へ入れてくる。

これははつきり言つて、我々生産現場にとつてもすごく矛盾を感じる。我々が何十年もかかつてつくり上げた技術がいとも簡単に一週間ででき上がる。ですから、私も台湾へ行つたときよく言つたことが、今日本で、青森でどんなリンクが

売れているんだとかそんな話を聞いたとき、こうか難しいことだなというふうに私は思います。

ういう感じで、それもまたとも簡単にそういうふうに盗まれている、こういう現実があります。

ですから、外国産を食べないんじゃなくて、そ

ういう実態というものをきちんととしていかなければならぬし、そういう開発、輸入に対する国の姿勢というものもやはりお願いしたいなというの

が率直な意見です。

以上です。

○松木委員 ありがとうございます。

委員長、もうちょっとだけいいですか、せつかく常広まで来ましたので。

○二田座長 時間でござりますけれども、では、どうぞ。

○松木委員 「直接支払い等における民主党案と政府案の対比」というのを皆さんにお渡ししておりますので、これは後で見ておいてください。そ

れでどっちがいいかよく選定していただきたいと

いうふうに思つております。

それと、本当に私は思うんですけども、先ほど、十キロ八百円と千円だったら何とかなるけれども、二百円じゃどうにもならないよというお話

がありました。まさにそういうところに私は税金を使つていいと思うんですね、いろいろな意味

で。それで安心して物が食べられるわけですよ。

そういうふうにしていくのが我々この農林水産委員会の一番の使命だというふうに思つております。

す。これには自民党さんも、そしてきょうお越しの公明党さんも、そして社民党さん、共産党さん

はきょう来ていませんけれども、あと民主党、みんなが一丸となつてやはりしっかりとした食の安

心、安全というのを図るよう在我らも努力をしていきたいというふうに思つております。

日本書紀の中に「農」という字があつて、これはなりわいと読むらしいんですね。要するに、私の

なりわいは何ですかといふ話がありますよね。本当に農業というのは、日本人の魂、そして心の一番

のふるさとだというふうに私は思いますので、皆さん方におかれましては、これからも一生懸命農業を頑張つていただきたい。我々も一生懸命それをサポートさせていただきたいと思っております。

本日は、四名の方に貴重な御意見をお伺いいたしました。

以上でございます。ありがとうございます。

○二田座長 次に、丸谷佳織君。

○丸谷委員 公明党の丸谷佳織でございます。

本日は、四名の方に貴重な御意見をお伺いいたしました。

私は方からは、本日のテーマでござります農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案ほか政府提出二法案、合わせて三法案、あわせて民主党提出の食料の国内生産及び安全性の確保のための農政等の改革に関する基本法案について、それぞれ皆様からお話を伺いました。

私は方からは、本日のテーマでござります農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案ほか政府提出二法案、合わせて三法案、あわせて民主党提出の食料の国内生産及び安全性の確保のための農政等の改革に関する基本法案について、それぞれ皆様からお話をお伺いしました。

かす面でもう少しお話を伺いたいと思います。

○平和男君 後継者問題まず一つ言及したいんですけれども、お父さん、農家をやりたいんだと言つて、いや、農家はダメだ、もうからないから、公務員をやれと。後継者をつくらないのはまた一方で農家自身であるというのも、これは正直な話であります。

比較的そういうコンテンツが薄いのが、例えば北海道東部、道東と言われている、比較的規模拡大が先行した、あるいはそれをもつてして構造改革が成功したと言われている十勝、北見、釧路、根室あるいは宗谷、そういう地区なのかなと思ひます。

私は方からは、本日のテーマでござります農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案ほか政府提出二法案、合わせて三法案、あわせて民主党提出の食料の国内生産及び安全性の確保のための農政等の改革に関する基本法案について、それぞれ皆様からお話をお伺いしました。

もう一点は、新規就農者の話です。新得にはレディースファームスクールというのがありまして、女性に限つてということなんですが、研修施設があります。定員十三名ぐらいのところを、大体毎年三分の一ぐらいは、私、農家をやりたいんだ、要するに、酪農家をやりたいんだと非常に希望を持って来られて、一億円でも持つて来られたらすぐできるんでしようけれども、お金が要るんだよ、そんな簡単なことにはいかないんだと組合長と町長に言われて、大体二ヶ月ぐら

いしたらしょほんとしょぼくれちゃうんですが、それでも私やりたいんだ、できれば御縁があつた

ら農協青年部の独身の方と何とかなればといふ

うに非常に強いアプローチをいただくことがあり

ました。私に家内がいなかつたら何とかする話

だつたんですが、そういうことにもなかなかならない。こういつた新規就農者を受け入れる、あるいは受け入れやすい、そういう環境をまたつくつ

ました。

ただ、これは小さいコンテンツでやつていても

なかなか成果が上がらないことであつて、そ

れこそ行政が、地域が、受け入れ農家が、あるいは在来する農業者が、向かっていく方向性をしつかり認識した中で、若者の取り組みというか若年

層の取り組みをカバーする、あるいはケアアップ

するというような体制がこれから必要だし、まさにそれはソフト事業なので、お金的にすぐ評価さ

れる、あるいは結果として出ることではないですか。

やはり人づくり。私たちによく、人づくり、土

づくり、それから愛する郷土づくりというよ

うなコンテンツでやつているんですけども、まさ

に、郷土を支え、そしてその土地を耕すというの

は、すべからく人づくりに起因するんだと。どん

なに立派な農村があつても、どんなに立派な箱物

があつても、人がだめならだめなんだ。だから、人づくりは、やはりそういうところは、まさに地

域教育であり、あるいは予算をかけてつくらなけ

ませんが。

ねばいけない一番大事な部分なのではないかなと

思います。

○丸谷委員 ありがとうございます。

続けてもう一点、平さん、今のお話の中から

お伺いをしたいと思うんですけれども、北海道農

業の特色としまして、新規就農者の中で、Uターナー

ン就農者よりも新規学卒就農者の割合というのが非常に高いということは、扱い手の傾向性を知る

上で非常に重要なことだと思います。それに加え

まして、新規就農者の方のモチベーションの違い

というものも、実際に扱い手育成の面からいろいろな面で地域差があり、また支援の難しいところ

だと思います。

本日、平副会長のお話の中で、真に意欲のある

扱い手か否かという御発言がございました。真に

意欲のある扱い手に対して当然支援は行われるべ

きであり、そうした人たちを行政、国は応援して

いますけれども、この点について、さらに御意

見、御指導があればお伺いをさせていただきます。

○平和男君 正直言つて、三十分も四十分

へクタールもつくついたら、なかなか地域貢献

が回らないというか、おまえ、そんなことをよくこ

の忙しいのにやるねというのが実は周りの評価で

あつたり、正直なところなんです。それであつて

も、その農村を守つていくのはそこに住んでいる

人なのであつて、例えば社会教育の場面があつた

り、社会体験の場面であつたり、農村の振興で

あります。

○丸谷委員 貴重な御意見、どうもありがとうございました。

今後の審議に当たりましても、さらによく制度

設計の上でも、今後詳細に検討を重ねて結果を出

してまいらなければいけないというふうに考えて

おります。

続ぎまして、本日の質疑の中で、食料自給率及

び地産地消、教育ということを御発言もいただい

ておりますので、この点についてお伺いをさせて

いただきます。

白川書記長にお伺いをさせていただきます。

ちが能動的にあるいは有機的に結びついて初めて農村振興が成るというふうに考えます。

だから、どれをもつてして真に意欲があるかな

いかというのは、本当にそれはシステムマッチの

話をいうと非常に難しいんですが、例えば農協青

年部の部長をやつた人とか、それはちょっと手前

みそでけれども、そういったコンテンツがないと、皆さんどうでしようか、地域がどれだけ疲弊

しているかというのは、どこにある問題かもし

れませんが。

北海道の公立の中学校はたしか二千五十校ぐ

らいあると思います。この五年間ぐらい、四十校

から五十校ぐらいずつ減少していきました。年に

よつてなんですか、大体六割から七割ぐら

いは、この十勝、北見、釧路、根室と言われてい

る、いわゆる規模拡大が進行した地域の農村部に

集中しているわけです。規模拡大が進むというの

は、イコール農村が枯れるということなんです。

ここに来て、もうこの辺が限界なのであって、

この生産環境をしっかりと守つて、その文化を

守つていくためには、そこでしっかりと働いて

いる例えは消防団あるいは農協青年部、そういう地域

貢献性にしっかりと足を置いて、もちろん自分の経

営もしっかりとやつて、その方のその評価ある

いはその努力度をどんな時点で認めていただく

か、あるいは評価していくとかというのを現場

から投げかけて、そういう主張が過去からの

ものだつたということあります。

具体的にこうしてくれ、ああしてくれと言うの

は非常に難しいのですが。

○丸谷委員 ありがとうございました。

続いて、農業会議の副会長であります吉田さん

にお話を伺いました。

副会長の方から、御発言の中で、ゲタがつく、

つかないということによって農地の流動化に影響

が及ぶのではないかといった懸念が表明をされま

した。実際にそういう声をいろいろな方から私

もお伺いをしてきたところでございますけれども、

この過去の生産実績というのは、政府の説明

によりますと、個々の農業者単位につくもので

あって、農地に張りついているわけではないの

で、農地の売買あるいは貸借等の権利移動が伴う

場合には、農業者間での過去の実績の移動を可能

とする仕組みを考えているところだといった説明

がございました。

この法律案の副会長が御指摘なさったところが

払拭できるものというふうに考えるところでござ

いましたけれども、この点について、さらに御意

見、御指導があればお伺いをさせていただきます。

○吉田義弘君 今までのホームページなどを見さ

せていただいておる限りでは、農地に過去の生産

実績がついて、それが、農地の権利が移動したと

きに、そのまま新しい所有者あるいは権利を取得

した方に行く、そういうようになります

わけでありますけれども、そういうことであります

と、先ほど、冒頭お話しさせていただきました

ように、過去実績のない農地についてはなかなか

受け手を探すのが困難だ、そういうことが非常に

心配されるわけであります。できますれば、扱い

手に何かついていくような、過去実績というも

のが農地にとどまるのでなしに扱い手にうまく移譲

されにくようなそういうシステムができるれば、

農地流動化を担当する現場といたしましても混乱

は少ないかな、そういうふうに考えているところ

であります。

○丸谷委員 貴重な御意見、どうもありがとうございました。

今後の審議に当たりましても、さらによく制度

設計の上でも、今後詳細に検討を重ねて結果を出

してまいらなければいけないというふうに考えて

おります。

続ぎまして、本日の質疑の中で、食料自給率及

び地産地消、教育ということを御発言もいただい

ておりますので、この点についてお伺いをさせて

いただきます。

白川書記長の方からは、御自分も麦あるいは米等を由仁町でされているというお話をございました。本日、四人の方々からは、民主党案について等は特に御意見の表明がなかつたわけでございますけれども、例えば白川さんは麦も生産をされています。民主党案において、食料自給率を十年後には五〇%，その後六〇%と持つていく中で、例えば小麦の生産について考へた場合、五〇%に設定をしますと約四百万トンの生産になるという御答弁を以前委員会等でいただいているところでござります。

実際に今の日本の小麦、主に食べられているものは、うどんに使われているのが一番多いといふのは、うどんに使われているのが一番多いといふように承知をしておりますけれども、めんを中心

に八十六万トンの消費の中で、十年後に五〇%小麦をつくる際に四百万トンということになりますと、需要との関係からどういうふうに考えて整理をしていけるのかなというところでござります

が、小麦をつくるれているという立場からお考えになつて、この自給率と各品目の生産目標ということに関して御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○白川祥二君 今の食料自給率の問題で、民主党

さん、小麦に限定したかと思ひますけれども、その辺については四百万トンというような形だと思います。そのことについては、自分はちょっと

まだ詳細はわかつておりますけれども、ただ、今日の日本の国土を考えたときに、果たしてそれができるかどうかは別として、かなり大きなハードルかなという気がします。

ただ、私としては、やはり小麦は、要するに外國のものに依存しない、国内のものをできるだけ消費、つくる、その生産基盤というものを構築していかなければならぬのと、あわせて、今、パンなどかうどんとかそういうものに、やはり日本

の気候風土に合つた米の粉というものをうまく活用できないのか、そういうトータルな中の食料自給率向上ということは考へられるのではないの

かなという気がします。

○丸谷委員 どうもありがとうございました。

それでは、山田委員長にお伺いをさせていただきます。

先ほど山田委員長の御発言の中から、独自の自給率、自給力、あるいは地産地消、食育についての言及がございました。國の方では、食育基本法を法律としてつくりまして、先日、基本計画を立てたところでございます。今後は各都道府県、市町村ごとに取り組んでいたくこの食育運動でござりますけれども、食育という言葉は定着をしておりますが、その活動内容ですとかあるいは方向性については、各地域の独自性を生かすという意味もあると思いますけれども、実際には現場、学校あるいはPTAの皆さんも、どういうふうに取り組んでいたらしいのか、ちょっと不透明なところがあると思います。不安を持っていている方もいらっしゃるかもしれません。

そういう皆様のためにも、ぜひ山田委員長の方から、北海道が取り組める食育、この点についてもう少しお話を伺いたいと思います。

○山田富士雄君 私は本当に田舎の学校を出ておりました。全校生徒、小学校と中学校を合わせてわずか百二十名ぐらいの学校で、当然、当時学校には学校の畑というのがあったんですね。学校の畑で要するに農作業体験ができたということでございます。

そういう意味においては、私の学校は農村の真ん中だったんですけども、種苗センターといつて國の機関の子供たちが約二割ぐらいはその中にいました。

いまして、我々は日常茶飯事、ある程度手伝つて面に向かつてのメッセージ、逆を言つたら、本州方面の方にしてみれば、東京近郊の方にしてみれば、要するに食料生産現場に対しての身近なところからの感覚を持つていただきたいというふうに思つておるところでございます。

これは私はよく言うんですけども、持論の中でも、要するに、スーパーに外国の品物と日本の品物があつたときに、値段が高い安いはあるかもしれないけれども、それが例え家計に及ぼさない範囲であれば、やはり国産品を買つていただく、そういう心を養うところがどこかに必要なのかな、気持ちを持つていただきたい、そういう考え方を持っています。

もう一つは、私の子供がちょうど中学生ぐらいのときに、東京の中学生の子供たちをファームマ

ンするという東京都と帯広市の一つの企画がござります。

○二田座長 いまして、そのファームインの子供たちを随分何人も受け入れをいたしました。

それで、子供たちの感想文の中で、当然、北海道にせつから来てはいるんですから、観光も入つてあるんです。ところが、八割九割の方が、やはり農作業体験のことについてすごい感銘を受けたと、北海道にあるは日本にこんな生産現場があつたということについての驚きというのが感想文に随分書かれていました。そして、少なくとも、そういう子供たちがやがて大人になったときに、我々が北海道産ですよといつて例えば本州に送つたものについてはひょっとしたら食べていただけるのではないか、そんな思いもしたわけでございまして、そういうことに関しましては、本当に地域、あるいはこういう言い方はどうかわかりませんけれども、修学旅行だとかそういう中においての、やはり食育教育なんかもどこかに入つていくことによって、より身近なものになる。

特に、北海道における、日本の食料基地、日本

の農地面積のそれこそ約五分の一近くが北海道、百二十万ヘクタールぐらいあるという現状でござりますので、そういう中における北海道の果たすべき役割というのは、当然、地元あるいは本州方

面に向かつてのメッセージ、逆を言つたら、本州方面の方にしてみれば、東京近郊の方にしてみれば、要するに食料生産現場に対しての身近なところから感覚を持つていただきたいというふうに思つておるところでございます。

これは私はよく言うんですけども、持論の中でも、新鮮な意味でそういう子供たちが農作業体験ができたということでは、当時は自然とそういう環境にあつたのかなというふうに思つております。

○二田座長 いまして、そのファームインの子供たちを随分何人も受け入れをいたしました。

○菅野委員 最後になりました。社民党的菅野哲

雄でございます。貴重な御意見をお聞かせいただきます。

私は、今回、皆様方のお手元に、政府案と民主党案という形で、この対照を配らせていただきました。今回は民主党案という形で提出されておりますけれども、一〇〇三年に民主党、当時の自由

党、そして共産党、社民党、野党四党で大きな議論を行つたという経過がございます。そのときの議論というのは、食料自給率をどう向上していくのか、意欲のある農業者というものをどう育てていくのか、そして米の生産調整によって生じる遊休地をどう解消していくのかということで議論を行つた経過がござります。それを踏まえて今回民

主党案として提出してきたというふうに聞いています。

最初に、吉田副委員長、それから、平副会長の方からお聞きしたいんですが、先ほどの意見陳述

で、遊休地の問題、今回の品目横断的經營安定対策においてはこの遊休地の解消というのがなされないんじゃないのか、そういうそれが存在するんだ

だというふうに言われました。一部手直しすれば、そういうふうに言われました。一部手直しすれば、そういうふうに話されておりますけれども、引き受けれる人がなくなるというこの根本的な問題というのは、今回の品目横断的經營所得安定対策、この

制度の抱えてる根本の問題だというふうに私はとらえているわけでございます。

そういう意味においては、民主党案としては、そういう問題を生じさせないためにも制度設計を行つたという過去があるわけでございますけれども、これらについてどういう意見、考え方を持つておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

○吉田義弘君 遊休農地に関してでありますけれども、先ほど全国の農地面積が四百七十万ヘクタール程度と申し上げましたけれども、その中

で、正確なデータはちょっと私今存しておりますけれども、一割近くはひょっとしたら遊休化して

いるのではないか、そういう懸念があるわけであ

ります。

ただ、私どもの今住んでいいる十勝、帯広地域は、特に私、帯広市の農業委員会がありますけれども、遊休地というのは実は確認はいたしております。といいますのは、やはりその地域の農業がしつかりしていれば、それは生産面、それから扱い手面、いろいろありますけれども、しつかりしていれば、日本のこの少ない農地がそんなに遊んでしまうはずがない、私はそういうふうに考えております。

特に、今回の制度と遊休地の関係でありますけれども、そういう御心配があることは私もそのようになります。ただ、やはり制度的に、しっかりとこれからやつていこう、頑張つていこうという、扱い手にうまく権利が移動するようなシステムが、今ちょっと不十分なんですね。そちら辺を制度的につくついただくと、農地を出す方も安心して出せる、それから受ける方も、いろいろな制度面で安心して農地を買うなり借りるなりして営農ができる、そういういま一つ不十分なところがあるのかなと考えております。そういう点を解決すれば、農地流動化というのは、農業委員会も一生懸命やつておりますので、うまくいくのかなと考へているところであります。

○平和男君 資料の中で、書き方としてちょっと見ておられるのが、農地の少ないと、たしかに、一生懸命やつておられるので、吉田さんが言われたように、当地区は、そういう意味では、全国から見ても非常にまれな遊休農地の少ない、たしかに何%ぐらい、多分北陸三県から見たらけたで二つぐらい違うはずです。つまり、しつかり生産意欲と供給責任を持つて産地がそれに取り組んできたというあかしなんだと思ひます。

制度の改変時期にあつて、このフラストレーションやストレスが、間違つてもこんなことにはならないようにしていただきたいというような意見だったというふうに整理していただければなと思ひます。

やつてることとはやつてないので、ベンベン草

なんか生やすわけないんだというつもりでは皆さ

んいるんだけれども、残念ながら、その一線を越えてしまうと、北海道十勝にあっても遊休農地が発生する、あるいは農地の本来あるべき姿として次に担い手に継承できないというのを懸念していました」という発言だったということで整理をしていた

だきたいと思います。

以上です。

○菅野委員 次に、山田さんと平さんにお聞きしますけれども、現場からの具体的問題を指摘していただきまして、本当に参考になりました。ありがとうございます。

それらの問題点がこれまでどのように議論されてきているのかなという、逆に、私から見れば、これからしつかりとしたものとして定着させていくためには、逆に、問題点を克服するような議論がなされなければならないなどというふうに思つております。

それぞれ組織の代表という形で活躍なさつているわけでございますけれども、JAあるいは農業委員会、自治体、農業者が一体となって取り組んでいかなければならぬ大きな課題だというふうに私は思つています、戦後農政の大転換というふうに言つておられますから。

それで、これまでの議論の経過と、今後の方向性をどう考へておられるのか、ぜひお聞かせ願いたいというふうに思ひます。

○山田富士雄君 冒頭の意見の中にも述べさせていただきました。

我々が、当初こういう政策が組まれているといふことは、当然、運動体の中でかなり情報としては入りましたし、当然、整理して、ある程度要望を申し上げてきたといった経緯はございます。ただ、一貫して私たちが言つていたことは、現行に於ける農水予算の中で動くのか、さらにそれにプロセスしてこの制度が始まるのかというのが、大き

て、いろいろな具体的なものが出てきたときに、

例えば、麦でいえば経営安定資金、あるいはてん菜でいえば交付金、あるいはてん原バレイショでいえば引き合せ比率分についての補償というごとに置きかえられたときに、前段言いましたように、てん菜においては現行の予算より枠が小さくなるということになると額が減つてしまふとい

うことが見えてきた段階で、これは総論的にいつたら農家の粗収入は減るよということ、どう見ても希望的なものはなつていないのかな。

もう一方、農地・水・環境保全対策もございますけれども、こう言つてはなんですかれども、畑における北海道では千七百円の、三千四百円ですか、あるいは草地における百円、倍にしても二百円というものもあるんですけれども、これは余りにも、言い方が悪いかもしだれども、ある

ということは評価しますし、今後この方向で所得政策をしなきやいけないということについても評価いたします、それと、環境問題についても評価いたします、ただ、国が取り組むにしては、余りにも予算が、一けたぐらいは違うのではないかという思いがしてならないところでござります。

そういうことは評価しますし、今後この方向で所得政策をしなきやいけないということについても評価いたします、それと、環境問題についても評価いたします、ただ、国が取り組むにしては、余りにも予算が、一けたぐらいは違うのではないかという思いがしてならないところでござります。

○平和男君 具体的に議論経過のお話をすれば、平成十三年八月の農業構造改革推進のための経営政策の前後あたりで、いわゆる生産者、特にJA青年部の担当手と言われている人たちが、ああ、もうそろそろ僕らの出番なんだな。お米の次は、いわゆる輪作体系をもととする大規模畑作経営というふうに一行が入った時点で、ああ、もうおれたちの出番だと。ただし、それまでは、昭和六十一年以降、ずっと、いわゆる保証価格が右肩下がりに来ていて、その中でも最大限の農家所得、農業所得を確保しなければいけないということが、現場ではそれできゅうきゅうしていただといふのが実は正直な話です。

ただ、向かつていていたところは、いわゆるヨーロッパ、EUの、三圃式、四圃式と言われてゐるあの輪作体系を先生にして、あるいは技術輸入してはいた。ただ、今ここに来て、ビートにしてレーシヨンでつくつたところによりますと、当然、今までと量をとることによってかなりもじやガイモにしても小麦にしても、あるいは酪農の生産水準にしても、どれをとってもEU所得がふえる。でも、今度の政策によるとその比率が極めて小さくなつてしまふということです

で、そこにおける今までの努力、そして、前段言ふつとひとり取り残されているというか、置い

いましたように、今後努力することに果たして持続性が持てるのか、そういうことだつたんです。

我々も、本当に、自分としても今七十ヘクタール、農業を経営しておりますけれども、当初始めたころは十八ヘクタール、そして、多くの農民の方が、隣近所でやめられた土地やなんか引き受けたりなんかして今日に至つております。本当に、痛みの中で私の農業もあるというふうに思つてますし、今後こういう痛みが続くのかというふうを考えたときに、違つた意味での不安感も当然ございますし、ただ、前段言いましたように、競争の原理というのは本当になくなる、それと別対策か何かで何とか支援をしていただかないと、努力する者が報われるという、本来の農民の魂というふうですが、農業に対する取り組みがそれがれてしまつということが一番危惧しているところでございます。

○平和男君 具体的に議論経過のお話をすれば、平成十三年八月の農業構造改革推進のための経営政策の前後あたりで、いわゆる生産者、特にJA青年部の担当手と言われている人たちが、ああ、もうそろそろ僕らの出番なんだな。お米の次は、いわゆる輪作体系をもととする大規模畑作経営というふうに一行が入った時点で、ああ、もうおれたちの出番だと。ただし、それまでは、昭和六十一年以降、ずっと、いわゆる保証価格が右肩下がりに来ていて、その中でも最大限の農家所得、農業所得を確保しなければいけないということが、現場ではそれできゅうきゅうしていただといふのが実は正直な話です。

ただ、向かつていていたところは、いわゆるヨーロッパ、EUの、三圃式、四圃式と言われてゐるあの輪作体系を先生にして、あるいは技術輸入してはいた。ただ、今ここに来て、ビートにしてレーシヨンでつくつたところによりますと、当然、今までと量をとることによってかなりもじやガイモにしても小麦にしても、あるいは酪農の生産水準にしても、どれをとってもEU所得がふえる。でも、今度の政策によるとその比率が極めて小さくなつてしまふということです

てきぱりを食らっていた。生産現場はその感を否めない。しっかりと、それをどういうふうに勉強して何を言つていくかということについては、先ほどの提言書もそうなんですけれども、随分前段でいろいろと頭をひねりながらやってきたという結果の主張が、平成十六年にまとめたあの提言書なんだということです。

以後のことなんですか。もう本当に山田さんか  
力した生産者がと言われているのは、その平成十三年八月の農業構造改革推進のための経営政策の組織討議で、十勝の農協青年部が実はオリジナルで一番最初に言ったことでした。

平成十三年、十勝の会長は実は私だったんです  
が、そのときのオリジナルの文章はこういうこと  
です。より経営努力、より営農努力した生産者こそ、より報われるべき経営政策でなければならぬ  
い。当たり前のことだつたんですが、この当たり前のことがなかなか評価として見えてこなかつた  
前のことの現場のフラストレーションがそれに  
つながつていたということをわかつていただけれ  
ばなと思います。

○菅野委員 では、農地・水・環境保全向上対策について白川さんにお伺いいたします。

冒頭では、現行の仕組みというのを否定的にとらえていたわけですが、実際には、米をつくっている人として、よう出席して意見を述べられておりますけれども、水田の農地をどう確保していくのかというのは大切なことだと、いうふうに思つて、私も興味を持って環境対策というものをずっと議論してまいりました。平場農地と、それから中山間地域農業、農振地域に限つて支援していくという制度というふうにとらえているんですけども、私は、個々の要素というのは、いろいろな問題点は存在していることも承知しております。ただ、白川さんとしては、支援水準の問題、例えば、今で言えば、水田であれば二千二百円というのが妥当であるという観點からの否

定的見解なのか、その点をまず一点お聞きしておきたいと思います。

ただ、制度は、全農地へという形じゃなくて農地振地域に限定していることに対する問題点を一方では指摘しているのかなというふうに思ったんだですがれども、その点も確認しておきたいと思います。

それから、エコ農業の場合は、私がなされなければ支援できないんだということになると、問題点が存在するというふうに私は思うんですけれども、そこは努力していくという部分は尊重していただきたいというふうに思っていますけれども、エコ農業に対する考え方も一方では披瀝されておりますけれども、その点も再度お聞きをおきたいと、いうふうに思っています。

そして最後に、ここは、私も同じく大きな問題点だと思うんですけども、国の支援と地方自治体の支援を合体してしまうと、地方自治体が財政的に厳しいからということで、国の制度も適用になら

地方自治体としての支援という区分けの仕方をし

かわっていますけれども、私は、交付税措置、今の現状では厳しいという中で、国の施策と地方自治体の施策は分けるべきだというふうに考えているんですが、この点に対する見解というのもお聞きしておきたいというふうに思います。

○白川祥二君 農地・水・環境保全向上対策についての水準、まさしく、先ほど言ったように、農村の環境を守るために、今の扱い手経営安定対策を仮に扱い手にある程度経営安定対策をよしとした場合、やはりその一方の農村を守るということ

ころでの農地・水・環境保全向上対策、この言葉遣い、この農地・水・環境保全向上対策、これをつくったことは私はすぐ評価しております。ただ、今、山田さんも言ったように、この財源水準では果たしてどうなのか。畑作も酪農家さんも、水田地帯において、北海道の水田の機能を維持するためには、今、私の方で、一般水利費だけ

ほかに、北海道においては、それぞれ圃場整備といふものを行つております。小さい集落においてはなかなかそれができない。でも、北海道のようなどころは、やはり大型化を目指してきましたから、そこに対する圃場整備の事業費の償還額といふのが、多い人では、反当に、十アールあたり一万五千円、今あるんです。それを両方を合わせると最大で二万何ぼなんです。ところが、農水省さんのいろいろなシミュレーション、生産費調査をしたときに、すべてを網羅して統計学にしますから、反、十アール当たり、全部やつても三千円だから、とか三千五百円だととか、そういう少ない数字ですから、そこに大きな問題があるし、担い手といふ

ときには、そういう投資をしている、その水準が維持されていない。

それとあわせて、今、農村においても、我々も農業用水路、排水路また道路、そういうものもやはり現状の農家で行っています。でも、それだけではもうこれから先賄い切れないというふうに思つておりますので、やはり、農振地区だ、以外だとかそういうことはなくて、全農地を対象にすべきではないかななどというふうに思つております。

取り組むような方、そこに対するきちつとした  
ものを先に着目した中において、その周りがあ  
あ、それだったら私もやつてみよう、私もやつて  
みよう、そういう面に広がるような方が、私は  
よりいいのではないのかなという気がします。  
それとあわせて、国の出し方。先ほども野菜の  
価格安定制度の問題も出しました、中山間の問題

策、制度を訴えるのであれば、そういうものは本来は全額国がしていたのが私は筋だと思っております。でも、そうじやなくて、地方のやる気で出すよというとらえ方で、それぞれ、中山間の問題を出して初めて国も出しますよということがありますけれども、現実、我々生産者にうってはそこが一番つらいところなんです。

ですから、中山間の問題においても、昨年度、道の予算がどうしても、事業を出したら、積み上げたら足りないよということ、三%一律減額をすよということ。それと、慌てて去年手を挙げて、さあ取り組もうかなと思つたとき、中山間、条件不利のところが手を挙げたけれども、もうあ

に中山間の条件不利対策が受けられないという現実。

それと、今の野菜価格安定制度も、今まで北海道においても、タマネギだとかそういうある程度大型の野菜の安定制度を構築してきたんですけれども、では、現実にこれから軟弱野菜、葉物野菜、そういうものも順次拡大しようといったやさきに、やはり道の財政が厳しくなってきたということです。ですから、今北海道において、重量野菜はもちろん、軟弱野菜もそうなんですねけれども、中国からの輸入攻勢によつて、瀕死の状況になつてきている状態であります。

ですから、その部分の、足腰の強い農業をつくるためには、やはり野菜価格安定制度だとかそういうものをきちっとしなきゃならぬ。でも、道財政が厳しいばかりに、国はあるんですよと言つ

んですけれども、道財政が厳しいばかりに、これが、我々生産現場においてはその制度に入れないと、こういう矛盾がございます。ですから、菅野先生が言つたように、国プラス地方でなくして、本来は国がやるべきことなんですが、けれども、今回のこういう制度でありますから、これを、差し当たつて、国プラス地方にする場合は、やはり、そういう前向きな姿勢をとつた地方に対しては、きちんと交付金で明示して出していただければ、その地方もよりやりやすい、また北海道農業の足腰も強くなるのではないかなどという気もします。

以上です。

○菅野委員 どうもありがとうございました。  
○二田座長 これにて委員からの質疑は終了いたしました。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。

意見陳述者の皆様方におかれましては、御多忙の中、長時間にわたりまして貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。本日拝聴させていただきました御意見は、当委員会の審査に資するところ極めて大なるものがあると存じます。ここに厚く御礼を申し上げます。また、この会議開催のため格段の御協力をいただきました関係各位に対しまして、心より感謝を申し上げます。

これにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会